

**令和2年度産業経済研究委託事業
(今後のあるべき租税特別措置の検討に
向けた制度調査事業)**

調査報告書

令和3年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1. 調査研究の概要	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 調査期間	1
1.3. 調査の内容	1
2. 租税特別措置の制度設計及び設立経緯の調査	3
2.1. 制度設計及び経緯の調査	3
2.2. 調査内容	3
2.3. 調査結果の整理・分析	5
2.4. 作成したデータベースの概要	6
3. 諸外国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機に対する対策としての税制措置の調査	9
3.1. 調査の概要、調査対象国及び対象機関	9
3.2. アメリカにおける経済的措置	10
3.3. イギリスにおける経済的措置	29
3.4. ドイツにおける経済的措置	42
3.5. フランスにおける経済的措置	52
3.6. 調査対象国の税制とわが国との違いの分析・考察・我が国への示唆	59
4. まとめ	69

【別紙】各国の税制措置の詳細

1. 調査研究の概要

1.1. 背景と目的

第四次産業革命に伴う経済社会・産業構造変化の下で、働き方改革や Society5.0 の実現など政策課題は多様化している。持続的な経済成長の実現に当たっては、こうした政策課題に対して、法人税をはじめ幅広い税制上の対応を検討し、実行に移すことが必要である。また、実効性の高い税制改正要望の検討のためには、過去の税制改正の制度設計・経緯等を踏まえることが不可欠である。

よって、今後の税制改正をより有用なものとするためにも、幅広い税制における過去の税制改正の制度設計・経緯等の体系的整理を行う。具体的には、法人税及び固定資産税・事業所税を対象に過去措置された租税特別措置を体系的に整理及び分析する。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済対策として各国で実施された税制措置についても調査・分析を行い、今後、生じる可能性のある有事における経済対策について知見の蓄積を行う。

1.2. 調査期間

調査は令和 2 年 10 月 21 日から令和 3 年 3 月 19 日まで実施した。

1.3. 調査の内容

本事業は、(1) 租税特別措置の制度設計及び設立経緯の調査事業と、(2) 諸外国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機に対する対策としての税制措置の調査を並行して実施した。

(1) 租税特別措置の制度設計及び設立経緯の調査事業

幅広い税制における過去の税制改正の制度設計・経緯等の体系的整理を図るため、法人税及び固定資産税・事業所税に係る租税特別措置を中心に体系的に整理及び分析を行った。

調査結果の整理に当たっては、複数の切り口（例：支援対象となる行為、優遇措置の形式、景気動向・背景など）で分類し、データベースはオフィス等の一般的な PC で使用可能なソフトウェアで構築するとともに、検索機能や参照情報のリンク等を設定した。

(2) 諸外国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機に対する対策としての税制措置の調査

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中で経済危機が生じているところである。これに対して、各国政府は様々な経済対策・支援措置を講じているが、それを体系的に整理したものや、その効果等をまとめたものはない状況である。今後、同規模の経済危機が発生することも想定される中、その備えとしても各国が講じた対策措置、特に税制措置を

まとめ、後世への知見の蓄積となるよう、一定の切り口をもとに体系的に整理し、それぞれの措置について政策効果を分析・評価した。

2. 租税特別措置の制度設計及び設立経緯の調査

2.1. 制度設計及び経緯の調査

租税特別措置は、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段として、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則の例外措置として設けられている。租税特別措置は、昭和 24 年のシャープ勧告で公平の原則に反するとされ、多くの租税特別措置が廃止されたが、昭和 30 年代からは高度経済成長期を支える資本の蓄積と経済の発展を図ることなどを目的として、投資税額控除や特別償却等を中心に様々な租税特別措置が導入される一方で、租税特別措置が認められるためには、税制以外の措置で有効な手段が見出し得ない場合に限られるべきであるとする議論が行われるようになった。昭和 40 年代には企業の体質改善、輸出振興、公害対策等の新たな政策課題に対応した租税特別措置が新設または存置されたのと並行して、縮小や廃止等の整理合理化が行われるようになり、その後も見直しの動きは続いている。

租税特別措置には、産業政策等、特定の政策目的のために税負担の軽減等を図る措置（政策税制）、及び課税の公平確保や租税回避行為の防止、手続きの特例等に係る措置がある。

本調査では、法人税については租税特別措置法「第三章 法人税法の特例」を対象に、1970 年度（昭和 45 年度）税制改正以降の租税特別措置の制度設計および設立経緯を調査した。また、固定資産税・事業所税については 1970 年度税制改正以降の税負担軽減措置を対象に、制度設計および設立経緯を調査した。なお、法人税法については本則にも同様の性質をもつ項目があるが、本調査では対象外とした。

2.2. 調査内容

幅広い税制における過去の税制改正の制度設計・経緯等の体系的整理を図るため、法人税および固定資産税・事業所税に係る租税特別措置を中心に体系的に整理及び分析を行った。調査の対象及び調査項目は次の通りである。

2.2.1. 調査の対象範囲

法人税および固定資産税・事業所税に係る税制改正措置について、制度設計及び設立経緯の調査を行った。調査は以下の文献における該当記述を対象とし、その記載の一部を収集することとした。

- (1) 改正税法のすべて（大蔵財務協会：1970-2020）
- (2) 税制改正の解説（財務省：2005-2020）
- (3) 税制改正要望（各省：2013-2020）
- (4) 租税特別措置等に係る政策評価（各省・総務省：2010-2020）

2.2.2. 調査項目

前項にて収集した措置に係る情報については、以下の項目を整理した上で、データベースに格納した。なお、ここでいう「制定改廃」とは、各年度において行われる措置の新設・改正・延長・廃止等を指し、「措置」とは一つの措置内容に係る新設・改正・延長・廃止等の一連のライフサイクルを包括した概念を指す。

図表 2-1 調査項目の一覧

項目名	整理方法	整理例
措置の名称	テキストを取得	中小企業構造改善事業の用に供する共同利用施設の特別償却制度
制定改廃の名称	テキストを取得	下請中小企業振興事業用共同施設の特別償却制度の創設
制定改廃の分類	右記から選択	【新設/拡充/延長/縮減/廃止/恒久化/時限化/見直し】
税目	右記から選択	【法人税/固定資産税/事業所税】
制定改廃の年度	数値を取得	1970 年度
制定改廃の概要	テキストを取得	下請中小企業振興事業用共同施設の特別償却制度が創設されました。特定下請組合が下請中小企業振興準備金を取りくずして取得した共同利用施設について初年度 3 分の 1(建物は 10 分の 1)の特別償却が認められることになっています...
制定改廃の目的・背景	テキストを取得	この制度は、「下請中小企業振興法」(案)の制定に伴い発効するものであり、その趣旨もこの法律との関連で理解する必要があります。通商産業者はこの点について次のように説明しています...
資本金要件	右記から選択	【あり/なし】
設立年数要件	右記から選択	【あり/なし】
業種要件	右記から選択	【あり/なし】
対象行為	右記から選択	【投資/支出/除却/その他】
措置対象	右記から選択	【償却資産/建屋/土地/その他】
認定方法	右記から選択	【法に基づく計画認定/法に基づく業種指定/法に基づき措置対象（行為・対象物）を限定する要件/その他/なし】
措置内容	右記から選択	【税率の軽減/損金算入/税額控除/益金不算入/特別償却/準備金/圧縮記帳/その他課税繰延/課税強化/規制内容の変更/課税標準の割引/税額の減額/所得控除/その他特例】

項目名	整理方法	整理例
適用年度	数値を取得	1970 年度, 1971 年度
開始年月日	数値を取得	1970/5/1
措置年数	右記から選択	【1 年以下/1 年超 2 年以下/2 年超 3 年以下/3 年超 4 年以下/4 年超 5 年以下/5 年超/その他】
減収見込	テキストを取得	〇〇年度：〇〇百万円
実績額	テキストを取得	〇〇年度：〇〇百万円
実績件数	テキストを取得	〇〇年度：〇〇件
関連法令	テキストを取得	下請中小企業振興法
関連施策	テキストを取得	下請中小企業振興事業計画
担当府省庁	テキストを取得	経済産業省（通商産業省）

2.3. 調査結果の整理・分析

前節の対象・項目に沿って調査を実施した結果は、Microsoft Excel のスプレッドシートに収録した。調査結果の概要は以下の通りである（一部の調査項目では複数該当のケースがあるため、制定改廃の合計件数とは一致しない）。

- ・ 措置の件数：881 件
- ・ 制定改廃の件数：4,182 件
 - － 【制定改廃の分類】
 新設：489 件、延長：2,143 件、拡充：838 件、縮減：1,389 件、
 見直し：90 件、恒久化（本則化）：8 件、時限化：16 件、廃止：408 件、
 その他：454 件
 - － 【税目】
 法人税：2,363 件、固定資産税：1,453 件、事業所税：366 件
 - － 【認定方法】
 法に基づく計画認定：923 件、法に基づく業種指定：1,132 件、法に基づき措置対象（行為・対象物）を限定する要件：1,862 件、その他：57 件、なし：579 件
 - － 【各種認定要件】
 資本金要件：552 件、設立年数要件：55 件、業種要件：2,052 件
 - － 【措置内容】
 税率の軽減：345 件、損金算入：245 件、税額控除：309 件、
 益金不算入：11 件、特別償却：879 件、準備金：470 件、圧縮記帳：204 件、

その他課税繰延：53 件、課税強化：133 件、規制内容の変更：2 件、
課税標準の割引：1,191 件、税額の減額：140 件、所得控除：129 件、
その他特例：263 件

なお、措置の件数（881 件）と新設の件数（489 件）が一致しないことが示す通り、調査対象の開始年度である 1970 年度以前に開始された措置や、元文献で制定改廃の記載が省かれているものや前後の制定改廃との関係づけが困難な措置等も含まれていたため、一部の措置については創設からの一連の流れを追えない状況にあった。

2.4. 作成したデータベースの概要

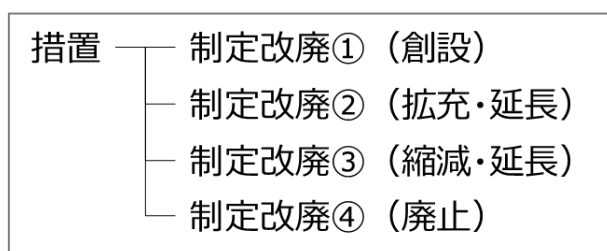
前節で作成したスプレッドシートについては、検索・集計に資するようデータベース化を実施した。一般的な PC で使用でき、利用者にとって利便性の高いソフトウェアという観点から Microsoft Access により作成している。以下に本データベースの概要・特徴を示す。

2.4.1. データの構成

前述の通り本調査では、各年度において行われる措置の新設・改正・延長・廃止等を指す「制定改廃」、一つの措置内容に係る制定改廃を束ねて一連のライフサイクルとして捉えた「措置」、の二段階により情報整理を行っている。すなわち、「措置」を親、「制定改廃」を子とする関係にあり、この親子関係を保持してデータを構成することで、施策の関連性・継続性を捉えられるものとした。

その上で、制定改廃の単位で「2.2.2 調査項目」に記載の情報を盛り込むことにより、措置の変遷を辿れるよう整理を行った。

図表 2-2 「措置」と「制定改廃」の関係（イメージ）



2.4.2. 検索機能

データベースの検索画面は図表 2-3 の通りである。「税目」「措置対象」「対象行為」「措置年数」「認定方法」「担当府省庁」「措置内容」「適用年度」「資本金要件」「設立年数要件」「業種要件」の 11 項目から検索できるほか、全文検索により「制定改廃の概要」や「制定改廃の目的・背景」等、前述の 11 項目以外から広く検索できる仕組みとしている。これにより、ある措置と類似している他の措置を抽出し、その内容を閲覧・分析が可能となって

いる。

図表 2-3 検索条件設定画面（検索可能な項目）

検索画面

租税特別措置データベース

検索実行 ハイライト設定

検索条件（入力した条件がand検索されます）

条件解除

税目

法人税
固定資産税
事業所税

対象行為

投資
支出
除却
その他

認定方法

法に基づく計画認定
法に基づく業種指定
法に基づき措置対象（行為・対象物）を限定する要件
その他
なし

措置内容

税率の軽減
損金算入
税額控除
益金不算入
特別償却
準備金
圧縮記帳
その他課税繰越
課税強化
規制内容の変更
課税標準の割引
所得控除
その他特例

適用年度

全文検索

資金金要件

☐

設立年数要件

☐

業種要件

☐

措置対象

償却資産
建屋
土地
その他

措置年数

1年以下
1年超2年以下
2年超3年以下
3年超4年以下
4年超5年以下
5年超

担当府省庁

内閣府
国家公安委員会・警察庁
総務省
外務省
財務省
文部科学省

OR AND

☒ OR ☐ AND

検索条件設定画面で「検索実行」を押下すると、検索結果一覧画面に遷移する。ここでは図表 2-4 のように、データシート形式により「措置」「制定改廃」の二段階で検索結果が表示される。例えばここで表示している「フェリー埠頭にかかる課税標準の特例」には 4 件の制定改廃が属しており、1973 年に新設されたのち、1976 年の縮減、1978 年の延長を経て 1982 年に廃止されたという概観を捉えられる。

図表 2-4 検索結果一覧画面

全て閉じる 全て展開 Excel出力

措置ID	措置の名称	制定改廃ID	制定改廃の名称	制定改廃の分類	税目	制定改廃の年度	要件-資本金	要件-設立年	要件-業種
20053	心身障害者モデル工場に係る課税標準の特例措置								
20054	フェリー埠頭にかかる課税標準の特例								
1431120	フェリー埠頭にかかる課税標準の特例	新設	固定資産税	1973					
1511180	縮減される特別措置：フェリー埠頭	縮減	固定資産税	1976					
1531130	課税標準の特例措置の適用期限の延長：カーフェリー埠頭	延長	固定資産税	1978					
1571040	フェリー埠頭の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例	廃止	固定資産税	1982					
20055	社会福祉事業振興会の事業用固定資産に係る非課税措置								
20056	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準する一定の船舶に係る課税標準の特例措置								
20057	農業機械化研究所の検査用等の固定資産に係る非課税措置								
20058	放送大学学園の非課税								
20059	地方路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置								
20060	日本自動車ターミナル株式会社の事業用家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置								
20061	自動車事故対策センターの設置する治療看護施設に係る非課税措置								
20062	貿易研修センターの業務用固定資産に係る課税標準の特例措置								
20063	通信・放送衛星機種の業務用償却資産に係る課税標準の特例措置								
20064	日本体育・学校健康センターの業務用固定資産に係る非課税措置								
20065	日本国有鉄道の特定地方交通線が地方鉄道又はバスへ転換される際に地方鉄道又はバス業者が転換交付金の交付を受けて取得し事業の用に供する償却資								
20066	湖沼の水質保全のための施設に係る非課税措置等								
20067	石油公団の一定の業務用家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置								

レコード: 1 / 447 フィルターなし 検索

検索結果一覧画面では、「措置 ID」の数字を押下すると当該措置に属するすべての制定改廃の内容が、「制定改廃 ID」の数字を押下すると、1 件分の制定改廃内容が、措置詳細画面に遷移した上で表示される。ここでは選択した措置に関してデータベースに格納されたすべての情報を閲覧でき、より細かな内容と変遷を追うことができることとなっている。

図表 2-5 措置詳細画面

フェリー埠頭にかかる課税標準の特例

閉じる

ハイライト設定

1973 年 新設
措置ID : 20054を全て表示

フェリー埠頭にかかる課税標準の特例

改正税法のすべて(1973年度版)
p. 57
[S48shoukai.pdf](#)

制定改廃の概要

近年、中長距離カーフェリー輸送は急速な発展をみせており、これに伴いフェリー埠頭を整備することが緊急に必要となっています。このため、昭和46年に港湾法施行令を改正してフェリー埠頭を特定用途港湾施設に含め、国の助成の対象とすることとされました。また、特定用途港湾施設であるフェリー埠頭は、方公共団体(港湾管理者)が設立する公社が建設、管理の主体となるよう指導されています。このような状況にかんがみ、基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている財団法人で、港湾管理者から港湾法第55条の7第1項の規定による国の無利子貸付けにかかる資金の貸付けを受けたものが、昭和47年1月2日から昭和50年1月1日までの間に取得した自動車航送船の係留にかかる特定用途港湾施設のうち次に掲げる家屋または償却資産については、3年間課税標準を評価額の2分の1の額とすることとされました(法附則15 1、令附則11 10及び11)。

(イ)岩壁、さん橋および自動車駐車場(有料のものを除く。)の用に供する償却資産

(ロ)旅客乗降用固定施設の用に供する家屋および償却資産

(ハ)護岸および臨港交通施設の用に供する償却資産

(ニ)係船浮標、係船くいおよび浮き橋の用に供する償却資産

制定改廃の目的・背景

要件等

資本金
☐

設立年数
☐

業種
☐

対象行為

投資

措置対象

建屋, 償却資産

認定方法

法に基づく計画認定

2.4.3. その他の補助機能

一連の検索・表示をサポートするため、次の2機能もあわせて実装した。

(1) Excel 出力機能

検索結果一覧画面において、現在表示されている検索結果を Microsoft Excel ファイルで出力できる。検索結果を参考資料として保存・添付する際に利用するほか、Microsoft Excel 上での自由な加工・分析に供することを想定している。

(2) ハイライト機能

検索結果一覧画面及び措置詳細画面において、指定した文言をマーカー表示する。文言及び色は自由に設定できる(全文検索の用語指定を行った場合は、その用語もハイライトされる)。

2.4.4. データのメンテナンス

Microsoft Access のデータベースからは、格納データを Microsoft Excel ファイルで出力できる。これを追加・修正・消去等をしたのち再度インポートすることで、容易にデータのメンテナンスを行える。

また、検索結果一覧画面の表示内容や Excel 出力機能の出力レイアウトについても、Microsoft Access 側で容易に調整できるものとしている。

3. 諸外国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機に対する対策としての税制措置の調査

3.1. 調査の概要、調査対象国及び対象機関

本章では、各国で経済対策として実施された税制措置の整理を行った。

政策減税等の特例から納税猶予等の事務手続き軽減まで税制に関する措置すべてを対象とし、各国における議論や取り組み及びその効果等を中心に、文献や公表されている資料等を基に調査・分析し情報を体系的に整備した。

調査対象国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4か国を対象とし、調査対象期間は、2020年10月から2021年3月までとした。

調査に当たっては、制度の詳細、減収規模、適用実績に加えて、措置の背景・狙い、現地での評価等も併せて調査するとともに、附帯情報として各国の経済状況の推移（企業の業績、株価、失業率など）も調査を行った。

図表 3-1 調査項目一覧

観点	内容
措置の詳細	➤ 措置の内容、支援対象、措置の形式 ➤ 施行日、廃止予定日 等
背景、狙い	➤ 経済状況 ➤ 政策目的 等
減収額	➤ 予想コスト ➤ 減収額、財政赤字への影響額
適用実績	➤ 件数 ➤ 適用額 等
導入後の変化	➤ 措置の拡充 ➤ 今後の方向性 等
現地における評価	➤ 事業者の受け止め ➤ 経済に対する効果 等

3.2. アメリカにおける経済的措置

3.2.1. 背景、狙い（主な目的）

(1) 感染拡大からロックダウンに係る影響への対応

アメリカでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年3月以降、複数回経済対策が発動されている。

3月のロックダウンに起因する活動の突然の停止は、経済活動の急激な収縮と失業率の急増を引き起こした。失業率は2月の3.5%から4月には14.7%に上昇し、わずか2ヶ月の間に、2,500万人以上のアメリカ人が職を失い、失業率は過去90年近くで最高水準に達した。

個人消費支出は2月から4月にかけて18%減少し、特にレストラン、ホテル、小売などの対面での交流を伴う労働集約的なサービスの消費が急激に縮小した。

アメリカ政府は、3月6日に、第1弾の補正予算として、新型コロナウイルス対策・対応補正予算法；Coronavirus Preparedness and Response Supplemental Appropriations Act, 2020 (P.L.116-123)) に署名し、新型コロナウイルスの地域、州、国、国際レベルでの感染拡大を防ぎ、新型コロナウイルスが国民に与える影響に備えるため、83億ドルの支出を決定した。

支出の大部分は、保健福祉省に向けられたもので、具体的には、医療品の備蓄の補充、地域の保健センターの支援、将来のワクチン・治療法・診断法をアメリカ国民が利用できるようにするために数十億ドルを提供するものである¹。

新型コロナウイルスがパンデミックレベルに達し、死亡者数が増加し、米国全土のコミュニティの労働者と家族への影響が深まったことから、労働者とその家族のためにより多くのサポートが必要と判断されたことを受け、3月18日には、第2弾として1,929億ドルの補正予算が組まれた（家族第一・コロナウイルス対応法；Families First Coronavirus Response Act (P.L.116-127))。この事業は、有給休暇の提供、無料のコロナウイルス検査の確立、失業給付による強力な支援、経済的に脆弱な子供たちと家族のための食糧援助の拡大、最前線の医療従事者の保護を行うとともに、パンデミックの継続的な経済的影響のために州に追加の資金を提供するものである²。

3月27日には、アメリカの労働者、家族、および中小企業に迅速かつ直接的な経済援助を提供し、アメリカの産業の雇用維持を目的とし、第3弾の補正予算として2兆2,830億ドルの支出が決定した（コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）；Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act or the CARES Act (P.L.116-136))。この法案は、特定業界への融資・保証、中小企業向け融資、現金給付、失業保険給付の拡大等がメ

¹ <https://www.republicanleader.senate.gov/newsroom/press-releases/senate-approves-bipartisan-funding-to-fight-coronavirus>

² <https://appropriations.house.gov/news/press-releases/house-democrats-introduce-families-first-coronavirus-response-act>

インとなっている。

なお、CARES 法の内訳は以下の通りである。

- 個人、家計 ...5,600 億ドル
- 大企業（航空産業等） ...5,000 億ドル
- 中小企業 ...3,770 億ドル
- 州・地方政府...3,398 億ドル
- 公衆衛生 ...1,535 億ドル
- 教育・その他 ...437 億ドル
- セイフティネット...260 億ドル

3 月に実施されたこれらの 3 つの経済対策は、コロナ危機に対する緊急対応を目的としたものであり、以後の追加経済対策は基本的にはその追加資金供給となっている。

4 月 24 日には第 4 弾の経済対策として 4,848 億ドルの予算が組まれた（給与保護プログラム及び医療強化法：Paycheck Protection Program and Health Care Enhancement Act (P.L.116-139))。この法案は、中小企業の給与支払い補填、医療機関向け支援等がメインで、主に融資財源の枯渇を補うための追加対策である。

(2) 経済活動の再開期における対応

5 月には企業活動が再開して労働者の再雇用を開始したことで労働需給が改善するとともに、4 月の間に消費が 8%増加した。失業率は 6 月までに 11.1%にまで低下したが、雇用人口比率 54.6%となり、第二次世界大戦直後に発生した過去最低の数値に近いものを記録した。こうした失業率の高さは、低所得世帯、大学教育を受けていない世帯、女性、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニックに特に大きな影響を与えたとされる³。

8 月 8 日には、大統領令により、以下の対策が発表された。

- 失業手当を週 600 ドルから週 300 ドルに減額したうえで適用期間を延長
- 年収 10 万ドル以下の個人に対し、2020 年 9 月から 12 月に発生する従業員の給与税の納税を猶予
- 新型コロナウイルスの影響の影響により、資金難に陥った者が住宅からの強制立ち退きを回避できるよう、賃貸人や住宅所有者への支援を実施
- 連邦機関に融資される学生ローンの支払い期限を 2020 年 9 月末から 2020 年 12 月まで延長

³ <https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/CR/2020/English/1USAEA2020001.ashx>

(3) 感染者の再拡大

12月27日には、トランプ大統領は2021年統合歳出法（Consolidated Appropriations Act of 2021 (P.L.116-260)）に署名し、新型コロナウイルスのパンデミックによって悪影響を受けたアメリカの労働者、家族、および企業に追加の9,000億ドル（約93兆円）規模の経済的救済を提供することとなった。

民主党側の声明によると、最大3,300億ドルの中小企業向け融資や国民1人当たり600ドル（約6万2千円）の給付金、失業保険の週300ドル上乗せが盛り込まれた。追加の給付金や失業保険の拡充は、今春に実施した水準の半額相当となる。

なお、コロナ危機と並行して大統領選挙が行われていた米国では、新大統領の就任前から追加の経済刺激策が行われることが発表されていた。

政権交代後、バイデン大統領は、3月11日に2021年アメリカ救助計画法（American Rescue Plan Act of 2021）に署名し、さらに1.9兆ドルが投じられた。アメリカ救済計画は、パンデミックの進路を変え、経済回復への架け橋を築き、人種的正義に投資し、新型コロナウイルスをきっかけに悪化した世代間の不公平に対処するものであるとされている⁴。

これには予防接種プログラムの開発・検査・追跡に490億ドル、全世帯の90%を対象とした直接給付、失業保険の延長、合計3,500億ドルの州・地方自治体への資金援助、女性・幼児・子ども向けのフードスタンプ給付の拡充・延長、州・地方自治体を通じた200億ドルの住宅援助、世帯および低所得労働者向けの税額控除、経済損害・災害ローンへの150億ドルの追加資金、医療従事者へのメンタルヘルス対策を含む医療支援等が含まれる⁵。

アメリカ救助計画法では、労働者世帯を支援するため、児童税額控除、勤労所得税額控除、扶養児童養育費税額控除といった税制の拡充が盛り込まれている。

なお、コロンビア大学の研究者は、アメリカ救済計画は、子供の貧困を半分に削減すると推定している⁶。

3.2.2. 財政措置の全体像及び規模

米国では、中小企業や特定の業種（航空産業など）の支援、医療提供者へのリソースの増強、失業保険の拡大、企業が労働者を維持するインセンティブ、家計への現金給付に加え、州政府や地方自治体に資源を提供するなどの様々な財政措置が実施されている。

特に、CARES法に代表される財政措置では、市場最大規模の経済対策が実施された。個人向けとしては直接給付や失業保険の拡充、企業向けには給与保護プログラム（PPP）が目

⁴ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/legislation/2021/01/20/president-biden-announces-american-rescue-plan/>

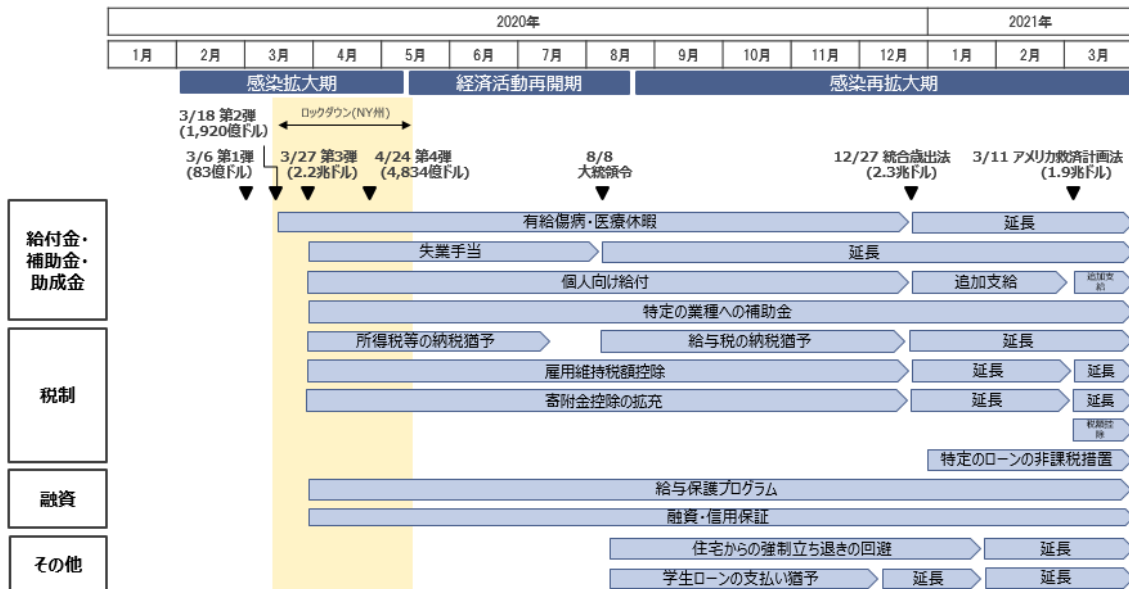
⁵ <https://www.jdsupra.com/legalnews/u-s-house-passes-american-rescue-plan-1846138/>

⁶ <https://www.povertycenter.columbia.edu/news-internal/2021/presidential-policy/biden-economic-relief-proposal-poverty-impact>

玉となっている。

アメリカでは、欧州を含む他の先進国と比較して、社会的セイフティネットが伝統的に小さかったこともあり、失業給付と現金移転の強化という形で、一時的な「直接支援」を法制化していることが特徴である。

図表 3-2 米国における経済的措置の概要



※主な施策を記載、予算規模はパッケージ全体の規模を記載、各措置の起点は政府公表日
出典：各種資料を基に NTT データ経営研究所作成

3.2.3. 税制措置の詳細

(1) 事業者向け支援

アメリカでは、所得税、法人税を含むほとんどの連邦税の確定申告及び納付の期限が延期されている。この措置は全ての納税者に自動的に適用され、申請不要である（国家緊急事態宣言に伴う措置）⁷。加えて、航空会社への減免や、寄付金控除の上限引き上げ、利子の税額控除等が実施されている。

1) 事業者に対する医療・家族休暇にかかる給与税の税額控除

500人未満の従業員を雇用する雇用主に対し、新型コロナウイルス対策のため、従業員が、自身の健康もしくは家族の世話のために有給休暇を取得することを支援する施策。本措置は、新型コロナウイルス対策のために子供の学校や保育所が閉鎖されたり、子供の保育所が利用できずに子供の世話をしたりしている従業員に係る給与税の税額控除を認めるものである。

⁷ “Coronavirus Tax Relief: Filing and Payment Deadlines.” IRS Website

既存制度では、雇用主の給与税の控除は支払われた賃金をもとに計算され、各暦年の社会保障税の雇用主負担分に対して請求される。社会保障給与税の税率は、通常、賃金の12.4%で、雇用主が6.2%、従業員が6.2%を負担する。家族・医療休暇制度は無休で、取得の適格従業員は少なくとも1年以上継続して雇用され、直近1年以内に1,250時間以上勤務している従業員であり、勤務している職場から75マイル以内に50人以上が勤務していることが条件となる。

2020年3月27日にコロナウィルス対策のために導入された措置では、適格従業員の要件は当該雇用主の下で少なくとも30日間勤務していることと緩和された。休暇の最初の10日間は無給であるが、従業員は他の有給休暇の利用を選択することができる。残りの休暇日について通常の賃金の3分の2、従業員1人当たり1日200ドル、合計10,000ドルを上限に賃金の支払いを行うことで、雇用主は、2020年4月1日から2020年12月31日までの期間に支払われる賃金に相当する税額控除を、四半期ごとに納付する社会保障税の雇用主負担額（「FICA マッチ」）総額から差し引くことが認められた。

2020年12月27日には、措置の期限が2021年3月31日まで延長され、自営業者について、控除額の算出に使用する平均日当（課税年度の純収入を260で割った数字に相当）を2020年のものではなく2019年の平均日当を選択することを認める改正が家族・第一コロナウィルス対応法に盛り込まれた。

2021年3月11日には、適用期間が2021年3月31日から2021年9月30日に延長された。控除の対象となる休暇が、新型コロナウイルス関連の予防接種若しくは予防接種に伴う傷、障害、疾病からの回復のために取得する休暇にも拡大され、適格休暇の定義も拡大され、すべての病気休暇時間の使用に請求でき、従業員が新型コロナウイルスにより隔離に従う、若しくは類似の状況にいる人の世話をする場合にも提供される。適格賃金の控除上限は10,000ドルから12,000ドルへ引き上げられ、2021年4月1日からは病院保険税の雇用主負担分（賃金の1.45%）も請求することができる。雇用主負担の老齢・遺族・障害年金保険、鉄道退職者用税により控除額を引き上げることができる。これらの変更点は自営業者にも適用され、60日を上限として請求される。

2) 事業者に対する病気休暇にかかる給与税の税額控除

500人未満の従業員を雇用する雇用主に対し、新型コロナウイルス対策のため、従業員が、自身の健康もしくは家族の世話のために有給休暇を取得することを支援する施策。本措置は、新型コロナウイルス対策のために勤務できない従業員について、雇用主に給与の支給を義務づけるものである。

従来、病気休暇は、年に12週間、無給で雇用が保証された休暇として認められる。これに対し、CARES 法では適格病気休暇の付与を一定条件下で雇用主に義務付ける代わりに、

給与を税額控除の形で政府が負担する。税額控除は 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間に支払われる賃金に適用される。雇用主が四半期ごとに納付する社会保障税の雇用主負担額（「FICA マッチ」）総額から差し引くことが認められる。

2020 年 12 月 27 日に成立した統合歳出法（CAA）では、適格雇用主の請求期間が 2021 年 3 月 31 日まで延長され、自営業者について、控除額の算出に使用する平均日当（課税年度の純収入を 260 で割った数字に相当）を 2020 年のものではなく 2019 年の平均日当を選択することを認める改正が家族・第一コロナウィルス対応法に盛り込まれた。

2021 年 3 月 11 日に成立したアメリカ救済計画法では、請求期間がさらに 2021 年 9 月 30 日まで延長された。従業員一人当たり 10 日間付与された病気休暇は、2021 年 4 月 1 日以降は更新されないが、控除の対象となる休暇が拡大され、新型コロナウイルス関連の予防接種若しくは予防接種に伴う傷、障害、疾病からの回復のために取得する休暇も対象となる。有給休暇が、報酬の高い従業員やフルタイムの従業員に有利に付与されたり、雇用期間の長さをもとに付与される場合、雇用主は控除を請求することはできない。2021 年 4 月 1 日から病院保険税の雇用主負担分（賃金の 1.45%）も請求することができる。州政府・地方政府を含めた政府職員は対象から除外されていたが、特定の州・地方政府および連邦政府職員も対象とする。雇用主負担の老齢・遺族・障害年金保険、鉄道退職者用税により控除額を引き上げることができる。

3) 学生ローンの支払いに対する所得税及び社会保障税の免税

CARES 法（2020 年 3 月 27 日）により、雇用主は 2020 年 3 月 27 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に、従業員の適格学生ローンの支払いを最大 5,250 ドルまで支援でき、賃金から除外される。支払いは直接学生若しくは貸し手になされる。支払いは元金及び利息をカバーできる。

アメリカ救済計画法（2021 年 3 月 11 日）により、2020 年 12 月 31 日から 2026 年 1 月 1 日まで、中等教育後の教育の適格学生ローンの返済額を総所得から除外する。適格学生ローンは、すべての連邦学生ローン、特定の個人教育・指導ローンを含む。したがって、これらの学生ローンは課税対象とならない。

4) 従業員雇用維持税額控除

米国では、給与税（15.3%）は社会保障税（労使 6.2%ずつ負担）と医療保険税（労使 1.45%ずつ負担）のそれぞれを雇用主と従業員が負担しているが、「適格雇用主」が各四半期に負担する「適格賃金」の 50%相当を、当該四半期の雇用主負担分の社会保障税から税額控除するよう変更された。

統合歳出法（2020 年 12 月 27 日）では、以下の変更が CARES 法に遡って行われた。

- 他の賃金が支払われていない場合でも、団体医療制度の費用は適格賃金とみなされることを明確にする
- 特定の非課税団体の総収入の決定を明確にする
- 給与保護プログラム（PPP）の融資を受けた雇用主が、債務免除のローンで支払われなかった賃金について控除できるようにする
- 従業員雇用維持・再雇用税額控除に変更され、適用期間を 2021 年 6 月 30 日まで延長する
- 控除割合を 50%から 70%に引き上げる
- 控除の対象となる賃金額を暦年の四半期ごとに 10,000 ドルに引き上げる
- 控除の対象となる総収入の減少基準を 50%から 20%に引き下げ、特定の雇用主は前四半期の総収入を用いて対象者を決定できる
- 2019 年中または一定期間に操業しなかった雇用主に、控除の資格を認める
- 特定の公的機関の雇用主に控除の申請を認める
- 従業員数 500 人以下の雇用主に対して、暦年四半期のどの時点でも前払いを認める
- 季節的雇用主に対して、控除額の計算に関する特別なルールを規定する
- 財務省は、中小企業庁と連携して、控除の利用可能性に関する広報キャンペーンを行う

American Rescue Act of 2021（2021 年 3 月 11 日）では 2021 年 12 月 31 日まで期間が延長され、2020 年 2 月 15 日より後に設立され、年間総受領高が 100 万ドルを超えないスタートアップの回復のために、四半期につき 50,000 ドルを上限に控除を付与するとした。また、総受領高が 2019 年の同時期の四半期の 10%より少ない、著しく財政的に打撃を受けた事業者はすべての賃金を適格賃金として扱うことができることとされ、および控除は雇用主負担分の病院保険に対して請求するよう再構成された。

5) 雇用主負担分の社会保障税の納付猶予

アメリカでは、給与税（15.3%）は社会保障税（労使 6.2%ずつ負担）と医療保険税（労使 1.45%ずつ負担）のそれぞれを雇用主と従業員が負担しているが、2020 年 12 月 31 日以前に生じる雇用者負担分の社会保障税について分割納付が認められ、50%は納付期限 2021 年 12 月 31 日、残りの 50%は納付期限 2022 年 12 月 31 日に延期される。

6) 事業者に対する欠損金繰戻による還付

平時においては、2017 年 12 月 31 日より後、2021 年 1 月 1 日より前の課税年度に生じた純営業損失を繰り戻すことができるようになっていた。

2020 年 3 月 27 日に成立したコロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）の成立により、5 年間の課税年度の繰り戻しが認められることとなった。2018、2019、2020 年開始事業年度における欠損金について 5 年間の繰戻を認めるもので、2018 年以降に発生した欠損金に関する使用制限（当期所得の 80%まで）を一時的に撤廃する。法人税の対象とならない納税者に対しても同様の措置が適用される。

また、2020 年 12 月 27 日に成立したコロナウィルス対応・救済補足予算法（CAA）により、CARES 法が成立する前に 2 年間の繰り戻し期間を選択した農家に、5 年間の繰り戻しではなく 2 年間の繰り戻しを認める。

7) 事業者に対する法人代替ミニマム税の税額控除

法人代替ミニマム税（AMT）は 2017 年に廃止され、前年に AMT を納付し、控除される法人は、2021 年まで通常の税負担に対し控除することができた。

2020 年 3 月 27 日に成立した CARES 法により、還付期間を暦年 2018 年および 2019 年中に開始する課税年度 2 年に短縮された（還付を加速する）。

原則として、通常の AMT の税額控除を計算した後に残る AMT 残高の 50%を、暦年 2018 年中に開始する課税年度に還付し、残高全額を暦年 2019 年中に開始する課税年度に還付を行う。納税者の選択により、AMT 残高の全額を暦年 2018 年中に開始する課税年度に還付申請することも可能となっている。

8) 事業者に対する支払利息損金算入制限の緩和

2018 年に実施された税制改革により、事業活動から発生するネット支払利息は、修正後課税所得の 30%範囲内で損金算入可能、という制限が設けられ、30%を超える分については、損金不算入とされていた。なお、修正後課税所得は、連邦課税所得にネット支払利息を加算した金額である。

2020 年 3 月 27 日に成立した CARES 法により、2019 年中または 2020 年中に開始する課税年度のネット支払利息は、修正後課税後所得の 50%の範囲内で損金算入が認められるように緩和された。

9) 事業者に対する適格内装費に関する法文修正

2018年の税制改正により、適格改装物件（賃貸物件、レストラン、小売物件の改装）の費用を償却する期間を15年から39年に延長した。ただし、この改正では、投資を即座に経費として落とせないようになっていた。

2020年3月27日に成立した CARES 法において、事業者に対する適格内装費に関する条文の修正がなされ、償却期間を15年に変更し、ボーナス償却（100%の償却）が可能となった。

10) 事業者に対する物品税の免除

平時においては、蒸留酒 1 プルーフガロンにつき、2.7 米ドルから 13.50 ドルの物品税が適用されていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、エタノール由来の手指消毒剤の生産需要の高まりに対処するため、2020年3月27日に成立した CARES 法により、製造および配布される手指消毒剤に使用または含有される蒸留酒に対する連邦物品税が免除されることとなった。

11) 事業者に対する航空物品税の免除

平時においては、民間航空会社（事業として旅客輸送若しくは貨物輸送を、航空機を利用して行う事業者）次の燃料税と航空輸送税が課されることになっていた。

➤ 燃料税

- ・ 民間航空会社で使用するケロシン（民間航空会社とは、航空旅客輸送若しくは航空貨物輸送を事業とするうえで航空機を使用する）

➤ 航空輸送税

- ・ 航空旅客輸送に対する支払い額に課される 7.5%の税
- ・ 国内線セグメント税
- ・ 国際線施設税
- ・ マイレージで得られる無料若しくは割引価格航空輸送の支払い額
- ・ 航空貨物輸送に対する支払い額に課される 6.25%の税

2020年3月20日に成立した CARES 法により、2020年3月28日から2020年12月31

日まで上記税が免除されることとなった。

12) 教員に対する個人用防護具の費用の所得控除

既存の制度では、適格教員は、教室で使用する教材（書籍、消耗品、コンピュータ（関連するソフトウェアおよびサービスを含む）、その他の機器など）のために支払った費用のうち、払い戻しされていないものについて、250 ドルを上限として控除できるとされていた。保健体育の授業で使う教材は、スポーツに関連するものに限り、控除の対象とされていた。

2020 年 12 月 27 日に成立した統合歳出法により、教室での新型コロナウイルス感染を防ぐための防護具についても、払い戻しをされていないものについて、費用を控除対象とすることができるようになった。

適格教員は、個人用防護具に関し、払い戻しを受けない費用について、年間 250 ドルを上限に控除できるようになった。ただし、既婚者で双方が適格教育者であれば 500 ドルを上限とするが、各々の控除上限は 250 ドルとされている。

13) 所得から除外される給与保護プログラムの返済免除ローンの控除

2020 年 3 月 27 日に成立した CARES 法で設置された給与保護プログラムローンの返済免除額は、所得税を申告する際に非課税所得とみなされる。ローンの返済免除に支払われる費用が控除されるかについては言及がされていなかった。2020 年 5 月に発表された歳入関税庁のガイダンス（Notice 2020-32）では、費用の支払いが返済免除になるのであれば非課税所得に充当される費用については控除を認めないとされていた。

その後、2020 年 12 月 27 日に成立した 2021 年統合歳出法（CAA）において、以下の通り変更がなされた。

- 所得から除外される給与保護プログラムの返済免除ローンは控除可能とする。
CARES 法における返済免除ローンの所得からの除外にかかる文言を明確化する。
- 経済損害・災害ローン及び深刻な打撃を受けた小規模企業への助成金は所得から除外されるものの控除可能となる。
- 所得から除外されるローン若しくは助成金についての報告要件を撤廃する。

さらに、2021 年 3 月 11 日に成立したアメリカ救済計画法（ARPA）においても控除可能な範囲が以下のとおり拡大された。

- 所得からの除外と費用の控除を、返済義務のない経済損害・災害ローンの追加に対

しても、この処理（所得控除および費用控除）を適用する。

- 所得からの除外と費用の控除を レストラン活性化助成金にも適用する。

14) 事業者に対する業務用の交際費の控除

業務でレストランを利用する事業者について、飲食費用の控除割合を 50%から 100%に引き上げる。飲食費用は次に掲げる要件を満たす必要がある。

- 費用が課税年度中に支払われた、または発生した
- 費用が状況的に豪華なものでない
- 飲食物が提供された状況に納税者若しくは納税者の従業員が同席した。
- 飲食物が現在または将来の顧客、クライアント、コンサルタント、または同様のビジネス関係者に提供されている。
- 娯楽の場で提供される飲食物の場合は、その飲食物が娯楽とは別に購入された、または飲食費が娯楽費とは別に 1 枚以上の請求書、インボイス、または領収書に、飲食物の費用が娯楽の費用とは別に記載されていること。

15) フレキシブル支出口座の適用期間延長

フレキシブル支出口座は、従業員が給料天引きで医療費若しくは扶養家族のケアにかかる費用のために貯蓄し、相当する費用の支出があれば口座から払い戻しを受ける。貯蓄には所得税が課されない。

通常、計画年内（または適用可能な猶予期間）に使用されなければ没収される。医療用口座では、限られた金額を次のプラン年度に繰り越すことができ、内国歳入庁は雇用主に対し、従業員に口座への拠出額を年の途中で変更させることを認めている。また、暦年に沿っていないプランもあるため、内国歳入庁は、雇用主に対して 12 月 31 日より前に終了予定だった FSA 資金を 2020 年末まで延長することを認めた。

雇用主はフレキシブル支出口座の拠出額の利用可能期間を 2020 年から 2021 年、2021 年から 2022 年に延長することができる。また、扶養家族にかかる費用の対象を 13 歳以下の子供から 14 歳以下の子供に増やすことができる。さらに、2020 年または 2021 年に解雇された従業員が医療用口座に拠出した場合、その従業員も資金を利用できるようにする。

16) 外国税額控除の配分選択の廃止

外国の源泉所得に対して外国の税金を支払った、または未払いとなり、同所得に対して米国の税金が課せられる場合、税額控除若しくは項目別控除を受けることができる。利息

を含む特定の控除項目については、米国と海外の源泉間で配分される。2021 年までは、企業は外国企業が支払った利息を除いた分を配分していた。2021 年から、外国企業が支払う利息を含めるか選択できる予定だったが、アメリカ救済計画法（2021 年 3 月 11 日）により外国企業が支払う利息を含めるかの選択を廃止することとなった。

17) 情報申告要件の厳格化

事業者が一定の報酬を個人の役務提供者に支払う場合、過少申告を防ぐために、個人の情報を申告することが義務付けられている。インターネットオークションサイトを通じた所得の過少申告等が問題視されるようになった背景により、第三者ネットワーク取引の支払い決済機関（クレジットカード会社や電子決済代行会社）に対しても、受取人等に関する情報を申告するよう義務付けられている。支払い決済機関は、20,000 ドル以上を受け取り、200 件以上の取引を行った支払者の取引のみを報告する必要があったが、アメリカ救済計画法（2021 年 3 月 11 日）により、決済の件数を問わず、決済の総額が年間 600 ドルを超える場合は報告することとなった。

(2) 生活者・家計向け支援

主に所得が急減した家計を支援するため、所得税等の納税猶予が導入されている。加えて、子育て世代に対する税額控除も実施されている。

1) リカバリーリベートに対する税額控除

CARES 法において新型コロナウイルス対策の給付小切手であるエコノミックインパクトペイメント（リカバリーリベート）が定められ、適格個人に 1,200 ドル（夫婦には 2,400 ドル）、適格子女には 500 ドル支給される。エコノミックインパクトペイメントを受け取っていない、若しくは全額受け取っていない場合、リカバリーリベートの控除を請求することができる。

統合歳出法（2020 年 12 月 27 日）では、段階的に控除額が減少する所得の基準について、共同申告の場合に生存する配偶者も追加された。リカバリーリベートが追加で支給され、2020 年の所得税から控除できる。追加の給付は、適格個人 1 人当たり 600 ドル（夫婦で共同申告する場合は 1,200 ドル）、扶養家族 1 人当たり 600 ドルである。

アメリカ救済計画法（2021 年 3 月 11 日）により、適格個人に 1,400 ドル（夫婦共同申告の場合は 2,800 ドル）、扶養家族 1 人当たり 1,400 ドルのリカバリーリベートが追加で支給され、2020 年の確定申告時の情報に基づき 2021 年の所得税から控除できる。単身者の場合、調整後総所得金額（AGI）75,000 ドル以上で控除額が減少し始め、80,000 ドル以上で

ゼロになる。世帯主の場合は AGI112,500 ドル以上で減少し始め、120,000 ドル以上で控除額がゼロになる。夫婦共同申告の場合はそれぞれ AGI150,000 ドルと 160,000 ドルである。2021 年 1 月 1 日より前に死亡した場合は支給されない。

2) 適格退職プランからの早期引き出しに対する処分停止

米国の個人年金制度のひとつである個人退職勘定 (Individual Retirement Accounts) は、税制優遇制度 (所得控除) のある退職後資金積立制度である。支給開始年齢は 59 歳 6 か月であるが、CARES 法 (2020 年 3 月 27 日) では、100,000 ドルまでのコロナウィルス関連の早期引き出しは 10%の課税が免除される。同様に、401(k) (企業の従業員向け) や 403(b) (非営利団体職員向け) 等の年金についても、100,000 ドルまでのコロナウィルス関連の早期引き出しは 10%の課税が免除される。コロナウィルス関連の早期引き出しによる所得は 3 年間で認識される (1 年目に全額所得に含めることも認められる) が、3 年以内にいずれかの年金制度に拠出すれば直接資金を移転したとみなされ、その間の所得には課税されない。また、新たな資金の拠出とはみなされないため、その年の拠出限度額も影響は受けない。また、退職金口座からの融資限度額は 5 万ドルから 10 万ドルに引き上げられ、2020 年に返済期限が到来する融資については返済期限が延期される。

統合歳出法 (2020 年 12 月 27 日) では、拠出金を固定した確定拠出年金も新型コロナウィルス関連の分配として扱われ、2020 年 3 月 27 日に遡及して有効となる。

3) 退職者に対する、退職金口座の引き落とし要件の撤廃

米国の年金制度には最低引き出し義務 (RMD) という税制適格要件があり、口座の所有者が 72 歳 (2020 年より前は 70.5 歳) を過ぎると、および口座所有者が死亡して相続する場合には所得税が課税される。CARES 法 (2020 年 3 月 27 日) では、2020 年の最低引き出し要件を免除することが定められた。通常、引き出し後 60 日以内であれば、他の職場の退職プランや IRA に移管することができる。ただし、2020 年に RMD となるはずだった金額を 2020 年 7 月 2 日以前に受け取った職場退職年金制度または IRA の口座保有者は、2020 年 8 月 31 日までに分配金を移管できた。2020 年に RMD となるはずだった金額の IRA からの引き出し金が 2020 年 8 月 31 日までに引き出した IRA に返済された場合、その返済は 12 ヶ月間に 1 回のロールオーバーの制限や相続した IRA のロールオーバーの制限の対象とならないと規定されている。

相続した IRA からの引き出しを 2020 年中に行う必要はない。口座名義人が死亡した年の翌年から 5 年以内に引き出しを行う必要があった場合、2020 年はその 5 年にカウントされない。つまり、相続した IRA を引き出すまでの期間は、実質的に 5 年ではなく 6 年となる。また、口座名義人が 2019 年に死亡した場合、通常であれば 2020 年末までに引き出しを開始しなければ、生涯にわたって給付を受けることができない。2020 年はカウントされ

ないので、2021 年末までに給付を開始すればよい。

4) 寄付金の控除の要件緩和

通常、寄付金は項目別に申請しなければ控除されないが、2020 課税年度は、項目別に申請しなくても現金による寄付は最大 300 ドル控除される。統合歳出法では、適用期間が 2021 年まで延長された。

図表 3-3 寄附者の類型と控除額上限の関係

寄附者の類型	控除額の上限
単身者、家主、適格未亡人	300 ドル
既婚者が共同申告する場合	300 ドル
既婚者が別々に申告する場合	150 ドル

5) 寄附金の控除上限額の引き上げ

慈善団体への寄附金は、項目別に申請する場合、調整後総所得金額の 50% を上限に控除される。特定の控除を項目別に申請しなければ、寄附金は控除されない。また、特定の個人財団、退役軍人の組織、友愛会、墓地団体への寄附金は、調整後総所得の 30% に制限される。CARES 法（2020 年 3 月 27 日）では、2020 年の寄付金額は調整後総所得金額の上限の適用を停止した。

また、事業者による食品在庫の寄附は、通常、課税所得の 15% のところを 25% に引き上げられた。加えて、統合歳出法では上限額引き上げの適用が 2021 年まで延長された。

6) 生活者に対する税金の納付猶予

平時においては、連邦所得税は 4 月 15 日までに納付を行うこととなっていた。

コロナウィルスという課題に直面する納税者を支援する観点から、2020 年 4 月 1 日以降、7 月 15 日以前を納税期限とする全ての納税者（例：個人、トラスト、不動産、法人、非法人）に対し、納税猶予が講じられることとなった。

新型コロナウイルスへの感染、隔離、その他の影響に該当するか否かは条件とならず、納税猶予については、3 月 18 日以降、複数回の追加が行われている。

図表 3-4 法人税等に係る措置

発表日	変更内容
2020 年 3 月 18 日	個人所得税の支払い期日を 2020 年 7 月 15 日まで延長
2020 年 3 月 20 日	個人所得税の申告及び納付期限を 7 月 15 日まで延長
2020 年 3 月 27 日	贈与税及び世代飛び越え税を 2020 年 4 月 15 日から 2020 年 7 月 15 日まで猶予

2020 年 4 月 6 日	納税猶予の対象となる税金の追加 ・ 所得税の申告及び納付 ・ 法人税の申告及び納付 ・ パートナースhip所得税の申告、不動産担保ローン投資所得税 ・ 動産・トラスト所得税の納付・申告 ・ 動産・世代飛び越え譲渡税の納付・申告 ・ 贈与税及び世代飛び越え譲渡税の納付・申告 ・ 免除期間の所得税 ・ 物品税
----------------	--

出典： <https://www.irs.gov/newsroom/payment-deadline-extended-to-july-15-2020>
<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-18.pdf>
<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-23.pdf>
<https://www.irs.gov/newsroom/filing-and-payment-deadlines-questions-and-answers>

7) 生活者に対する緊急経済支援金の非課税措置

対象となる学生について、緊急経済支援金を非課税とする制度である。

2020 年 3 月の CARES 法において、新型コロナウイルスの影響で予期せぬ出費やニーズを抱える高等教育を受ける大学院生及び学部生に対し、緊急経済支援金を支給することが認められている。緊急経済支援金は、教育機関にかかる費用やキャンパス運営中断によって生じる費用に充てることができる、受け取った教育機関は 50%以上を学生に支給する必要がある。

8) 生活者に対する年金プランの要件緩和

退職者金口座の保有者について、退職者の医療費や生命保険料を退職者医療給付口座に移行する要件を緩和する措置である。

これまでは、最大 10 年分を退職者医療給付口座に移行することができるが、年金の積立額が将来の予想支出額の 120%以上であることを条件としていた。

選択日以降に開始する課税年度の 100%以上の資金を維持していれば、雇用主は、2020 年から 2021 年の間に一度だけ、既存の移転期間を終了させることができる。

9) 従業員負担分の給与税の納付猶予

既存の制度においては、給与税 15.3%のうち、6.2%の社会保障税を従業員が負担することとなっていた。

一方、新型コロナウイルスによって困難な状況で働くアメリカの人々を支援する観点から、特定の給与税の納付が猶予されることとなった。

2020 年 8 月 8 日の大統領令において、2020 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までの 4 カ月分

の従業員給与において従業員が負担する社会保険料の納付を猶予するとともに、納付期間が 2021 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに拡大された。延滞処分や利息は 2021 年 5 月 1 日から適用される。

さらに、2020 年 12 月 27 日に成立した統合歳出法（CAA）において、猶予した分を分割納付する期間を、2021 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までとしていたが、2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで延長された。2021 年 12 月 31 日は法定祝日のため 2022 年 1 月 3 日までの支払いを考慮される。延滞処分や利息は 2022 年 1 月 1 日から適用される。

10) 生活者に対する所得税額控除の対象拡大

所得税額控除できる対象を次のとおり拡大した。

- ほんだの労働者の受給資格年齢を 25 歳から 19 歳に引き下げる。
- パートタイムの学生の資格年齢を 25 歳から 24 歳に引き下げる。
- 里親の子供やホームレスの若者の資格年齢を 25 歳から 18 歳に引き下げる。
- 65 歳以上の労働者を対象に含める。
- 適格児童が社会保障番号を保有していないために勤労所得税額控除を請求できない納税者を対象に含める。
- 夫婦で共同申告せず、適格児童と 1 年の半分以上同居し、(1)その年の最後の 6 ヶ月間、配偶者と同じ主たる居住地を持たない、(2)その年の終わりに配偶者と一緒に住んでいない判決、文書、または合意（離婚判決以外）がある場合、EITC の申請を恒久的に認める。
- -勤労所得額（最大控除を受けるために必要な最低所得）は、所得金額（最大の控除額を受けるために必要な最低限の所得）と段階的控除基準額（段階的に減少する前の最大控除を受ける最低所得）をそれぞれ 9,820 ドルから 11,610 ドルに引き上げる。また、段階的導入率と段階的廃止率を、それぞれ 7.65%から 15.3%に倍増させる。また 子供のいない EITC の最大額は 2021 年には 543 ドルから 1,502 ドルに引き上げる。
- 投資所得を恒久的に 10,000 ドルへ引き上げ、2022 年から毎年インフレ調整を行う。
- 2021 年の所得税申告で EITC を計算するために、2021 年末の所得が 2019 年の所得よりも少ない場合、納税者は 2019 年の所得を 2021 年の所得に置き換えることを認める。

11) 児童税額控除の対象拡大

児童税額控除できる対象を次のとおり拡大した。

- 控除の上限を 2,000 ドルとし、所得に応じて段階的に児童控除の還付（追加児童控除）が 1,400 ドルを上限に適用される。上限 2,000 ドルに達するまで、所得が一定の基準を超えると 5%の割合で段階的に削減される。（単身者は 75,000 ドル、世帯主申告者は 112,500 ドル、夫婦合算申告者は 150,000 ドルとなるが、適格児童の数と年齢によって異なる）
- 所得のない納税者にも児童控除を適用する。
- 適格児童の年齢の上限を 17 歳に引き上げる。
- 控除額の上限を、幼児（0～5 歳）の場合は 1 人当たり 2,000 ドルから 3,600 ドルに、高齢者（6～17 歳）の場合は 3,000 ドルに引き上げる。
- 2021 年に予定されている控除額の半分以上を、2021 年 7 月 1 日からの定期支払いで発行し、残りの半額は、2022 年初めに提出する 2021 年分の所得税申告書で申請する。
- 一定の所得を超える場合（単身者は 8 万ドル、世帯主は 10 万ドル、夫婦合算の場合は 12 万ドル）は過払い金の全額を返済する必要があるが、納税者が過払い金の返還を拒否することができるオンラインポータルを作成する。財務省が 所得税の源泉徴収を調整して このような前払いに対応するために、財務省は所得税の源泉徴収を調整する。

12) 扶養児童養育費税額控除

これまで、児童・扶養家族ケア税額控除は還付不可能。控除額は納税額を超えることはないため、低所得者・所得がほとんどない個人は、控除額が少なかった。控除できる費用は 3,000 ドル（適格個人 1 人）、6,000 ドル（適格個人 2 人以上）とする。適格納税者が総所得から除外できる雇用主から支払われる扶養手当は 5,000 ドルを上限とする。控除率は、所得が 125,000 ドル未満の場合は 35%、185,000 ドルまでは段階的に 20%に引き下げ、400,000 ドルまで 20%とする。

アメリカ救済計画法（2021 年 3 月 11 日）により、次のとおり変更された。

- 子供 1 人の場合は 3,000 ドル、子供 2 人以上の場合は 6,000 ドルから、それぞれ 8,000 ドル、16,000 ドルに引き上げる。
- 所得が 125,000 ドル未満の場合は 50%に引き上げ、400,000 ドル以上は段階的に引き下げ、440,000 ドルを超える場合は控除の対象から除外する。

- 控除額を還付可能にし、低所得者にも適用する。
- 財務省がプエルトリコ、アメリカ領サモア、準州に対して、その地域の住民に 2021 年に還付される扶養児童養育費税額控除を提供するための費用を支払うことを認める。(プエルトリコとアメリカ領サモアは、財務長官の承認を得て、還付可能な扶養児童養育費税額控除の金額をその領土の住民に分配する計画を立てる必要がある)。
- 適格納税者が総所得から除外できる雇用主から支払われる扶養手当の上限を 10,500 ドルに引き上げる。

13) 保険料税額控除の拡充

個人等が民間医療保険プランを直接比較・購入する医療保険を購入する際に税額控除を受けられる。控除割合は、月々の医療保険に費やす所得に対する割合を使用して計算される。連邦貧困水準（米国で貧困層の決定の基準となる年収レベル）と家計所得を比較して制限される。世帯の収入の 9.83% までを健康保険料の支払いに充てる必要があり、収入が連邦貧困水準の 400% 以上の世帯は、税額控除を受けることができない。

アメリカ救済計画法（2021 年 3 月 11 日）により、2021 年、2022 年は、年間所得が連邦貧困水準の 400% を超える世帯に対する現行法の段階的控除を廃止する。保険料の負担額は世帯収入の 8.5% を上限とする

2020 年には、過剰に提供された保険料税額控除の金額を返還するという現行法の義務を負う個人に対して、一時的に税負担を軽減する。現行の税制調整手続きによる超過控除額の再取得を一時的に停止する。

2021 年の暦年に 1 週間でも失業手当を受給した個人は、一時的に保険料税額控除の所得資格基準を満たしたとみなす。連邦貧困水準の 133% 以上の世帯収入は一時的に無視される。

3.2.4. 導入効果・評価について

個別施策についての導入効果や評価は現時点では公表されていないが、各パッケージについては効果を試算したものも存在する。

例えば、ペンシルバニア大学ウォートン校の試算（“The Long-Run Fiscal and Economic Effects of the CARES Act”）によると、CARES 法が今後 2 年間で GDP を 8,120 億ドル押し上げると見積もっており、これは 2020 年までに名目 GDP の約 5% の増加に相当する⁸。

⁸ Penn Wharton Budget Model University of Pennsylvania
 “The Long-Run Fiscal and Economic Effects of the CARES Act”

2.3 兆ドル規模の支出を行う CARES 法は、低所得者と中所得世帯への現金給付、給与を維持する中小企業への手当、融資および助成金の強化、および追加プログラムの形で家計や企業に即時救済を提供する。支出のほとんどは、2020 年と 2021 年に家計、企業、政府への直接支払いがメインとなっているが、一部のプログラムには税コードの変更が含まれており、今日の個人税と事業税は下がっているものの、将来一部を回収することとなっている。たとえば、退職金口座の必要最小限分配を停止する規定は 2020 年と 2021 年に約 120 億ドルの費用がかかるが、将来的に課税され、2022 年から 2030 年にかけて約 70 億ドルの収益を生み出す。

また、企業が純営業損失の 100%を相殺することを可能にすると、2021 年までの連邦政府の収益は 890 億ドルになるが、そのうち 630 億ドルは 2022 年から 2022 年にかけてより高い収益で回収される。ペンシルバニア大学ウォートン校の同レポートによればこれらの将来の収益の流れは、赤字を減らし、混雑効果をいくらか軽減するのに役立つとされている。

なお、コロンビア大学では 2021 年のアメリカ救助計画法における一連の政策要素の貧困削減効果の分析を行っており、強化された補足栄養支援プログラム (SNAP) 給付、失業給付、家族および育児税額控除、および直接現金支払いを含む救済パッケージは、2021 年に子供の貧困を半分以上削減できることが示されている⁹。

Blog Post, Economic Growth, COVID-19 May 5, 2020

<https://budgetmodel.wharton.upenn.edu/issues/2020/5/5/long-run-economic-effects-of-cares-act>

⁹ <https://static1.squarespace.com/static/5743308460b5e922a25a6dc7/t/604aa2465cfc4a35b8a1c236/1615503943944/Poverty-Reduction-Analysis-American-Rescue-Plan-CPSP-2021.pdf>

3.3. イギリスにおける経済的措置

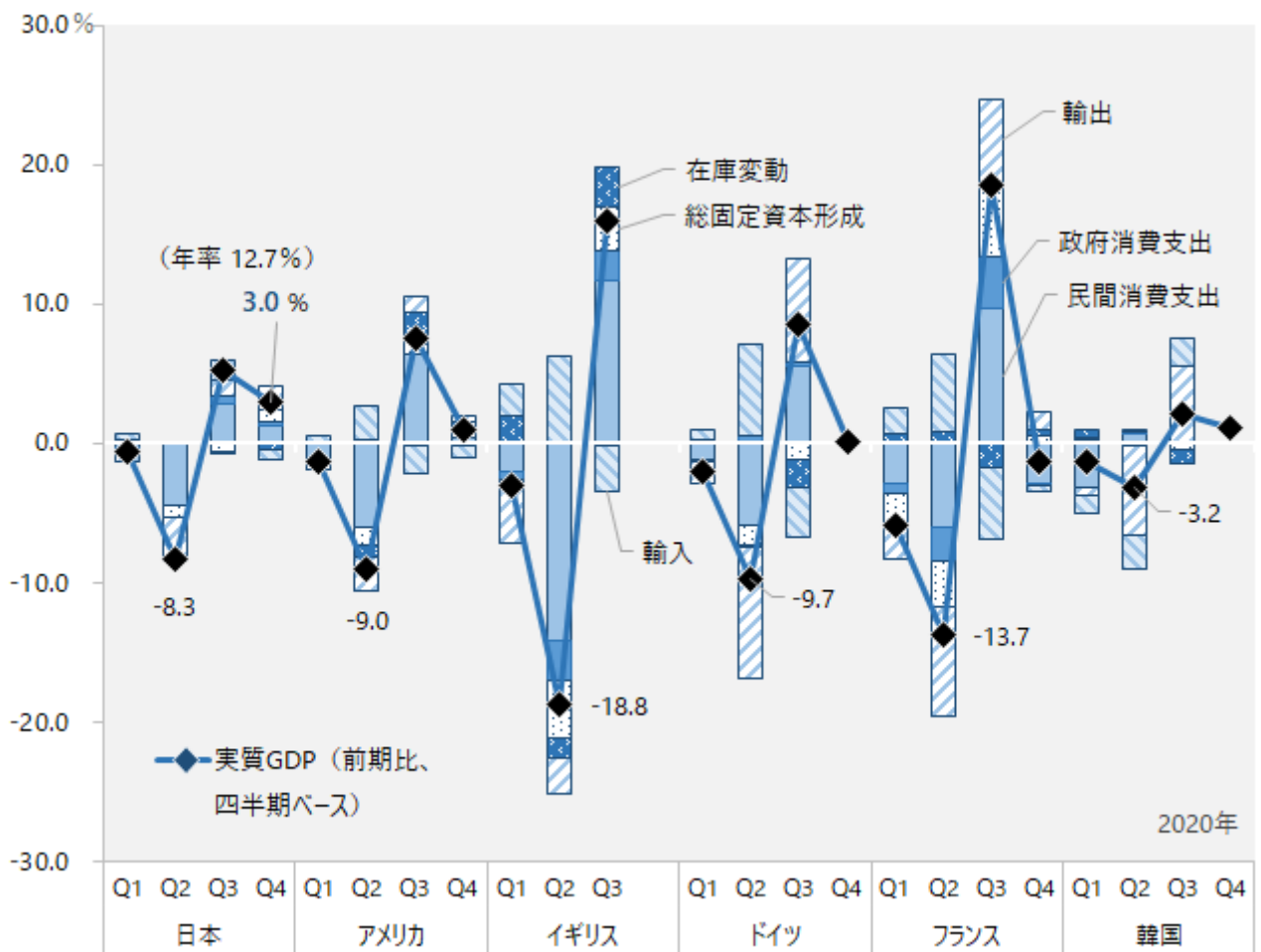
3.3.1. 措置の背景、狙い（主な目的）

(1) 感染拡大からロックダウンに係る影響への対応

イギリスでは、1月31日に国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、徐々に感染が拡大し、3月中旬から急速に蔓延した。こうした状況を受けて、3月23日から国内全土でロックダウンを実施し、イギリス経済への深刻な影響が出ることとなった。

アメリカ、ドイツ、フランス等各国とも2020年第2四半期に落ち込みが見られるが、実質国内総生産の落ち込みの点では、英国が最も大きな影響を受けた。

図表 3-5 2020 年における実質国内総生産



出典：労働政策研究・研修機構「新型コロナが雇用・就業・失業に与える影響」

国家統計局（ONS）の推計によると、国内総生産（GDP）は、国家的ロックダウンの最初の1ヶ月間である4月に、2月に記録された水準を約25%下回るなど、特に大きく落ち込んだ。

個人消費は減少し、特に社会的消費（外食、旅行、娯楽等への支出は、通常、総消費額

の 5 分の 1 程度に相当する) は、底値を記録した時点で約 80%も減少したとされている。支出の減少に伴い、家計全体では貯蓄や債務の返済が増加している。5 月の ATM 取引は前年同月比 52%減となり、同月、英国の家計の銀行預金は、2 月までの半年間で月平均の 5 倍以上の 256 億ポンド増加し、記録的な増加となった。

消費者需要の減少と同様に、新型コロナウイルスは企業が商品・サービスを提供する能力をも低下させた。ロックダウンのピーク時には、イギリスの企業の約 4 分の 1 が取引を停止した。ただし、業種間でかなりのばらつきがあり、4 月に一時的に取引を停止した企業の割合は、接客業・娯楽業では 80%以上であったのに対し、専門サービス企業では 5%未満にとどまっている。

経済のほとんどの部分で生産高が大幅に減少し、サービス業は 2 月から 4 月にかけて 24%の落ち込みとなり、製造業の生産高は 28%も減少した。一部の産業は特に大きな影響を受けた。最も大きな落ち込みは宿泊業と食品業で、4 月の生産高は 2 月と比較して 92%減少した。芸術・娯楽業の生産高は 47%減少し、建設業の生産高は 44%減少した。

一方、減少幅の小さい業種も見られ、情報通信部門の生産高は 15%減、金融サービス部門は 6%減であった。

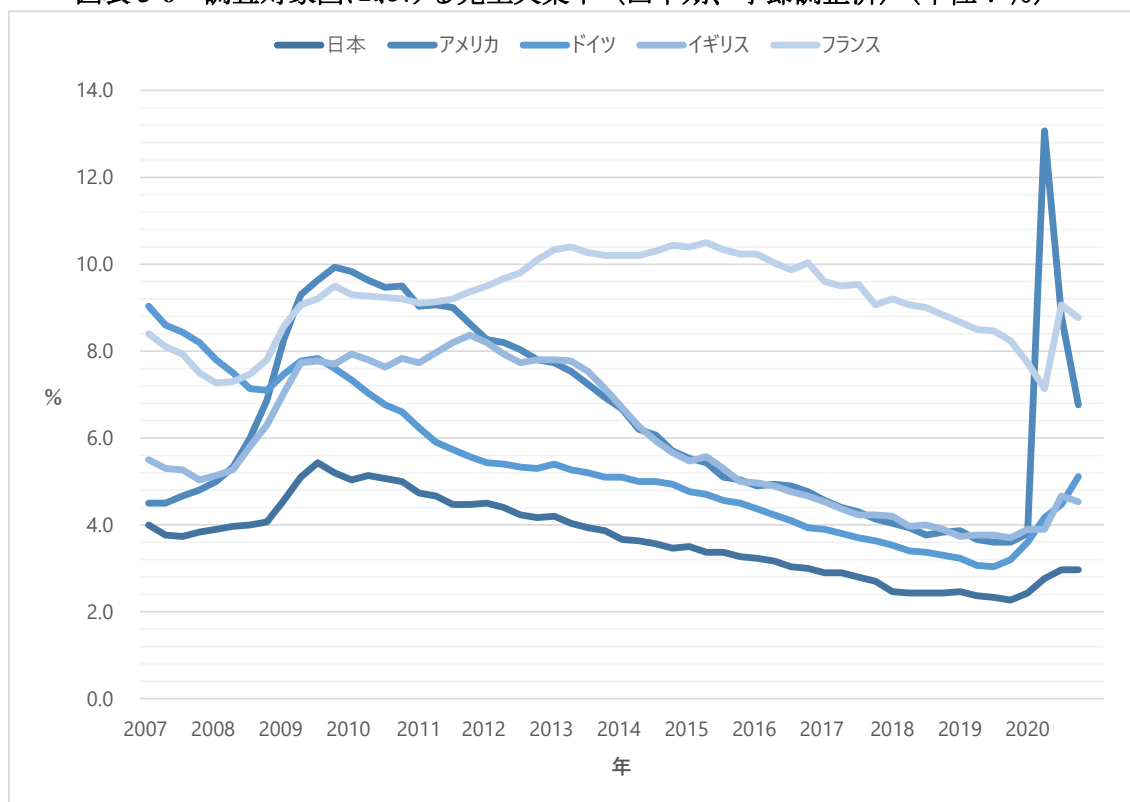
2020 年 3-5 月期の求人数は 47 万 6,000 件で、前四半期より 34 万 2,000 件減少した (42%減)。これは、現在の調査が 2001 年に開始されて以来、四半期ごとの総数の減少としては最大であり、2014 年初頭以来の最低水準である。

また、2020 年 4 月までの 3 ヶ月間の週の総労働時間数は 9,590 万時間で、前四半期比 9,120 万時間 (8.7%) の減少、前年比 9,420 万時間 (8.9%) の減少をしている。一時帰休した従業員がこれらの数字にカウントされているため、これは 1971 年に記録が始まって以来、年間で最大の週間労働時間数の減少となった。

一方、イギリスを含む多くの欧州諸国では、雇用維持を重視した一時帰休制度により、労働時間数が急激に減少したにもかかわらず、雇用は持ちこたえている¹⁰。

¹⁰ 今回、アメリカで大きく失業率が上昇した理由の一つには、米国と新興市場経済 (EME) の労働市場にはそのようなスキームがなかったことが、失業に対する大きな影響を与えたとも考えられている。

図表 3-6 調査対象国における完全失業率（四半期、季節調整済）（単位：％）



出典：OECD.Stat（2021年3月3日現在）より NTT データ経営研究所作成

イギリスでは、3月23日の全面的なロックダウンに先立ち、社会的影響を軽減するための措置が導入されている。この時点では、英国予算責任局（OBR）の経済・財政予測は新型コロナウイルスの世界的な広がりやを反映していなかったものの、2020年3月11日、2020年度予算案において過去最大規模となる300億ポンドの景気刺激策が発表された。給付及び税制措置を中心に自宅隔離となった労働者や事業者向けの疾病手当や、小売業、娯楽業、観光業の一定の課税評価額未満の中小企業向けに非居住用資産に対する固定資産税であるビジネスレートの1年間免除等が盛り込まれた。

同17日には、予算案に続き、3,500億ポンドの大型支援策が導入された。小売業、娯楽業、観光業を対象としたビジネスレートの免除措置から課税評価額の要件を撤廃したことに加えて、給付金の支給も決定され、総額200億ポンドの支援となった。

また、給付・税制措置だけでなく、3,300億ポンドに及ぶ、銀行融資に対する政府保証の導入も発表された。具体的には、大企業向けには、イングランド銀行が満期最長1年のコマーシャルペーパーの買い入れを実施することが示された。他方、中小企業向けには、英国ビジネス銀行の80%保証による銀行借入の上限が、1事業者あたり120万ポンドから500万ポンドに拡充された（Coronavirus Business Interruption Loan Scheme, CBILS）。

さらなる給付・税制支援として、同20日には一時帰休制度の導入や所得税・付加価値税

の納税猶予が、同 26 日には自営業者向けの所得支援が発表された。

(2) 経済活動の再開期における対応

夏の間にウィルスの広がり鈍化し、2020 年 5 月以降、政府はロックダウン措置の緩和を発表している。政府の介入に支えられ、5 月の経済は成長に戻り、4 月と比較すると 2.4% 増となった。

2020 年 6 月 1 日から 14 日の間に国家統計局（ONS）が実施した企業調査によると、この期間中、回答した企業の 86%が取引を継続しており、14%が一時的に取引を停止または閉鎖していたとされる。宿泊業、食品業、芸術・娯楽業等では、今後 2 週間以内に取引を再開する予定はないと回答した企業の割合が最も高くなっており、一部の産業においては特に影響が大きかったことがうかがえる。（宿泊業、食品業のうち 43%、芸術・娯楽業のうち 50%が、今後 2 週間以内に取引を再開する予定はないと回答）。取引を継続している企業においては、うち 64%が、売上高が通常の範囲外で減少したと回答し、（取引を継続している企業のうち）22%が、売上高が 50%以上減少したと回答している。

なお、経済活動の再開・規制緩和後の 6 月（8.7%）、7 月（6.6%）は 5 月よりもさらに成長している。小売売上高は前年比 2.8%増となり、8 月は 95%以上の企業が取引を行っていたとされる。

ロックダウン緩和に伴い、イギリス政府は国民、企業、公共サービスに対して総額 1,900 億ポンドの支援を行うとともに、各地域での新型コロナウイルス発生に対処する「地域規制戦略」の一環として、COVID-secure ガイドラインの遵守を確実にするために、地方自治体や警察による行動を強化するための資金を提供しており、遵守していない場合には、より高い罰則が科せられることになった。

7 月 8 日、政府は特に厳しい打撃を受けた接客業や宿泊業の雇用者を支援するなど、雇用を支援、保護、創出するための最大 300 億ポンドの措置を発表した。

さらに、8 万 4,000 軒以上のカフェやレストランに対する従業員の雇用支援として、付加価値税の税率引き下げや、8 月の月～水曜日の 1 カ月の外食代 50%（1 回の食事につき 1 人当たり最大 10 ポンド）を補助する Eat Out to Help Out スキームが発表された。加えて、家屋を自由に移動、売買、改修、改築できるようにする観点から、印紙税の税率引き下げを講ずる土地印紙税（SDLT）の控除上限額の一時的な引き上げが示された。

また、コロナウィルス終息後の経済を見据え、インフラ整備や脱炭素化へも予算が投入された。

9 月 28 日からは、感染に係る検査・追跡システムを介して自己隔離するように指示された低所得者の人々は、500 ポンドの支払いを受けることになった。ロックダウンの影響を

受けた事業者が閉鎖する必要がある場合、各週 500 ポンドまで請求することができるようになった。

同 10 月 22 日の新雇用計画では、地方自治体を通じ、特に、閉鎖する必要のある事業者の給付及び雇用維持を実施することとされた。また、同 11 月 2 日、自営業者を対象とする給付金増額、融資の期間延長が発表され、5 日には事業者の雇用維持支援が継続された。

(3) 感染者数の再拡大～再ロックダウンによる対応

一方、新型コロナウイルス感染症の再拡大をめぐり、ボリス・ジョンソン首相は 2020 年 10 月 31 日夕の記者会見で、イングランド全域で外出規制や店舗閉鎖などの強力なロックダウンを導入する考えを明らかにした。11 月 4 日の議会審議と採決を経て、11 月 5 日からロックダウンを再実施した。

11 月 25 日、複数年度予算である歳出見直し（Spending Review 2020）が発表され、2021-22 年度も新型コロナウイルス対応を優先することとされた。歳出見直しでは、以下の重点分野が掲げられている。

- 予防接種の開発・購入に 60 億ポンドを拠出し、ウィルスの抑制を支援する
- ウィルス対策を継続する必要がある公的サービスの資金を確保する
- 雇用及び事業支援のため、雇用計画でなされている対応に追加で 37 億ポンドを投資する

なお、12 月 1 日には、クリスマス控え、営業が制限される飲食店向けに給付金が支給され、1 月 5 日、11 日にも追加の支給が実施されている。

2021 年 3 月 3 日、2021 年度予算案が発表され、650 億ポンドを超える経済支援策が盛り込まれた。一時帰休制度、自営業者向け支援、事業者向け給付金、融資、付加価値税の税率引き下げ等の財政支援が 2021 年度も延長されている。

イギリス政府は、現時点の経済状況に対応して、企業が雇用を保護し、需要の減少や不確実性の高い需要に直面しても財務状況を管理できるようにするために、ターゲットを絞った施策へと転換している。短期的に最も影響を受ける経済分野における雇用と生活を守ることを目的に、対象を絞った一時的な支援を採用した理由は、規制が解除された後も可能な限り迅速な回復を促進し、経済と財政への構造的なダメージを最小限に抑えるためである。

3.3.2. 財政措置の全体像及び規模

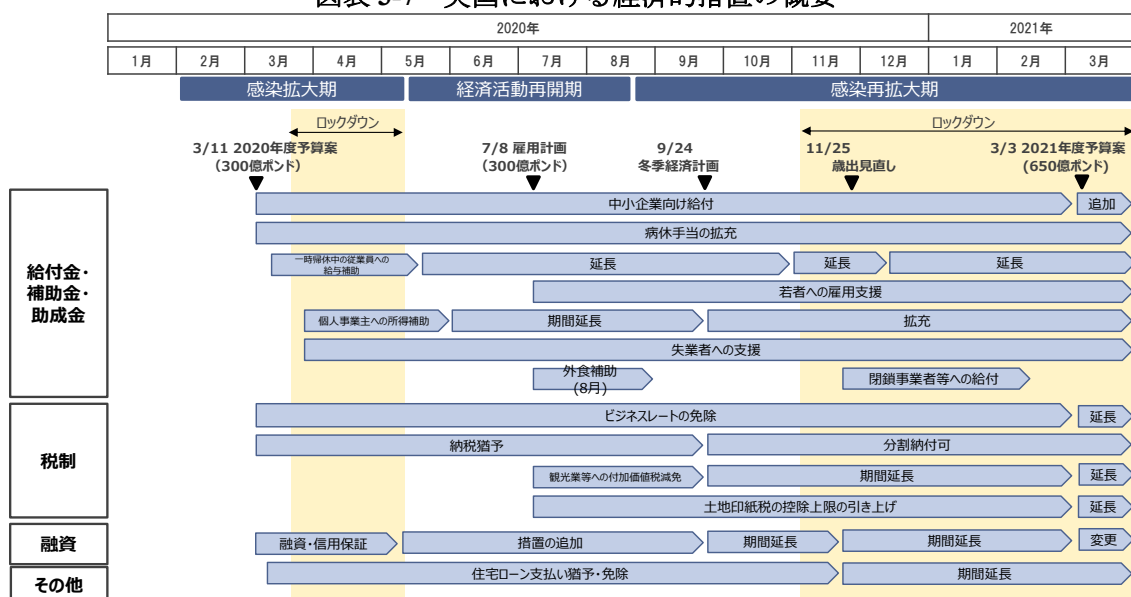
イギリス政府では、人命を救い、国民保健サービスである NHS への圧迫を回避し、経済的損害を軽減するために、迅速な行動をとっている。特に危機の初期段階では、政府は経済へ深刻な影響を与えることのないよう広範な措置を実施している。

2020 年 3 月以降、新型コロナウイルス雇用維持スキーム (CJRS) を通じ、雇用に就いている全国 960 万人の賃金支払いを支援し、失われる可能性のある雇用を守り、260 万人の自営業者の生活を支援している。

加えて、企業は数十億ドルの融資、税の繰り延べ、事業税率の軽減、一般的な助成金やセクター別の助成金を受けている。

また、個人や家族は、福祉給付金の増加、法定病氣手当の強化、抵当権抹消手続きの停止、住宅ローン休暇などの恩恵を受けている。

図表 3-7 英国における経済的措置の概要



※主な施策を記載、予算規模はパッケージ全体の規模を記載、各措置の起点は政府公表日

出典：各種資料を基に NTT データ経営研究所作成

3.3.3. 税制措置の詳細

(1) 事業者向け支援

英国における事業者向けの税制支援措置は、財務上の負担を緩和する観点からの、納税猶予や税率引き下げ等に加え、事業者が従業員に対して提供する在宅勤務手当の控除、ホームオフィス用品に対する所得税及び社会保険料の免除等が行われている。

1) 申告所得税の納税猶予・分割納付

所得税の納税期限は1月31日と7月31日の2回ある。期日までに納税できない事業者が、歳入関税庁に対し期限の延長を求め、返済計画を立てる支援を受けられるサービスがあり（Time to Pay Service）、両者が支払いを終えるまでの期間に合意したうえで、事業者は（分割して）納税することができる。税金を支払うためにより多くの時間を必要とする企業および自営業者は、負債が10,000ポンド以下であれば、電話で歳入関税庁に相談することで個別の優遇措置を受けられる可能性があり、新型コロナウイルスの影響で納税できない場合も相談できることが発表された。

その後、英国で納税し、著しい税負担を負うすべての事業者について、2020年7月31日の納期限を迎える申告所得税を2021年1月31日まで猶予することができるようになった。

2020年9月24日には、電話だけでなくオンラインでも申請受付可能となり、負債の上限を30,000ポンドに引き上げられた。

2) 小売業・接客業・娯楽業に対する固定資産税の免除

イングランド及び北アイルランドの小売業・接客業・娯楽業、保育施設、またウェールズ、スコットランドのすべての事業者について、2021年6月末まで非居住用資産に対する固定資産税であるビジネスレートの納付を猶予することができる。

令和2年2月1日～同3年2月1日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（因子で納めるもの等を除く）及び上記税目のうち、既に納付期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても遡ってこの特例を利用することができる。

3) 所得税・国民保険料の徴収を厳格化する措置の導入延期

仲介を挟んだ雇用関係にある労働者、顧客、仲介者について、所得税及び国民保険料を適切に徴収する制度（Off-payroll rules）を2020年4月6日に適用する予定であったが、2021年4月6日まで延期する。

雇用主と従業員の直接雇用ではなく、仲介業者が雇用する場合、所得税及び社会保障税の支払いを免れることができ、2017年4月から、公的企業について、雇用主に代わって仲介企業に社会保障料の負担を求めることとなった。2020年4月から予定されていた変更は、民間企業に適用するというものであった。

4) 付加価値税の納税猶予・分割納税

すべての付加価値税登録事業者について、2021年3月末まで付加価値税の納付を猶予することができる。2021年3月末までに全額納付することを条件に、無利子で11回の分割納税することも選択できる。

5) 研究開発費の税額控除の上限引き上げ

大企業及び大企業の下請け会社について、研究開発プロジェクトにかかる費用の税額控除割合を引き上げる制度である。研究開発分野に投資する企業を支援し、経済の革新を促すため、控除割合を12%から13%に引き上げる。

研究開発費とは、人件費（給与、賃金、クラス1国民保険料）、年金、下請け業者の費用、消耗品（原料、水道光熱費）を指す。

6) 一時帰休中の国民保険料等の免除

すべての事業者（規模、業種を問わない）について、従業員を解雇せずに一時帰休させる代わりに、政府が所得の80%（最大2,500ポンド）を保証する雇用維持スキームにおいて、及び雇用主負担分の国民保険料及び最低自動加入年金を負担する制度である。

適用対象は、雇用主負担の国民保険料（最大13.8%）と最低自動加入年金（3%）である。

雇用維持スキームは2021年度の延長も発表されているものの、国民保険料は2020年3月から7月まで免除された。

7) 付加価値税に関する措置の導入延期

クロスボーダー取引に対してサービスの購入者である国内事業者に課税するリバースチャージ方式の導入を2020年10月1日から2021年3月1日へ延期する。

英国における付加価値税登録事業者が、建築業界スキームで報告することが条件となる。次に掲げるサービスが対象となる。

- 建物または構造物の建設や改築
- 道路工事や掘削と港湾、鉄道のように土地と関わる工事の建設、改築、修繕、拡張、取り壊し
- 暖房や照明、電力供給、空調のシステムの設置

- 建設や改築の最中に行われる建物と構造物の内部清掃
- 建物や建造物の内部または外面の塗装や装飾

8) 大企業に対する法人税の還付

大企業（1 会計年度の利益が 1,500 万ポンドを上回り、2,000 万ポンドを下回る企業）について、法人税額が予定より減った場合、会計年度終了前でも還付を請求することができる制度である。

次に掲げる項目を示した場合に、適用される。

- 還付されるべき額
- 支払い後の環境の変化によるとされる根拠（当初計算した際よりも減少する可能性のある税負担額、累計の支払いが修正された負担額を超過する）

9) 接客業・観光業に対する付加価値税の税率引き下げ

接客業・宿泊業・観光業に対して、2020 年 9 月末まで、付加価値税の税率を 20%から 5%へ引き下げる制度である。

次の項目に該当する事業者が対象となる。

- 接客業：食事と非アルコール飲料を提供する（レストラン、カフェ、パブ）
- 宿泊業：眠る場所を提供する、休暇用の宿泊施設を提供、移動住宅、関連施設の費用、テント・キャンプ施設の費用を課す事業者
- 特定のアトラクション

(2) 生活者・家計向け支援

生活者、家計向け支援措置では、低所得者向けの所得を押し上げる公的扶助である就労税額控除の増額、最前線で働く人々が使用するマスクの付加価値税の免除、家屋の移動、売買、回収、改築のための印紙税の税率引き下げ、コロナウィルスの影響により最低の所得条件を下回った家庭や、労働時間が増加し所得の上限を超える可能性のある家庭等に向けた免税を行っている。さらに、コロナ危機で在宅を余儀なくされた人のために、電子出版の付加価値税も免除している。

1) 納税者に対する就労税控除の増額

就労税額控除の基礎控除を 1,960 ポンドから 3,040 ポンドへ増額する措置である。

就労税額控除は、低所得者の所得を押し上げる制度であり、労働者若しくは従業員、自営業者が一定の時間勤務すれば対象となる。

2) 事業者が従業員に提供する、ホームオフィス用機器の費用に対する所得税及び国民保険料の免除

在宅勤務を行う従業員について、オフィス機器購入にかかる費用を雇用主が精算する場合、所得税及び国民保険料を免除する制度である。これまでは、雇用主が直接従業員にオフィス機器を提供する場合のみ、所得税及び国民保険料の免除されていた。

職場が閉鎖され、隔離指示に従う従業員を対象とし、一時帰休中の従業員は含まれない。

オフィス機器の例としては、携帯電話・SIM カード、ブロードバンド、ラップトップ・タブレットがあり、業務用を主とし、私的利用がないことが条件となる。

3) 従業員に対して支給する在宅勤務手当の控除

在宅勤務を行う従業員について、在宅勤務手当を 4 ポンドから 6 ポンドへ引き上げ、所得税控除額も引き上げる。

職場が閉鎖され、隔離指示に従う従業員を対象とする。週 6 ポンドを超える場合は、領収書、請求書、契約書を保管していく条件で、費用を請求することができる。

4) 個人用防護具に対する付加価値税の免税

マスク等の医療用防護具に課される付加価値税を免除する制度である。最前線で働く人々がコロナウィルスから防護するために使用するマスクを購入する負担を軽減するため、2020 年 5 月 1 日から 10 月 31 日まで、免除する。

5) 個人用防護具に対する関税・輸入付加価値税の免税

EU 域外から輸入される個人用防護具には英国内で購入する場合と同率の付加価値税が適用されるが、それを免除する措置である。

次の物品が対象となる。

- コロナウィルス感染者、その危険にある者、コロナウィルス感染症対策に関係者に無料で配布されるもの

- 使用する組織の所有物であること
- 保護具、その他の関連する医療機器、またはコロナウィルス発生のための機器の輸入に適用される。

6) 電子書籍に対する付加価値税の免税

電子書籍には 20%の付加価値税が適用されるが、それを免除する制度である。

当初、2020 年 12 月 1 日から導入予定だったが、在宅者が増える中、より手軽にエンターテインメントを楽しめるよう、導入を 5 月 1 日に前倒した。

7) 土地印紙税の税率引き下げ

居住用資産の購入者について、土地印紙税の課税対象額を引き上げ、税率がゼロとなる対象を拡大する措置である。

土地印紙税は、イングランド及び北アイルランドにおいて、特定の価格を上回る資産を購入する場合に課され、不動産評価額に従って、次の通り規定されている。

用途	不動産評価額 (ポンド)	税率 (%)
居住用	～125,000	0
	125,000 超～250,000	2
	250,000 超～925,000	5
	925,000 超～1,500,000	10
	1,500,000 超	12
非居住用	～150,000	0
	150,000 超～250,000	2
	250,000 超	5

これが、2020 年 7 月 15 日から 2021 年 6 月 30 日まで、次の通り変更される。

用途	不動産評価額 (ポンド)	税率 (%)
居住用	～500,000	0
	500,000 超～925,000	5
	925,000 超～1,500,000	10
	1,500,000 超	12

8) 家庭に対するチャイルドケアに関する非課税措置

これまで対象となっていた家庭について、新型コロナウイルスの影響により状況が変化した場合も、引き続き非課税とする措置である。

具体的に、次の項目に当たる家庭が対象となる。

- コロナウィルスの影響により最低所得の条件を下回った家庭

- コロナウィルスによる労働時間が増加し所得の上限を超える可能性のある家庭
- また、以下のとおり、コロナウィルスにより勤務形態が変化した場合も対象となる。
- コロナウィルス雇用維持スキームの元で一時帰休中
- 自営業者所得支援スキームの給付を申請中

9) 新型コロナウイルスの抗原検査の精算に対する所得税及び国民保険料の免除

コロナウィルスの抗原検査にかかる費用について、所得税及び国民保険料を免除する制度である。これまで、従業員に対する精算費用は、雇用主から得る収入と見なされ、所得税及び国民保険料の納付義務が発生していた。

適用対象は、2021 年 1 月 25 日から 2021 年 4 月 5 日までに実施された抗原検査とし、2021 年 1 月 25 日より前に行われた検査については徴収しない。

3.3.4. 導入効果・評価について

他の多くの国と同様に、イギリスにおいても発生当初の影響は深刻で、経済の大部分で活動が停滞し、消費者や企業の信頼感が低下し、雇用が失われた。

このような経済の混乱に直面して、イギリス政府は前例のない行動をとってきた¹¹。英国財務省の分析¹²によると、既存の税制や福祉制度に加えて、人々の所得を支援する介入により、現役世帯が直面する所得損失を最大で3分の2まで削減し、最も貧しい現役世帯が最も（所得に占める割合として）保護されていることが示されている。OBR は、不作為のコストはるかに高くなっていたらと述べており、イングランド銀行は、政府が行った行動を取らなかった場合、雇用への影響は大幅に悪化していたらと示唆している¹³。

政府の経済対策パッケージに対しては、各方面から概ね好意的な評価がなされている。

・2020/3/17 企業連盟¹⁴

「VAT や国民保険などの分野での規制や税控除などのより広範な経済全体の措置は、実際に必要としているより幅広い企業をサポートする。」

・2020/3/20 小売協会¹⁵

「付加価値税の納税猶予は、小売り数千の企業や数百万の雇用を達成する生命線である」

¹¹ <https://www.gov.uk/government/publications/a-plan-for-jobs-documents/a-plan-for-jobs-2020>

¹² HM Treasury 'Impact of COVID-19 on working household incomes: distributional analysis as of May 2020' July 2020

¹³ Bank of England Monetary Policy Report May 2020 and OBR Coronavirus Analysis April 2020

¹⁴ <https://www.cbi.org.uk/media-centre/articles/business-response-to-chancellors-latest-emergency-measures/>

¹⁵ <https://brc.org.uk/news/corporate-affairs/chancellors-announcement-offers-a-vital-lifeline/> "

・ 2020/3/20 工業連盟

「これは、ビジネス、人、雇用のための画期的な対策パッケージである。首相が提供する実質的な給与サポート、現金への迅速なアクセス、税金の繰り延べは、数百万人の生計をサポートするものである。」

政府の介入にも支えられ、5月のイギリス経済は成長に戻り、4月と比較すると2.4%増となった。経済活動の再開・規制緩和後の6月（8.7%）、7月（6.6%）は5月よりもさらに成長している。小売売上高は前年比2.8%増となり、8月は95%以上の企業が取引を行っていたとされる。

また、土地印紙税（SDLT）の一時的な引き下げを受けて、8月の住宅販売件数は15.6%増となり、住宅部門とサプライチェーン全体の約4分の3の雇用を守ることができたとされる。

しかしながら、夏の間には若干の成長があったにもかかわらず、ONSの推計では、7月のGDPは2月に記録された水準を12%近く下回っている。また、この間に支出の構成には大きな変化があり、セクター間での回復にはムラが生じている。

雇用に対するリスクは継続的に存在しており、予算責任局（OBR）は、政府の経済介入がなければ経済へのダメージははるかに悪化していたとしているが、にもかかわらず、3月から8月までの雇用者数は69.5万人減少しており、若年層（16歳から24歳までの人）の雇用者数が大きく減少している。求人数は、8月の前年同月比で約4割減少している。

3.4. ドイツにおける経済的措置

3.4.1. 背景、狙い（主な目的）

(1) 感染拡大からロックダウンに係る影響への対応

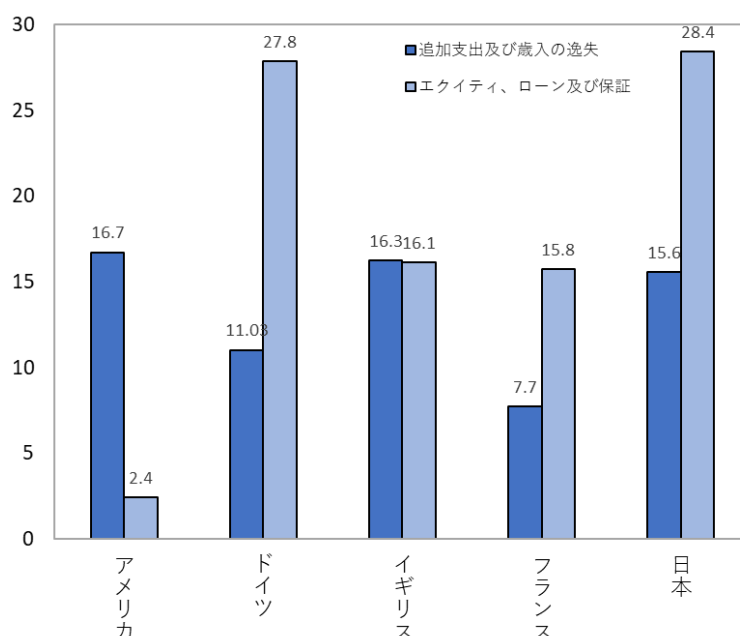
ドイツでは、1月27日に初の新型コロナウイルス感染者が出たものの、流行が拡大したのは3月中旬以降であった。

感染状況の悪化に伴い、ドイツの経済も悪化しており、連邦統計局のデータによると、実質 GDP 成長率は、第1四半期に1.9%減、第2四半期に9.8%減と大きく落ち込んだ。コロナウィルスの感染拡大の影響により、ドイツでは、多くの主要なイベント、見本市、会議もキャンセルまたは延期が行われ（国際観光取引所、ハノーバー見本市、ライプツィヒブックフェア等）、これらの決定はホテルやレストラン業界に影響を及ぼした。特に宿泊業では、連邦統計局のデータによると4月には、2005年を100とした売上指数で、4月に13.3となった。

ドイツでは、3月27日に成立した2020年度補正予算法における措置で1,225億ユーロ規模の予算が組まれた。これは、企業の経営破たんと従業員解雇の回避を主眼としたものだ。

感染症への対応策として講じられた経済政策の規模を2020年12月31日時点で比較すると、ドイツはその総額がGDPの30%を超えるもので、欧州でも最大規模のものである。

図表 3-8 感染症への対応策として講じられた経済対策の規模



出典：IMF Fiscal Monitor: Database of Country Fiscal Measures in Response to the COVID-19 Pandemic

1月更新版（2020年12月31日時点）より NTT データ経営研究所作成

(<https://www.imf.org/en/Publications/FM/Issues/2020/09/30/october-2020-fiscal-monitor>)

具体的には、危機の際に医療の提供を保護するために、医療機関の強化に 30 億ユーロ、感染拡大とその結果に柔軟かつ迅速に対応するための緊急対応の予備費として 550 億ユーロが含まれている。

また、企業等に対する支援措置としては、中小企業への給付として 500 億ユーロが予算化されている。中小企業への給付は、融資を受けられない小規模企業、自営業者、音楽家、写真家、療法士、介護士に対する直接補助で、以降 3 か月間にわたって、従業員数に応じて 9,000～15,000 ユーロが支給される。

加えて、企業の資金繰り支援として、KfW (Kreditanstalt für Wiederaufbau) のプログラムを補完するとともに、保証の枠組みも拡大された。

さらに、同時に実体経済を支援するための包括的な対策として、経済安定化基金法が成立し、特に大企業を対象とし、資金繰り確保を支援するための「経済安定化基金」(6,000 億ユーロ)を設置した。6,000 億ユーロの内訳は復興信用公庫 (KfW) 特別事業のための資金調達に 1,000 億ユーロ、政府による信用保証 (企業の資金繰り確保) に 4,000 億ユーロ、大企業の資本強化 (必要な場合は国有化も) に 1,000 億ユーロとなっている。

なお、資金繰りの確保のためあらゆる規模の企業が、税務関連の支援を利用できることとなっている。具体的には、コロナウィルスの直接の影響を受けた企業には、納税の延期、所得税の税金の前払いと法人税の前払い金額の調整の要求、延滞税の支払いを執行するための措置の停止 (所得税、法人税、付加価値税) が適用される。

加えて、家族の収入を確保するため、学校や保育所の閉鎖により失った収入の損失補填、時短勤務の結果収入が減少した家計は、低収入の子供のための児童給付を受けられることとなった。

(2) 経済活動の再開期における対応

新型コロナウイルスの感染状況の改善等もあり、7 月 1 日に承認された第 2 次補正予算法では、コロナパンデミックの収束後の持続可能な経済成長と雇用確保を見据えた包括的な景気刺激策と危機管理の政策パッケージの実施を目指したものとなった。

この経済対策では、新型コロナウイルスからの危機に対し経済回復を図る「経済危機対策パッケージ」と、ドイツの経済基盤を長期的に強化する施策も含めた「未来パッケージ」で構成されている。特に未来パッケージは気候変動に対応するモビリティとデジタル化を重視し、コロナ後も見据えた新しい社会構想が示されているといえる。

予算総額は第 1 次補正予算に引き続き、財政収支均衡原則 (GDP の 0.35% の起債制限) を超えた国債発行を許容し、5,085 億 2,900 万ユーロ強に引上げられた (当初予算は 3,620 億ユーロ)。

経済強化のための経済危機パッケージでは、付加価値税率の時限的引き下げ（19%→16%）、再生エネルギー法に定められる賦課金（2020年、2021年分）の引き下げ、売り上げ減少に直面する企業に対し、6月から8月までのつなぎ資金の提供（総額250億ユーロ）、児童手当対象者への追加支給、輸入付加価値税の納税猶予（翌々月26日まで）、欠損金繰り戻し上限額の増額等が決定した。

将来に向けた投資促進策である未来パッケージでは、国家水素戦略の実行や、電気自動車の購入補助の増額、モビリティインフラの拡充、AIや量子技術、5G、6G研究開発等、将来に向けた投資促進策が取られた。

なお、ドイツ連邦財務省によると、付加価値税率の時限的引き下げについては、景気刺激を目的としているため、「今すぐ買いたい」という購買意欲を喚起するために、半年間という期間が設定されている。この経済効果は、消費の前倒し効果によって強化されるが、そのためには時間的な制限が必要だと説明されている¹⁶。

(3) 感染者数の再拡大～再ロックダウンによる対応

ドイツ経済は、第3四半期には政府の支援策に助けられて予想以上に回復（第3四半期に8.5%の大幅な増加）したが、感染症の再発と新たなロックダウンにより、ウィルスを抑制しながら経済を再開するという困難な課題が続いている。

連邦政府と16の連邦州は、2020年10月28日、2020年11月25日、2020年12月2日に、感染の波を断ち切り、ウィルスの拡散を抑制するために、期間限定の対策を講じることを決定した。これらの決定により、コロナの影響を受けた企業は、臨時経済援助（11月・12月緊急援助）を受けることができるようになった。

具体的な要件としては、以下が示されている。

- 2020年11月のコロナ対策により一時閉鎖が命じられ、直接影響を受ける企業、事業者、自営業者、協会、機関など（イベント会場は直接影響を受ける企業とみなす）
- 直接影響を受ける企業との間で、定期的に売上高の80%以上の売上を上げている企業
- 直接影響を受ける企業との間で、第三者（イベント代理店等）を介して定期的に売上高の80%以上を稼ぎ出している企業

なお、2020年12月中旬まで全国で閉店の必要がなかった企業（美容室、小売店を含む）は申請対象外とされた。

影響を受けた企業は、2019年11月または12月のそれぞれの売上高の75%を上限に、

¹⁶ <https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/DE/Meta/Datenschutz/datenschutz.html#Widerspruch>

2020 年 11 月または 12 月の閉店までの期間、一回限りの助成金を受けられることとなった。

2021 年 1 月の時点で、このプログラムは政府の閉鎖命令の影響を受けるすべての企業を対象としている。

2021 年 2 月のドイツ経済情勢¹⁷によると、2020 年の年末四半期は、再度のロックダウンがドイツ経済の停滞につながった。ただし、国内総生産(GDP)はわずかに (0.1%) 増加している。産業においては、ロックダウン対策の強化にもかかわらず、12 月に生産を増やしているが、建設部門だけは減少した。製造業の新規受注は、危機前の水準を大きく上回っている。一方、小売業者は 12 月のロックダウンの引き締めによって大きな打撃を受け、クリスマスの売り上げは深刻な影響を受けている。

なお、ドイツにおける労働市場は、ロックダウンにもかかわらず安定を保っている。

ドイツでは、「短時間労働給付金制度」が導入されている。一時的に休業する労働者の賃金などの一部を助成する制度で、日本の雇用調整助成金に相当する。今回の危機に伴い、この給付金について対象を拡大し条件が緩和された。経済・エネルギー省は、この制度が雇用情勢のさらなる悪化に歯止めをかけていると分析する。¹⁸

3.4.2. 財政措置の全体像及び規模

ドイツでは、2020 年 3 月の感染拡大期には、特に雇用の維持や企業の流動性・資金繰り支援を中心にコロナウィルス感染症の拡大に伴う経済的影響を緩和するための施策を実施してきた。

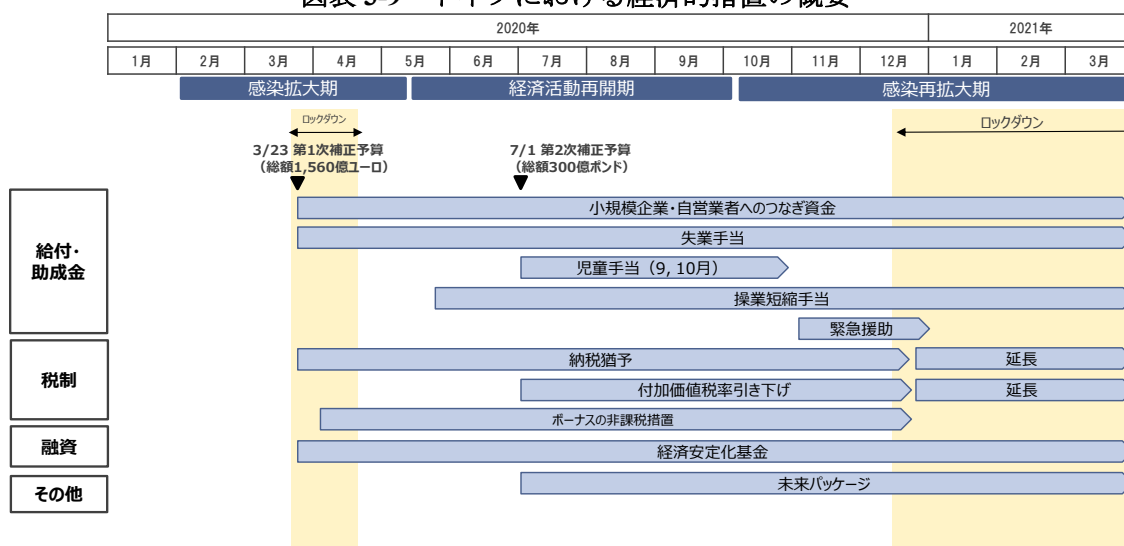
ドイツでは、金融支援による支出割合が他国よりも多く、経済安定化基金の設置、復興金融公庫等に対する政府保証枠の拡大、復興金融公庫ローンの融資要件の緩和等が行われている。

なお、感染状況が改善した 6 月には、コロナ後の経済を見据えた需要喚起策や環境・デジタル分野への投資促進策を実施している点に特徴がある。

¹⁷ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Dossier/konjunktur-und-wachstum.html>

¹⁸ <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/f85b015efc685ec5.html>

図表 3-9 ドイツにおける経済的措置の概要



※主な施策を記載、予算規模はパッケージ全体の規模を記載、各措置の起点は政府公表日

出典：各種資料を基に NTT データ経営研究所作成

3.4.3. 税制措置の詳細

(1) 事業者向け支援

1) 事業者に対する法人税・付加価値税の納税猶予

コロナウィルスの影響を受けているすべての事業者について、2021年6月30日まで納付を猶予することができる。2021年12月31日までに分割納付する条件で、2021年6月30日を超過して納付を猶予することもできる。

2) 事業者に対する個人所得税、法人税及び付加価値税の滞納処分・延滞税賦課の免除

2021年3月31日までに税務署に通知すれば、2021年3月31日を期限とする税金についての処分は2021年6月30日まで免除される。2021年1月1日から6月30日までの間に発生する延滞賦課金は原則的に免除される。適切な分割納付に合意できれば、延滞処分の免除は遅くとも2021年12月31日まで延長され、延滞賦課金も免除される。

適用対象の税は、所得税、法人税、付加価値税、輸入売上税、エネルギー税、航空税、保険税である。

3) 事業者に対する所得税及び法人税の予納額の調整

すべての納税者について、2020、2021年度の支払い分に対して、納税額が前年度よりも下がることが明確であれば、予納額の算定を終えた後でも、各税務署に申請を行い、早急

に予納額を引き下げることができる。法人税、所得税の予納額を調整できる背景を受けて、営業税も予納額を調整することができる。

4) 薬局に対する消毒剤に使用するアルコールの付加価値税免除

アルコールに課される付加価値税を免除する措置である。

通常、アルコールには 19%の付加価値税率が適用されるが、コロナウィルスの影響により消毒剤の需要が劇的に高まっており、消毒剤の製造を支援するため、薬局で使用されるアルコールに課される付加価値税を免除する。

5) 事業者に対する賞与の非課税措置

従業員に対し、コロナかで支払われる特別手当を非課税にする制度である。

これまで、民間企業の雇用主が個々の従業員に対して支給する給付は 600 ユーロまで非課税であった。2020 年 3 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支払う手当は 1,500 ユーロを上限として非課税とする。

6) 事業者に対する欠損金繰戻による還付

コロナウィルスによる影響を受けているすべての事業者について、欠損金繰戻の上限を 100 万ユーロから、2020 年と 2021 年に最大 500 万ユーロ（共同評価の場合は 1,000 万ユーロ）に引き上げる。さらに、2019 年の納税申告に損失の繰戻を適用できる。

7) 事業者に対する輸入付加価値税の納税猶予

輸入会社に対し、流動性を強化し、輸入及び物流業界におけるドイツの競争力を高めるため、輸入日の翌々月 26 日まで猶予することができる。

8) 研究機関に対する基礎控除額の上限引き上げ

研究機関について。2020 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで、研究開発費の法人税額控除 100 万ユーロから 200 万ユーロへ増額する。

次に掲げる経費が対象となる。

- 企業内の研究開発の対象

- 研究開発活動に従事する従業員に対して生じる給与・賃金
- 賃金・給与から支払われる保険料
- 共同事業者の研究
- 委託された研究開発案件から生じる費用の 60%

9) 法人税法の改正

コロナウィルスの影響を受けているパートナーシップ形態の会社について、法人格として法人税を課されることを選択できるようにする制度である。

法人税は企業の年間所得の 15%が課せられる。パートナーシップ形態の会社（合名会社、合資会社等）は法人と見なされないため、法人税は課せられないが、会社全体の課税対象額をもとに個々の出資者に所得税が累進課税され（0%～45%）、（税率によっては）社全体でみると法人よりも税負担が大きくなることもある。から、そこで、税負担抑制の観点から、出資者に対し所得を問わず 28.25%の一律税率適用の申請ができるようになっていた。

パートナーシップ形態の会社が税制上の目的のために、法人として扱われることを選択できるようになり、税率は法人税率と同率の 15%が適用され、出資者には所得税は課されない。

さらに、所得税額算出における営業税の控除可能額も増額した。

営業税（所得に課せられる地方税）は、法人もパートナーシップ形態の会社も納付する。法人とパートナーシップ形態の会社とへの課税負担の公平性の確保の観点からを調和させるため、パートナーシップ形態の会社には営業税の課税対象額に 380%を乗じた金額を上限として、出資者に対する所得税額を計算するうえで控除が認められているが、上限を 400%に引き上げる。

10) 社会保障納付猶予

コロナウィルスの影響を受けている事業者について、社会保障負担金の納付を猶予することができる。毎月納付する必要があるが、企業や自営業者への助成金以外の支援として、2020 年 3 月、4 月分の納付を猶予する。

(2) 生活者向け

1) 生活者に対する所得税の納付猶予

コロナウィルスの影響を受けているすべての事業者について、2021 年 6 月 30 日まで納付を猶予することができる。2021 年 12 月 31 日までに分割納付する条件で、2021 年 6 月 30 日を超過して納付を猶予することもできる。

2) 越境通勤者に対する二重課税の防止

越境通勤者に対して、二重課税を回避する措置である。

周辺のオーストリア、オランダ、スイス、フランス、ベルギー、ポーランド、ルクセンブルクと締結された二国間条約の規定を在宅勤務に適用し、新型コロナウイルスの影響によってのみ在宅勤務をする従業員の勤務地は、本来の職場とみなされる。

3) 付加価値税の税率引き下げ

通常、19%の標準税率、7%の軽減税率が適用されるが、コロナウィルスの影響下で消費需要を高めるため、2022 年 12 月 31 日まで、標準税率を 16%へ、軽減税率を 5%へ引き下げる。

4) ひとり親に対する給付の非課税措置

合計 300 ユーロの現金給付を行い、支給分は非課税とする措置である。

2 度に分けて支給され、1 度目は 2020 年 9 月に 200 ユーロ、2 度目は 10 月に 100 ユーロ支給される。

5) ひとり親家庭に対する税額控除額の引き上げ

ひとり親の基礎控除額について、年額 1,908 ユーロの税額控除が適用されていたが、コロナウィルスの影響を受けるひとり親を支援するため、4,008 ユーロへ増額した。

(3) 事業者・生活者向け支援

1) 社会保障負担金の上限設定

コロナウィルスの影響を受けているすべての事業者について、雇用主及び従業員が支払う社会保障負担金の上限を 40%に設定する措置である。

社会保障負担金は医療、介護、年金、失業の 4 つからなり、合計約 40%となり、雇用主と従業員が折半している。2021 年末まで、上限が 40%を超えないようにし、超過分は政府が補填する。

2) 再生可能エネルギー電力賦課金の賦課金引き下げ

負担者に対し、再生可能エネルギー賦課金を引き下げる措置である。再生可能エネルギー法のもと、再生可能エネルギーの拡大に使用されている。2020 年は 6.756 ユーロ・セント/kWh が適用された。2021 年 1 月 1 日から 6.5 ユーロ・セント/kWh、2022 年 1 月から 6.0 ユーロ・セントに変更される。

3.4.4. 導入効果・評価について

ドイツの経済措置について、ドイツ産業連盟は、「(第一次補正予算のパッケージ全体について) 経済成長への影響は、政府が経済活動をどの程度の期間制限するかによる」「(第二次補正予算について) 短い時間の中で、措置の量は十分に計画されてはいないが、投資を促すための重要な要素を含んでいる。¹⁹⁾」ことを指摘している。

同連盟は、個別の措置に関しても、概ね肯定的な評価をしている。

図表 3-10 主な税制措置に対する産業連盟のコメント

税制措置の概要	評価コメント
事業者に対する輸入付加価値税の納税猶予	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート 事業者に向けた措置としては目標に届いていない。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/
事業者に対する社会保障負担金の上限設定	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート 社会保障負担金の増加は、人件費以外の費用を増加させ、純利益を減少させるため、上限の設定は適切である。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/
ひとり親家庭に対する所得税控除の増額	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート 直接的に個人消費を促すだけでなく、控えめだった購買行動を元の水準に戻すだろう。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/
付加価値税の減税	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート 税収減が見込まれるものの、自動車や家具等耐久消費財の購買力が上昇するだろう。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/
再生可能エネルギー電力賦課金の減額	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート 事業者に対し追加の負担を強いることは避けられるだろう。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/
地方自治体に対する歳入の減少分の補填	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート ここ数年非常に少額であった地方自治体の投資を保護するだろう。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/
事業者に対する納税額の増額	・ 2020/6/19 ドイツ産業連盟レポート 肯定すべき措置である。 https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/

¹⁹⁾ 2020 年 4 月 17 日 ドイツ産業連盟レポート <https://english.bdi.eu/publication/news/global-growth-outlook-04-2020/>

新型コロナウイルスのパンデミックは世界経済を急落させ、それに伴いドイツ経済も景気後退に陥った。しかし、ドイツ連邦経済省が1月に発表した2021年の年次予測によると、景気後退は恐れられているほど深刻ではなく、回復は予想以上に速くなっている。2021年、連邦政府は、価格調整済みの国内総生産(GDP)が前年比3.0%増加すると予想している。

IMF²⁰によると、「ドイツはパンデミックとその経済的影響の管理に比較的成功してきた。早期かつ広範な検査と接触者の追跡、そして豊富な病院収容能力の効率的な活用により、ヨーロッパで最も低い死亡率を実現した。当局は、パンデミックの経済的影響に対処するために、財政的な余裕を利用した前例のない支援策を迅速に開始した。3月と6月に発表された多面的な財政・保証パッケージは、その総額がGDPの30%を超えるもので、欧州でも最大規模のものだ。実際の支出は当初の想定を大幅に下回っているが、これらの措置は、被災した家計や企業に重要な所得と流動性の支援を提供し、信頼感を高めた。」としている。

²⁰ 2020年6月19日ドイツ産業連盟レポート <https://english.bdi.eu/publication/news/quarterly-report-germany-ii-2020/>

3.5. フランスにおける経済的措置

3.5.1. 背景、狙い（主な目的）

(1) 初期段階～感染拡大期における対応

2020年1月24日に国内で最初の新型コロナウイルス感染が確認され、3月17日から5月11日まで国内全土でロックダウンが実施された。

INSEE のレポート²¹によると、2020年春の最初のロックダウンにより、34%の企業が活動を停止したとされる。この影響を最も受けたのは、従業員数が10～49人の企業であった。同様に、特定の産業（宿泊施設と文化活動、ケータリング）については、他の産業よりも深刻な影響を受けた。

感染拡大による経済情勢の悪化に対処するため、3月24日に第1次補正予算が可決された。これらの対策は、国が直面している健康危機の期間中、経済的影響をカバーするための一時的な支援を意図したものであった。

補正予算の主な目的は、信用機関がフランスで登記された企業に2020年3月1日から12月31日までの間に付与する全ての新規融資に対して、3,000億ユーロを上限とする前代未聞の例外的な国家保証（Prêt garanti par l'État（PGE : Prêt garanti par l'État））を創設することであった。この対策は、GDP の13.3%を占める。この保証は、健康危機による一時的な資金繰りの困難が雇用や経済活動の持続可能性を損なうことを防ぐためのものである。

補正予算のもう一つの柱は、社会保険料の支払い延期や税額控除の前倒し払い戻し（当初はGDP の1.5%）などの企業向け流動性・資金繰り対策で構成されている。措置の総額は450億ユーロで、そのうち、約350億ユーロは、企業のための社会保険料や税金の支払いの延期であるため、現金の前払いの形を取る。具体的には企業の税金の支払い延期ために120億ユーロ、4月5日に大企業が支払う社会保険料のために130億ユーロ、3月15日に支払う社会保険料のための85億ユーロと、給与税のための10億ユーロが措置された。これら350億は最終的には財政に影響を与えないとされている²²。

また、今後2ヶ月間に予定されている払い戻し不能な費用として100億ユーロ以上が残っており、特に部分的な失業補償のために55億ユーロ、零細企業（VSE）と自営業者のための連帯基金²³のために20億ユーロ、地域からの初期拠出金2億5,000万ユーロ、健康支出（健康保険の国家支出目標）の増額、マスクの購入、医療従事者のための日当の支払い、病気休暇の支払いのための20億ユーロなどが含まれている。

なお、その後も経済状況の悪化が続いたことを受け、4月15日の第2次補正予算により

²¹ <https://www.insee.fr/fr/statistiques/4994488>

²² https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b2820_projet-loi

²³ 同基金は、年間売上高100万ユーロ未満、年間課税対象利益6万ユーロ未満で、従業員数が10人以下の零細企業、自営業者、独立事業主、自由業に対し、条件を満たす場合に最大1,500ユーロ支援するもの。今回の法案では、4月分については2020年4月の売上高が2019年の月平均の売上高に比べて50%減少した企業も対象とされた。

経済支援策が追加された。今回の措置は経済の再生を目的としたものとなっている。

第2次補正予算の緊急措置の総額は1,100億ユーロに拡大された。具体的には、3月から継続されている措置を強化するとともに、新たに戦略的企業への出資、医療用マスクへ適用される付加価値税の税率引き下げ等が盛り込まれた。

(2) 経済活動の再開期における対応

フランスにおけるロックダウンによる制限措置は、5月11日に終了した。5月中旬から経済活動が再開されたものの、医療危機の終わりが見通せず、経済的影響が続いた。

このような状況を鑑み、第3次補正予算が7月30日に成立した。総額1,360億ユーロの措置は、4月末に計画された1,100億ユーロに対して、経済、雇用、地方自治体、最も脆弱な人々を支援することを目的としている。特に、零細企業への支援策として導入されている連帯基金及び納税猶予措置が強化された。さらに、自動車産業に80億ユーロ、観光業に180億ユーロ、航空機産業に150億ユーロの給付も追加された。

これらの措置に加えて、約3,270億ユーロの例外的な国家保証付き融資メカニズムが追加された。

9月3日、新型コロナウイルスに対処し、2030年のフランス構築を目指すロードマップとなる復興計画（France Relance）が発表され、EUからの400億ユーロの出資も合わせ、年間予算の3分の1にあたる1,000億ユーロが投じられた。復興計画は以下の3つの柱から成る。

- 2050年までの脱炭素化を達成するためのエコロジー転換（300億ユーロ）
- 製造設備の改良、将来技術の投資といった企業競争力の強化（350億ユーロ）
- 格差縮小のため、職業訓練や若者への訓練を強化する社会連帯（350億ユーロ）

(3) 感染者数の再拡大～再ロックダウンによる対応

その後、感染者数が第1波の際よりも増加が見られたため、10月30日から11月29日まで2度目のロックダウンが実施された。第3次補正予算までに導入された措置を確実に継続できるよう、11月4日に発表された第4次補正予算において措置の強化が発表された。2020年の第4次補正財政法案（PLFR4）に添付されたマクロ経済シナリオは、2021年の財政法案に関連して修正されている。2020年のGDP成長率の予測は、マイナス10%からマイナス11%に修正されている²⁴。

第4次補正予算案では、危機の影響を最も受けた雇用者のための、社会負担金・負担金の免除、社会的債務の免除と負担金清算計画のためのメカニズムの特例措置を延長も発表された。

²⁴ https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b3522_projet-loi

また、影響を受ける文化・スポーツ分野への支援として、一般に公開されている施設やチケット販売からの収益の損失を補償するための合計3億ユーロの支出も含まれる。

加えて400万世帯以上の世帯と25歳未満の非学生を対象とした不安定な若者への特別支援（10億ユーロ）、高等教育の奨学金を受ける学生への支援（1億ユーロ）、マスクとワクチンの購入（3億ユーロ）、貧困との戦いを支持するための緊急時の宿泊施設（4300万ユーロ）等が含まれる。

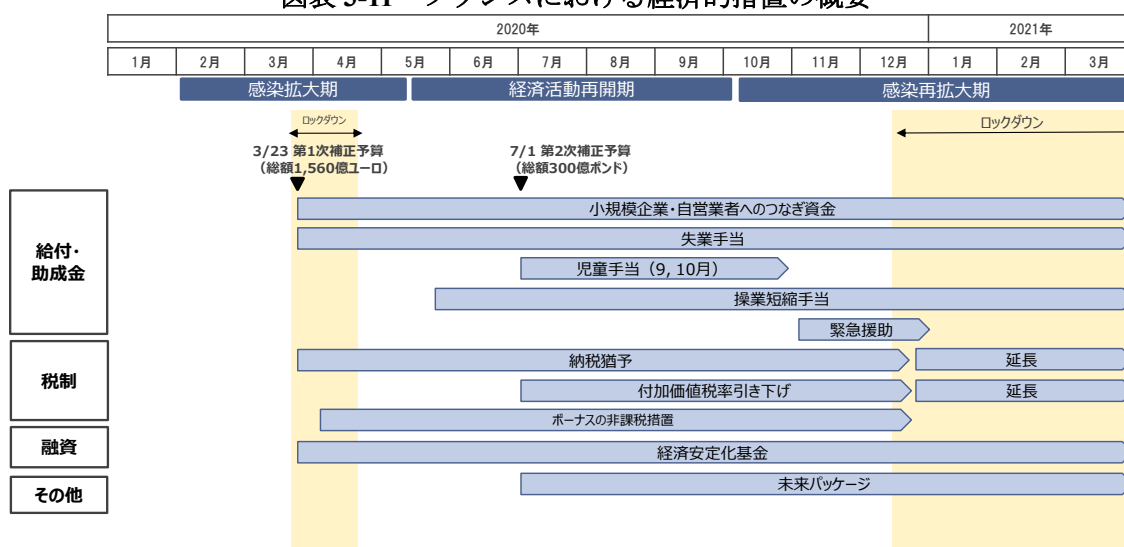
3.5.2. 財政措置の概要及び規模

フランスは、雇用維持と事業継続支援に特化した支援を講じている。

特にフランスの当初の財政パッケージの大部分は、銀行融資に対する公的保証プログラムと、社会保険料の支払い延期や税額控除の前倒し払い戻しなどの企業向け流動性対策で構成されている。

その後、一時帰休制度の拡大、社会保険料の免除、中小企業・自営業者への助成金、医療部門への支援等の支援を拡充している。

図表 3-11 フランスにおける経済的措置の概要



※主な施策を記載、予算規模はパッケージ全体の規模を記載、各措置の起点は政府公表日
出典：各種資料を基に NTT データ経営研究所作成

3.5.3. 税制措置の詳細

(1) 事業者向け支援

フランスにおける事業者向け支援では、直接税や社会保障負担金等の納税猶予の他、直接税の分割納付等の措置のほか、連帯基金への非課税措置、賃料の一部税額控除、付加価値税の還付等が実施されている。

1) 事業者に対する直接税の納税猶予

コロナウィルスの影響を受けているすべての事業者について、2021 年 6 月 30 日まで納付を猶予することができる。また、2021 年 12 月 31 日までに分割納付するという条件で、2021 年 6 月 30 日を超過して納税を猶予することもできる。

2) 事業者に対する社会保障負担金の納付猶予

社会保障負担金の支払期日を毎月 5 日若しくは 15 日であるが、2020 年 3 月 15 日が納期限の事業者は、全部または一部を最大 3 カ月延期することができ、2020 年 4 月 5 日が納付期限の事業者は、全部または一部を最大 3 カ月延期できた。

2021 年 3 月 5 日、15 日、20 日分も納付猶予できる。

3) 法人税及び事業者に対する付加価値税の還付

通常、納税申告時に還付を受けることができるが、申告期限よりも前に還付できるよう手続きを迅速化する。

4) 事業者に対する所得税の控除の維持

新型コロナウイルスにより移動が制限される中、家庭教師サービスを行う者が在宅勤務となった場合も、所得税額控除を維持する措置である。

5) 事業者に対する連帯基金への非課税措置

小規模企業等向けの給付である連帯基金の対象事業者について、給付分は非課税となる措置である。連帯基金の対象は、従業員 10 名未満、売上高が 100 万ユーロ未満、課税評価額 60,000 ユーロ未満の事業者である。

6) 事業者に対する法人税・企業付加価値税の分割納付

大企業について、法人税及び企業付加価値税を分割納付する際の納付額を調整できる措置である。従業員 5,000 人以上または売上高 15 億ユーロが対象となる。

7) 事業者に対する社会保障負担金の分割納付

社会保障負担金は毎月もしくは四半期に一度納付するが、2020 年春に納税期限を延長する必要がある、いまだに支払いをできていない企業は、3 年かけて分割納付できる。

8) 事業者に対する直接税の分割納付

2019 年 12 月 31 日までに創業した事業者、職人、自由業（法人・自営業者、規模、業種、売上高の損失状況を問わない）について、分割納付を認める措置である。

申請者は以下の資格を満たす必要がある。

- 従業員が 250 人以下で、直近の決算期において、税抜き売上高が 5,000 万ユーロ以下若しくは総資産が 4,300 万ユーロ以下であること。
- 2019 年 12 月 31 日以前に創業していること。
- 分割プランでカバーされる税額は、自動的に調整されない。
- 申請日において、税務申告義務を果たしていること。
- 付与された支払計画の期間が 12 ヶ月を超える場合、支払うべき権利まで財務省の債権を確実に回収するための具体的な保証を当局に提供すること。
- 民間債権者に対する債務の支払いのために、支払い期限が 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの間にあるものについては、国の保証付き融資を除いて、支払いを分割または追加の融資制度を要求したことを証明すること。

分割納付プランは以下のとおりである。

- 負債比率が 0.25 未満の場合、12 ヶ月間で、均等に分割払いされる。
- 負債比率が 0.25 から 0.5 の間の場合、24 ヶ月で、均等に分割払いされる。
- 負債比率が 0.5 を超える場合は、36 ヶ月間で、数回の均等または段階的な分割払いで定期的に支払われる。

9) 事業者に対する賃料の一部税額控除

連帯基金に関連する業種の借主企業に対して、家主が家賃請求を放棄する代わりに、家賃の一部を税額控除できる制度である。

次に掲げる要件を満たす借主が対象となる。

- 従業員数が 5,000 人未満であること、
- 2019 年 12 月 31 日時点で経営難に陥っていないこと

➤ 2020年3月1日時点で管財人の職に就いていないこと。

控除率は、従業員250人未満の会社の場合、放棄した金額の50%とし、250人から5,000人未満の企業の場合、放棄した金額の2/3を上限とする。

10) 事業者に対する固定資産税の納税猶予

コロナウィルスの影響をける事業者について、2020年12月15日まで固定資産税の納税を猶予することができる。

11) 事業者に対する社会保障負担金の一部免除

従業員250人未満の事業者について、社会保障負担金を一部免除する措置である。社会保障負担金は雇用主の給与の45%に対して課されるが、所得の20%に相当する社会保障負担金を補助する。

(2) 生活者生活者・家計向け支援

1) 残業手当に対する非課税措置

2020年3月16日以降、公衆衛生機器の最終日までに勤務した時間外労働業務に支払われる給与を非課税とする。

2) 医療用マスク等に対する付加価値税の税率引き下げ

2021年12月31日まで、付加価値税率を20%から5.5%へ引き下げる。

適用対象は、2020年3月24日以降に供給されたマスクや個人用防護具、2020年3月1日以降に供給された個人用衛生用品、4月26日以降に輸入されたマスクや衛生用品は2020年4月26日以降のものとなる。

3) 公務員に対する特別手当の非課税措置

緊急事態の期間に動員された期間に支払われる例外的なボーナスは、この期間中の重要な追加作業を考慮するために、所得税、社会保障負担金を免除する。

4) 電子印紙の有効期限の延長

使用されなかった電子印紙払い戻し請求は、有効期間が満了する 6 ヶ月以内に提出することが規定されている

5) 寄附金控除の割合引き上げ

寄附を行う団体について、所得税の税額控除される割合を引き上げる措置である。2020 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに行った場合、1,000 ユーロまでの寄附金に対して税額控除される金額の算定率を 75%とした。1,000 ユーロを超える寄附金に対しては、従来からの 66%の算定率が適用される。

使用されなかった電子印紙払い戻し請求は、有効期間が満了する 6 ヶ月以内に提出することが規定されている。

6) 越境通勤者に対する二重課税の回避

ドイツ、スイス、ベルギー、ルクセンブルク、ベルギーとの二重課税を回避する条約を改定し、在宅勤務をする場合の勤務日の解釈について。従業員は新型コロナウィルス対策のみを理由として在宅し給与を受け取る営業日を、新型コロナウィルスがなければ本来の勤務場所で実施できた営業日とみなす。

3.5.4. 導入効果・評価について

フランスは、ヨーロッパで最も高い累積感染者数を記録し、世界の影響を受けた上位 5 か国の中でランク付けされている。パンデミックとその最初の波を制御するための厳格な封じ込め措置の結果として最も苦しんだ先進国の 1 つであり、2020 年第 2 四半期までに前年比 18.9%縮小した。

フランス企業運動の代表が、社会的費用の支払い延期を含む経済支援パッケージを歓迎するコメント²⁵を発表しており、現地では経済支援パッケージについては好意的に受け止められている。ただし、第 2 次補正予算において付加価値税の減税を導入したことについて、ル・モンド紙は、減税は利益となるもの、実施までに時間を要したことを批判するコメントをしている²⁶。

IMF によれば、フランス政府の迅速で柔軟な支援により、緊急段階において、労働者と自営業者の収入は、労働者が働いていない時間の賃金を助成する短時間労働給付（STW）

²⁵ <https://www.medef.com/fr/actualites/geoffroy-roux-de-bezieux-a-ouest-france-nous-avons-besoin-des-heros-quotidiens-de-lentrepris>

²⁶ https://www.lemonde.fr/politique/article/2020/05/08/un-taux-de-tva-a-5-5-pour-les-masques-et-les-solutions-hydroalcooliques_6039114_823448.html

スキームと連帯基金、および通常の失業手当の満了の延長によって大部分が維持されたとしている。

また、2020 年第 2 四半期の生産量は 19%（前年比）減少したが、世帯の可処分所得の合計は、その期間中に 2%（前年比）しか減少していない。企業に対する流動性・資金繰りに対する圧力についても、STW スキームの拡大により、州が企業の短縮された時間の人件費を吸収することができたこと、欧州中央銀行（ECB）の TLTRO III²⁷を通じた流動性注入により、銀行は、企業が現金バッファを構築し、運転資金を調達するために使用した国保証ローンの大部分に資金を提供することができたことにより緩和されたことが指摘されている²⁸。

3.6. 調査対象国の税制とわが国との違いの分析・考察・我が国への示唆

本章では、わが国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う税制措置の概観に触れた上で、各国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う税制措置との比較を行う。

3.6.1. わが国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う税制措置の概要

わが国における税制措置の概要を以下に記す。

(1) 事業者向け支援

1) 納税の猶予制度の特例

2020 年 2 月以降、収入が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者及び一時的に納税が困難な事業者（個人法人の別、規模は問わない）について、1 年間、国税の納付を猶予することができ、担保の提供や延滞税も不要となった。

令和 2 年 2 月 1 日～同 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）及び上記税目のうち、既に納付期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても遡ってこの特例を利用することができることとなった。

2) 欠損金の繰戻しによる還付の特例（法人税）

資本金の額が 1 億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていたが、資本金 1 億円超 10 億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となった。

令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金

²⁷ 貸出条件付長期資金供給オペ（TLTRO III）について※民間金融機関が国債等の担保を差し出し、ECB 資金を供給。有利な供給条件が適用される期間は 2022 年 6 月まで。（令和 3 年 1 月 22 日 外務省欧州連合経済室 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000470833.pdf>）

²⁸ IMF 2020) FRANCE2020 ARTICLE IV CONSULTATION—PRESS RELEASE; STAFF REPORT; AND STATEMENT BY THE EXECUTIVE DIRECTOR FOR FRANCE

額について適用される（この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となる）。

ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除く。

3) 固定資産税及び都市計画税の減免

事業収入が一定以上減少している中小事業者に対して、2021年度の固定資産税・都市計画税をゼロまたは2分の1に減免する制度である。

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とする。

減免対象はいずれも市町村税（東京都23区においては都税）で、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）及び事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）となる。

減免率は、2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が50%以上減少の場合は全額が、30%以上50%未満の場合は2分の1となる。

4) 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物²⁹を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長されることとなった。

本支援制度は、自治体の策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、自治体の判断により固定資産税の特例（ゼロ～2分の1）を受けることができるものである。

従来からの対象設備は、機械装置・器具備品などの償却資産（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの）であったが、新たに事業用家屋と構築物が対象に追加された。事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの、構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものが要件となっている。

5) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（中小企業経営強化税制の拡充）（法

²⁹ 掘、看板（広告塔）や受変電設備等

人税)

中小企業強化税制の類型には、生産性向上設備、収益力強化設備があったが、デジタル化設備（テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型）が追加された。中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる。税額控除の上限額は、本制度、「中小企業投資促進税制」及び「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」における税額控除との合計で当期の法人税額の20%とする。対象資産は、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアで、国内への投資であること、生産等設備であること、中古資産・貸付資産でないこと等の要件を満たす必要がある。

6) 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用（所得税）

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされた。参加予定者による請求権の放棄がなければ払戻しを行っていた者であり、当該イベントの開催について最も大きな責任又は利益を有する者を指す（個人・法人・団体等の形態や、当該個人・法人・団体等の国籍を問わない）。

不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象となる。本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様である。

7) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化（所得税、住民税）

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとなった。

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

- 一定の期日³⁰までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- 令和3年12月末までの間に上記の住宅に入居していること

また、中古住宅取得から6ヶ月以内の入居を求める要件について、住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとされた。

具体的には、以下の要件を満たす必要がある。

- 取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと
- 上述の増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヵ月後まで又は特例法施行の日の2ヵ月後（令和2年6月30日）までに行われていること
- 上述の増改築等の終了後6ヵ月以内に、当該住宅に入居していること

8) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がある。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となった。

具体的な要件としては、「特例に係る法律の施行日（令和2年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間において」、「新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合」で、かつ、「当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合」に可能となる。

事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等³¹は適用しない。

³⁰ 「一定の期日」・・・新築の場合は令和2年9月末まで。建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年11月末まで。

³¹ 「課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等」とは、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件、課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産（100万円以上の固定資産）を取得した場合等の3年間の継続適用要件（3年間は免税事業者となることができない）をいう。

9) 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を
けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。
なお、既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付を行う。

10) 環境性能割の臨時的軽減措置の延長（軽自動車税）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和元年10月1
日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用軽自動車（新車・中古車）を対
象とする軽自動車税（環境性能割）の税率を1%分軽減する特例措置（臨時的軽減）につい
て、その適用期限を6月延長し、令和元年10月1日から令和3年3月31日までとなった。

11) 厚生年金保険料の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業
主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予できる。担保の提
供は不要、延滞金もかからない。

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令
和2年1月分から令和2年12月分まで）が対象となる。

12) 労働保険料の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主
にあつては、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することが出来ることとなっ
た。

要件³²の全てに該当するときは、換価の猶予が認められる。

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付する。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除される。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれ
がある財産の差押えが猶予又は解除される。

³² 具体的な要件は以下のとおり。

- ・労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること
- ・労働保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること
- ・納付すべき労働保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
- ・換価の猶予を受けようとする労働保険料等のほかに滞納又は延滞金がないこと※原則として、担保の提
供は不要

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内³³で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られる。

この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかからない。労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合で、要件の全てに該当するときは、換価の猶予が認められる。

3.6.2. 各国における目的別税制措置の概要

各国の経済対策では、各国とも、経済政策措置の焦点は、企業が流動性を維持できるように資金繰り支援を提供することと、特に経済的に脆弱な世帯に対し、所得支援を提供することが主要な目的となっていた。

これには、納税申告期限の延長、納税猶予、より迅速な税還付の提供、より寛大な損失相殺規定、および社会保障拠出金、給与税または固定資産税を含むいくつかの免税措置が含まれる。納税手続きに関する施策は各国で講じられているが、適用期間や措置対象に違いがみられる。

また、国によって、税制上優遇するか、給付・助成金を支給するか of 支援方法が異なるものもある。

企業を支援するために導入された措置は、各国でかなり類似している。事業者への税制面での支援には、主に納税猶予（納付期限の延期）が行われているが、わが国においては、納税猶予のほか、固定資産税の減免特例措置等、特徴的な支援を実施している。

一方で、世帯をサポートするための対策全体では、手法に違いが見られる。特に欧州では、給付金への非課税措置や、税額控除額の上限引き上げ、付加価値税の税率引き下げ等特徴的な施策が実施されている。

図表 3-12 各国における目的別税制措置の比較

³³ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがある。

目的	措置内容	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
企業のキャッシュフロー支援	申告期間の延長	○	○	—	—	—
	納税猶予	○	○	○	○	○
	欠損金繰戻による還付	○	○	○	○	○
	固定資産税の減免	○	—	○	—	—
	特定の業種への支援	—	○	○	—	—
	付加価値税の減免	—	○	○	○	—
	研究開発費の控除額引き上げ	—	—	○	○	—
個人のキャッシュフロー支援	納税猶予	○	○	○	○	○
	社会保険料の納付猶予	○	○	—	○	○
	給付金・補助金への非課税措置	○	○	—	○	○
	税額控除の上限引き上げ	—	○	○	○	—
	在宅勤務用設備費の控除	○	—	○	—	—
消費の支援	付加価値税の減税	—	—	○	○	—
雇用促進	特別手当への非課税措置	—	—	—	○	○
医療機関の支援	医療物資への付加価値税率減免	—	○	○	○	○

出典：各国政府ホームページより NTT データ経営研究所作成

3.6.3. 各国における税目別税制措置の比較

(1) 事業者向け支援の特徴

税目横断的な措置において、事業者への税制面での支援には、主に納税猶予（納付期限の延期）が行われている。

また、欠損金の還付制度の拡充も英国以外の全ての国で実施されている。

わが国における、固定資産税の減免特例措置は中小企業・小規模事業者を対象としたものであるが、イギリスにおいては、小売業・接客業・観光業等、特に大きな影響を受けた産業に対する支援である点が異なる。

ドイツやイギリスにおいては特に研究機関に対する負担を軽減し、流動性を増加させ、経済の安定化につなげる観点から、研究開発費の基礎控除額の上限の拡大を講じている。

(2) 個人・家計向け支援の特徴

日本、アメリカ、ドイツにおいては、所得が急減した家計を支援するため、所得税等の納税猶予が導入されている。

アメリカにおいては、パンデミックの渦中にある家族及びエッセンシャルワーカーの経済的安定を目指した児童税額控除や、扶養児童養育費税額控除の拡大、イギリスにおいては、児童税控除を受けている世帯への就労税控除の増額や、家庭向けチャイルドケアに対する免税、ドイツにおけるひとり親家庭の税額控除額引き上げ、ひとり親家庭への現金給付の非課税措置など、経済的に脆弱な世帯への支援を行っている。

また、欧州における税制面での特徴的な支援としては、英国とドイツが景気刺激策の一環として付加価値税率を時限的に引き下げている点が挙げられる。

米国においては、控除の拡大や非課税措置による対応他国に比べ多くなっている。

図表 3-13 各国における税目別税制措置の比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税目横断	・納税猶予 ・欠損金の還付制度拡充 ・住宅ローン控除	・納税猶予 ・学生ローンへの所得税・社会保障税免税 ・欠損金の還付制度拡充	・納税猶予 ・ホームオフィス機器の購入費用の免税 ・抗原検査費用の免税 ・仲介事業者を介す雇用関係の取り締まり延期	・納税猶予 ・事業者の賞与の非課税措置 ・欠損金の還付制度拡充	・納税猶予 ・小規模事業者への給付金の非課税措置 ・賃貸人向けの家賃の一部の税額控除 ・法人税及び付加価値税の控除分の還付 ・残業手当・公務員への特別手当の非課税措置
法人税	・コロナ対策に資する設備への投資減税	・適格内装費の償却期間に関する法文修正 ・外国税額控除	・大企業若しくはその下請けの研究開発費の控除 ・欠損金の早期還付	・研究機関の基礎控除額の引き上げ ・法人税法の改正	
所得税	・中止されたイベントチケットの払い戻しへの寄附金控除	・現金給付の税額控除 ・退職金口座に関する引き落とし要件緩和 ・寄付金控除の要件緩和 ・雇用主負担分の社会保障税の税額控除 ・教員に対する個人用防護具費用の控除 ・給与プログラムのローンを利用した支払いの控除 ・緊急受付の非課税措置 ・業務用飲食費用の控除割合引き上げ ・児童税額控除	・控除できる在宅勤務手当の増額	・ひとり親家庭の税額控除額引き上げ ・ひとり親家庭への現金給付の非課税措置 ・越境通勤者の二重課税の回避	・在宅勤務する家庭教師の税額控除の維持 ・越境通勤者の二重課税の回避 ・電子印紙の払い戻し有効期限の延長 ・寄付金控除

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
		・扶養児童養育費税額控除 ・保険料税額控除			
付加価値税	・課税期間開始後の課税事業者選択届け出	・アルコール物品税の免除 ・航空物品税の免除	・接客業・観光業向けの付加価値税税率引き下げ ・医療物資に対する税率引き下げ ・輸入付加価値税の課税方式の導入延期	・薬局で使用されるアルコールの付加価値税免税 ・税率引き下げ	・医療物資に対する税率引き下げ
資産税	・中小事業者の固定資産税減免 ・中小事業者の固定ゼロの拡充・延長		・小売業・接客業・観光業・保育施設のビジネスレート税免除	・社会保障負担金の上限設定 ・再生エネルギー電力賦課金の引き下げ	
その他措置	・特別貸付に関する契約書の印紙税の非課税 ・軽自動車税（環境性能割）の適用期間延長	・500人未満の事業者向け有給傷病休暇・医療・家族休暇の給与税の税額控除 ・支払利息損金算入の緩和	・一時帰休中従業員の雇用主負担分の保険料免除		・社会保障負担金の免除

4. まとめ

危機の深刻化した4月に比べ、5月、6月には経済活動が持ち直し、景気は回復基調にある。しかし、経済活動がどの程度のペースで回復するかは不透明である。

近い将来の経済見通しは、今後数ヶ月間のウィルスの蔓延状況に依存しており、感染者が増加した場合には、ロックダウン措置が再び強化されるかどうかも含めて、今後の経済活動の見通しが重要となる。

さらに、失業率がどの程度上昇するかが重要な要素となる。

規制の変化に伴い、各国の政府の支援も進化している。特に、初期段階の措置を継続しつつも、特に影響の大きい業種や世帯等に対象を絞った措置へと変化していく動きがみられる。

また、ドイツを含む欧州のように、危機後を見据えた経済社会の変革を促すため、AI等の先端技術やグリーンテクノロジー等、将来の技術開発支援を行う成長戦略が含まれている点は特筆すべき点であると考ええる。

政府の目標は人々の仕事と生活を守ることに変わりはないが、ウィルスの経路と経済への脅威が明らかになるにつれ、政府の行動は雇用と企業を支援すると同時に、経済が新しい「通常」に適応できるようにする必要がある。今後、①どのような企業の支援にフォーカスするか、②いつ段階的に廃止するか③誰に調整を適用するか（セクター間で適用を差別化する必要があるか）、といった課題に取り組むにあたって、各国における危機後を見据えた成長戦略は参考になると考えられる。

【別紙】 各国の税制措置一覧

5. 米国における税制措置一覧

(1) 事業者向け支援

1) 事業者に対する家族・医療休暇にかかる給与税の税額控除

図表 5-1 給与税に係る措置

項目	概要
税目	給与税（社会保障税及びメディケア税）
制度・パッケージ名（法律名）	家族・医療休暇税額控除 家族・第一コロナウィルス対応法
政策目的	従業員自身の健康若しくは家族のケアのために有給休暇を取得させる資金を中小企業提供することにより新型コロナウイルス対策を支援する。 出典：”Treasury, IRS and Labor announce plan to implement Coronavirus-related paid leave for workers and tax credits for small and midsize businesses to swiftly recover the cost of providing Coronavirus-related leave” IRS Website
措置対象	- カバールされる雇用主 500 人未満の従業員を雇用する民間企業の雇用主 - 州・地方政府を含む特定の公的機関 - 適格従業員 - カバールされる雇用主の下で少なくとも 30 日間勤務していること。 - 新型コロナウイルス対策のために、当該従業員の子供の学校や保育所が閉鎖されたり、当該子供の保育所が利用できず、その子供の世話をしている従業員は、通常の給与の 3 分の 2 に相当する有給の家族・医療休暇を取得することができ、1 日あたり 200 ドル（合計 10,000 ドル）を上限とする。 2020 年 3 月 1 日以降に解雇されたものの、解雇されるまで 60 日中少なくとも 30 日勤務し、同じ雇用主に再雇用された従業員。 - 自営業者 - 上記の目的で事業を継続できない場合、平均日当の 100%に相当する分を所得税の控除対象にできる。1 日当たり 200 ドルを上限とし、休暇は 50 日を上限とする。
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する医療・家族休暇にかかる給与税の税額控除
措置の概要	- 既存制度 - 雇用主の給与税の控除は、支払われた賃金をもとに計算され、各暦年の給与税の雇用者負担分に対して請求される。社会保障税の税率は、通常、賃金の 12.4%で、雇用者が 6.2%、従業員が 6.2%を負担する。 - 通常家族・医療休暇の適格従業員は、少なくとも 1 年と 1,250 時間（前年）勤務している従業員が 50 人以上、職場から 75 マイル以内で勤務していることが条件となる。 - 休暇取得中は無給となる。 - 家族・第一コロナウィルス対応法（FFCRA）における変更（2020 年 3 月 18 日） - 適格従業員は、カバールされる雇用主の下で少なくとも 30 日間勤務していることを要件とする。 - 休暇の最初の 10 日間は無給であるが、従業員はほかの有給休暇の利用を選択することができる。カバールされる雇用主は、残りの休暇日について通常の賃金の 3 分の 2 を支払う必要がある。従業員 1 人当たり 1 日 200 ドルを上限とし、合計 10,000 ドルを上限とする。税額控除は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間に支払われる賃金に適用され、雇用者が四半期ごとに納付する給与税の雇用者負担額（「FICA マッチ」）総額から差し引くことが認められる。 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） 2021 年 3 月 31 日に期限を延長する。 - 自営業者の平均日当は課税年度の純収入を 260 で割った数字に相当するが、控除額を算出する際に、2020 年の平均日当ではなく 2019 年の分を選択することを認める。家族・第一コロナウィルス対応法に盛り込まれる形で適用される。 - アメリカ救済計画法（ARPA）における変更（2021 年 3 月 11 日） - 適用期間を 2021 年 3 月 31 日から 2021 年 9 月 30 日へ延長する。 - 控除の対象となる休暇を拡大し、新型コロナウイルス関連の予防接種若しくは予防接種に伴う傷、障害、疾病からの回復のために取得する休暇も対象となる。 - 適格休暇の定義を拡大し、すべての病気休暇時間の使用に請求でき、従業員が新型コロナウイルスにより隔離に従う、若しくは類似の状況にいる人の世話をする場合に提供する。 - 適格賃金の控除上限を 10,000 ドルから 12,000 ドルへ引き上げる。 2021 年 4 月 1 日から病院保険税の雇用主負担分（賃金の 1.45%）も請求することができる。

項目	概要																																																			
	- 雇用主負担の老齢・遺族・障害年金保険、鉄道退職者用税により控除額を引き上げることができる。 - 上記の変更点は自営業者にも適用され、60 日を上限として請求される。																																																			
発表日	2020 年 3 月 18 日																																																			
施行日	2020 年 4 月 1 日																																																			
廃止予定日	2021 年 9 月 30 日																																																			
予想コスト (当初予算額)	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">パッケージ毎の金額（億ドル）</th></tr><tr><th>FFCRA</th><th>CAA</th><th>ARPA</th></tr><tr><td>2020</td><td>50</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>0</td><td>11.85</td><td>45.06</td></tr><tr><td>2022</td><td>0</td><td>4.17</td><td>17.47</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2025</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2026</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2027</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2028</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2029</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2030</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※有給傷病休暇税額控除との合算 ※マイナスの値は歳入を示す 出典：”COVID Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020 ”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	パッケージ毎の金額（億ドル）			FFCRA	CAA	ARPA	2020	50	—	—	2021	0	11.85	45.06	2022	0	4.17	17.47	2023	0	0	<-0.005	2024	0	0	<-0.005	2025	0	0	<-0.005	2026	0	0	<-0.005	2027	0	0	0	2028	0	0	0	2029	0	0	0	2030	0	0	0
年度	パッケージ毎の金額（億ドル）																																																			
	FFCRA	CAA	ARPA																																																	
2020	50	—	—																																																	
2021	0	11.85	45.06																																																	
2022	0	4.17	17.47																																																	
2023	0	0	<-0.005																																																	
2024	0	0	<-0.005																																																	
2025	0	0	<-0.005																																																	
2026	0	0	<-0.005																																																	
2027	0	0	0																																																	
2028	0	0	0																																																	
2029	0	0	0																																																	
2030	0	0	0																																																	
適用実績 (件数、適用額)	—																																																			
減収額（財政赤字への影響額）	50 億ドル（有給傷病休暇税額控除との合算） 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																																			
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6201/text https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm952																																																			
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IN/IN11243 https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11487 https://www.irs.gov/newsroom/covid-19-related-tax-credits-for-paid-leave-provided-by-small-and-midsize-businesses-faqs																																																			

2) 事業者に対する病気休暇にかかる給与税の税額控除

図表 5-2 給与税に係る措置

項目	概要
税目	給与税 (社会保障税及びメディケア税)
制度・パッケージ名 (法律名)	有給傷病休暇税額控除 家族・第一コロナウィルス対応法
政策目的	従業員自身の健康若しくは家族のケアのために有給休暇を取得させる資金を中小企業提供することにより新型コロナウイルス対策を支援する。 出典：”Treasury, IRS and Labor announce plan to implement Coronavirus-related paid leave for workers and tax credits for small and midsize businesses to swiftly recover the cost of providing Coronavirus-related leave” IRS Website
措置対象	➤ 対象 - 500 名未満の企業 - 従業員が以下のいずれかの理由により勤務できない (テレワーク) 場合 ① 新型コロナウイルスに関連する連邦、州若しくは地方の検疫または隔離命令を受けている。 ② 新型コロナウイルスに関連する懸念により、医療従事者から自主隔離を勧告されている。 ③ 新型コロナウイルスの症状があり、医学的診断を求めている。 ④ 新型コロナウイルスに関連する連邦、州、または地域の検疫または隔離命令の対象となる、または新型コロナウイルスに関連する懸念から医療提供者から自粛を勧告されている個人の世話をしている。 ⑤ COVID-19 対策のために、当該従業員の子供の学校や保育所が閉鎖されたり、当該子供の保育所が利用できず、従業員がその子供の世話をしている。 ⑥ 米国保健社会福祉省が指定するその他の実質的に類似した状態にある。 - 上記の目的で自営業者が事業を継続できない場合、平均日当の 100% に相当する分を所得税の控除対象にできる。1 日当たり 511 ドルを上限とし、休暇は 10 日を上限とする。

項目	概要																																																			
	➤ 賃金 - 上記①、②、③の理由により、勤務またはテレワークができない従業員は、通常の賃金を 100%受け取ることができる。高額な場合は、連邦最低賃金または適用される州や地域の最低賃金で、1 日あたり 511 ドル（合計 5,110 ドル）を上限とし、最大 2 週間（最大 80 時間）の有給病気休暇を取得することができる。 - 上記④、⑤、⑥に記載された新型コロナウイルスに関連する理由により勤務またはテレワークができない従業員は、従業員の通常賃金の 3 分の 2 を受け取ることができる。より高額な場合は、連邦最低賃金または適用される州もしくは地域の最低賃金で、1 日あたり 200 ドル（合計 2,000 ドル）を上限とし、最大 2 週間（最大 80 時間）の有給病気休暇を取得することができる。																																																			
措置項目	控除																																																			
業種特定の有無	無																																																			
措置の要旨	生活者に対する給与税額控除																																																			
措置の概要	➤ 既存制度 病気休暇は、年に 12 週間、無給で雇用が保証された休暇として認められる。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 適格病気休暇を一定条件下で義務付ける代わりにその給与を税額控除の形で政府が負担する。税額控除は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間に支払われる賃金に適用される。雇用者が四半期ごとに納付する社会保障税の雇用者負担額（「FICA マッチ」）総額から差し引くことが認められる。 ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） - 適格雇用主は、2021 年 3 月 31 日まで請求できる。 - 自営業者の平均日当は課税年度の純収入を 260 で割った数字に相当するが、控除額を算出する際に、2020 年の平均日当ではなく 2019 年の分を選択することを認める。家族・第一コロナウイルス対応法に盛り込まれる形で適用される。 ➤ アメリカ救済計画法（ARPA）における変更（2021 年 3 月 11 日） - 2021 年 3 月 31 日から 2021 年 9 月 30 日へ延長する。 - 従業員一人当たり 10 日間の病気休暇が付与されたが、2020 年 4 月 1 日にリセットされる。 - 控除の対象となる休暇を拡大し、新型コロナウイルス関連の予防接種若しくは予防接種に伴う傷、障害、疾病からの回復のために取得する休暇も対象となる。 - 有給休暇が、報酬の高い従業員やフルタイムの従業員に有利に付与されたり、雇用期間の長さをもとに付与される場合、雇用主は控除を請求することはできない。 - 2021 年 4 月 1 日から病院保険税の雇用主負担分（賃金の 1.45%）も請求することができる。 - 州政府・地方政府を含めた政府職員は対象から除外されていたが、特定の州・地方政府および連邦政府職員も対象とする。 - 雇用主負担の老齢・遺族・障害年金保険、鉄道退職者用税により控除額を引き上げることができる。																																																			
発表日	2020 年 3 月 18 日																																																			
施行日	2020 年 4 月 1 日																																																			
廃止予定日	2021 年 9 月 30 日																																																			
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">パッケージ毎の金額（億ドル）</th></tr><tr><th>FFCRA</th><th>CAA</th><th>ARPA</th></tr><tr><td>2020</td><td>50</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>0</td><td>11.85</td><td>45.06</td></tr><tr><td>2022</td><td>0</td><td>4.17</td><td>17.47</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td><td>0</td><td><-0005</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td><td>0</td><td><-0005</td></tr><tr><td>2025</td><td>0</td><td>0</td><td><-0005</td></tr><tr><td>2026</td><td>0</td><td>0</td><td><-0005</td></tr><tr><td>2027</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2028</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2029</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2030</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※家族医療休暇税額控除との合算 ※マイナスの値は歳入を示す 出典：“COVID Money Tracker” Committee for Responsible Federal Budget Website ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020 “JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	パッケージ毎の金額（億ドル）			FFCRA	CAA	ARPA	2020	50	—	—	2021	0	11.85	45.06	2022	0	4.17	17.47	2023	0	0	<-0005	2024	0	0	<-0005	2025	0	0	<-0005	2026	0	0	<-0005	2027	0	0	0	2028	0	0	0	2029	0	0	0	2030	0	0	0
年度	パッケージ毎の金額（億ドル）																																																			
	FFCRA	CAA	ARPA																																																	
2020	50	—	—																																																	
2021	0	11.85	45.06																																																	
2022	0	4.17	17.47																																																	
2023	0	0	<-0005																																																	
2024	0	0	<-0005																																																	
2025	0	0	<-0005																																																	
2026	0	0	<-0005																																																	
2027	0	0	0																																																	
2028	0	0	0																																																	
2029	0	0	0																																																	
2030	0	0	0																																																	
適用実績 （件数、適用額）	FFCRA：50 億ドル CAA：不明 ARPA：—																																																			

項目	概要
	出典：”COVID Money Tracker” Committee for Responsible Federal Budget Website
減収額（財政赤字への影響額）	FFCRA：50 億ドル（家族医療休暇との合算） CAA：16 億ドル ARPA：－ 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website
情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-21.pdf
追加情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6201/text https://www.irs.gov/newsroom/covid-19-related-tax-credits-for-paid-leave-provided-by-small-and-midsize-businesses-faqs

3) 学生ローンの支払いに対する所得税及び社会保障税の免税

図表 5-3 所得税・社会保障税に係る措置

項目	概要		
税目	所得税 社会保障税		
制度・パッケージ名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）		
政策目的	—		
措置対象	➤ 対象者 - 現役の従業員 - 退職した、障害のために離職した、または解雇された元社員 - 少なくとも 1 年間、実質的にフルタイムで勤務している契約社員 - 個人事業主 - パートナーとして契約している事業者 ➤ 教育援助手当 - 教育援助手当は、学費、経費、書籍、必需品、備品等の費用を含む。 - 教育は、能力を改善・向上させるいかなる指導若しくは訓練を含む。 - 以下の支払いは除外する。 • 食事、下宿、交通 • 課程修了後も所要できる道具や消耗品 • スポーツ、ゲーム、趣味にかかる課程（雇用主の事業を正当な関連がある、学位取得課程の一部として要求される場合を除く） ➤ 学生ローン - 従業員、配偶者、扶養家族（適格な子供若しくは親族）用のローン - ローン受ける前後の正当な期間内に支払われる、若しくは生じるローン - 適格学生に在籍中に提供される教育に対するもの		
措置項目	免税		
業種特定の有無	無		
措置の要旨	学生ローンの支払いに対する所得税及び社会保障税の免税		
措置の概要	➤ CARES 法（2020 年 3 月 27 日） 雇用主による教育援助の定義を拡大し、2020 年 3 月 28 日より後に支払われる適格学生ローンの支払いを年間最大 5,250 ドルまで雇用主が支援でき、賃金から除外される。支払いは直接学生若しくは貸し手になされる。支払いは元金及び利息をカバーできる。 ➤ アメリカ救済計画法（ARPA）における変更（2021 年 3 月 11 日） 2020 年 12 月 31 日から 2026 年 1 月 1 日まで、中等教育後の教育の適格学生ローンを総所得から除外する。適格学生ローンは、すべての連邦学生ローン、特定の個人教育・指導ローンを含む。したがって、これらの学生ローンは課税対象とならない。		
発表日	2020 年 3 月 27 日		
施行日	2020 年 3 月 28 日以降の支払いに適用される		
廃止予定日	2026 年 1 月 1 日		
予想コスト（当初予算額）	年度	パッケージ毎の金額 (億ドル)	
		CARES 法	ARPA

項目	概要		
	2020	2.15	—
	2021	2.45	0.01
	2022	0	0.08
	2023	0	0.08
	2024	0	0.09
	2025	0	0.09
	2026	0	0.09
	2027	0	(*)
	2028	0	(*)
	2029	0	0
	2030	0	0
※(*)は無視できるほど小さい値を示す 出典：”JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 ”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021			
適用実績 (件数、適用額)	1.15 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website		
減収額（財政赤字への影響額）	34.3 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website		
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text		
追加情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p970.pdf https://www.irs.gov/forms-pubs/exclusion-for-certain-employer-payments-of-student-loans		

4) 従業員雇用維持税額控除

図表 5-4 社会保障税に係る措置

項目	概要
税目	社会保障税
制度・パッケージ名（法律名）	従業員雇用維持税額控除 コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	新型コロナウイルスが困難をもたらす中でも事業者が従業員へ給与の支払いを容易にする。 出典：“New law extends COVID tax credit for employers who keep workers on payroll” IRS Website
措置対象	➤ 適格雇用主 2020 年に事業を実施し、以下のいずれかを満たす必要がある。 - 新型コロナウイルスにより、政府の命令で商業、旅行、集団への会議が制限されたために、暦年の四半期中に取引や事業の運営が全面的または部分的に停止した場合 - 総受領高が著しく減少した場合 ➤ 適格賃金 - 2019 年に平均して 500 人を超えるフルタイムの従業員が勤務する場合、その賃金が対象となる。総受領高の減少により事業が中断したためサービスを提供できない従業員に支払われる特定の医療費（従業員 1 人あたり上限 10,000 ドル）も含まれる。 - 2019 年に平均して 500 人以下のフルタイムの従業員が勤務する場合、その賃金が対象となる。事業が中断した期間若しくは総受領高が減少した期間に従業員に支払われる特定の医療費（従業員 1 人あたり最大 10,000 ドル）も含まれ、従業員がサービスを提供したかは問わない。
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する社会保障税額控除
措置の概要	➤ 既存制度 給与税 15.3%のうち、6.2%の社会保障税を雇用主が負担する。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 「適格雇用主」が各四半期に負担する「適格賃金」の 50%相当を当該四半期の雇用主負担分の社会保障税から税額控除する。 ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） - CARES 法に遡って行われる点 • 他の賃金が支払われていない場合でも、団体医療制度の費用は適格賃金とみなされることを明確にする。 • 特定の非課税団体の総収入の決定を明確にする。

項目	概要																																																																		
	- 給与保護プログラム（PPP）の融資を受けた雇用主が、債務免除のローンで支払われなかった賃金について控除できるようにする。 - 従業員雇用維持・再雇用税額控除に変更され、適用期間を 2021 年 6 月 30 日まで延長する。 - 控除割合を 50%から 70%に引き上げる - 控除の対象となる賃金額を暦年の四半期ごとに 10,000 ドルに引き上げる - 控除の対象となる総収入の減少基準を 50%から 20%に引き下げ、特定の雇用主は前四半期の総収入を用いて対象者を決定できる 2019 年中または一定期間に操業しなかった雇用主に、控除の資格を認める - 特定の公的機関の雇用主に控除の申請を認める - 従業員数 500 人以下の雇用主に対して、暦年四半期のどの時点でも前払いを認める - 季節的雇用主に対して、控除額の計算に関する特別なルールを規定する - 財務省は、中小企業庁と連携して、控除の利用可能性に関する広報キャンペーンを行う - アメリカ救済計画法（ARPA）における変更（2021 年 3 月 11 日） - 適用期間を 2021 年 12 月 31 日まで延長する。 2020 年 2 月 15 日より後に設立され、年間総受領高が 100 万ドルを超えないスタートアップの回復のために、四半期毎に 50,000 ドルを上限に控除を認める - 総受領高が 2019 年の同時期の四半期の 10%より少ない、著しく財政的に打撃を受けた事業者はすべての賃金を適格賃金として扱うことができる - 控除は雇用主負担分の病院保険に対して請求するよう再構成される。																																																																		
発表日	2020 年 3 月 27 日																																																																		
施行日	2020 年 3 月 13 日以降に支払われる賃金に対して適用される																																																																		
廃止予定日	2021 年 6 月 30 日																																																																		
予想コスト (当初予算額)	<table><tr><th rowspan="3">年度</th><th colspan="4">パッケージ毎の金額（億ドル）</th></tr><tr><th rowspan="2">CARES 法</th><th colspan="2">CAA</th><th rowspan="2">ARPA</th></tr><tr><th>CARES 法からの変更点</th><th>名称変更後</th></tr><tr><td>2020</td><td>491.15</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>54.57</td><td>51.67</td><td>131.39</td><td>30.76</td></tr><tr><td>2022</td><td>0</td><td>0</td><td>23.19</td><td>71.46</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2025</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2026</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td><-0.005</td></tr><tr><td>2027</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2028</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2029</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2030</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020 ”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	パッケージ毎の金額（億ドル）				CARES 法	CAA		ARPA	CARES 法からの変更点	名称変更後	2020	491.15	—	—	—	2021	54.57	51.67	131.39	30.76	2022	0	0	23.19	71.46	2023	0	0	0	<-0.005	2024	0	0	0	<-0.005	2025	0	0	0	<-0.005	2026	0	0	0	<-0.005	2027	0	0	0	0	2028	0	0	0	0	2029	0	0	0	0	2030	0	0	0	0
年度	パッケージ毎の金額（億ドル）																																																																		
	CARES 法		CAA		ARPA																																																														
		CARES 法からの変更点	名称変更後																																																																
2020	491.15	—	—	—																																																															
2021	54.57	51.67	131.39	30.76																																																															
2022	0	0	23.19	71.46																																																															
2023	0	0	0	<-0.005																																																															
2024	0	0	0	<-0.005																																																															
2025	0	0	0	<-0.005																																																															
2026	0	0	0	<-0.005																																																															
2027	0	0	0	0																																																															
2028	0	0	0	0																																																															
2029	0	0	0	0																																																															
2030	0	0	0	0																																																															
適用実績 (件数、適用額)	CARES 法：150 億ドル CAA：不明 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																																																		
減収額(財政赤字への影響額)	CARES 法：150 億ドル CAA：51.7 億ドル（CARES 法からの変更）、155 億ドル（追加） 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																																																		
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																																																																		
追加情報源	https://www.irs.gov/coronavirus/employee-retention-credit https://www.irs.gov/newsroom/new-law-extends-covid-tax-credit-for-employers-who-keep-workers-on-payroll																																																																		

5) 事業者に対する社会保障税の納税猶予

図表 5-5 社会保障税に係る措置

項目	概要
税目	社会保障税
制度・パッケージ	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）

項目	概要																								
名（法律名）																									
政策目的	—																								
措置対象	➤ 政府機関も含む ➤ 個人事業主が負担する自営業税の半額（みなし雇用者負担額相当）についても適用される。 ➤ 小規模事業主救済策の一環として債務免除を受けた雇用主には適用されない																								
措置項目	納税猶予																								
業種特定の有無	無																								
措置の要旨	雇用主負担分の社会保障税の納税猶予																								
措置の概要	➤ 既存制度： 給与税 15.3%のうち、6.2%の社会保障税を雇用者が負担する。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 2020 年 12 月 31 日以前に生じる雇用者負担分の社会保障税の納期限について、分割納付が認められる。 50%は 2021 年 12 月 31 日、残りの 50%は 2022 年 12 月 31 日に延期する。																								
発表日	2020 年 3 月 27 日																								
施行日	2020 年 3 月 27 日																								
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日																								
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 （億ドル）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>2,110.71</td></tr> <tr><td>2021</td><td>1,407.14</td></tr> <tr><td>2022</td><td>-1,709.67</td></tr> <tr><td>2023</td><td>-1,685.05</td></tr> <tr><td>2024</td><td>0</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020	年度	金額 （億ドル）	2020	2,110.71	2021	1,407.14	2022	-1,709.67	2023	-1,685.05	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 （億ドル）																								
2020	2,110.71																								
2021	1,407.14																								
2022	-1,709.67																								
2023	-1,685.05																								
2024	0																								
2025	0																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績 （件数、適用額）	850 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																								
減収額（財政赤字 への影響額）	29.7 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																								
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/deferral-of-employment-tax-deposits-and-payments-through-december-31-2020																								

6) 事業者に対する欠損金繰戻による還付

図表 5-6 法人税等に係る措置

項目	概要
税目	法人税 その他の税
制度・パッケージ 名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	—
措置対象	全ての納税者
措置項目	還付
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する欠損金繰戻による還付
措置の概要	➤ 既存制度 2017 年 12 月 31 日より後、2021 年 1 月 1 日より前の課税年度に生じた純営業損失を繰り戻すことができる。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 2018、2019、2020 年開始事業年度における欠損金について 5 年間の繰戻を認める。2018 年以降に発生した欠損金に関する使用制限（当期所得の 80%まで）を一時的に撤廃する。

項目	概要																																																					
	法人税の対象とならない納税者に対しても同様の措置が適用される。 ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） CARES 法が成立する前に 2 年間の繰り戻し期間を選択した農家に、5 年間の繰り戻しではなく 2 年間の繰り戻しを認める。																																																					
発表日	2020 年 3 月 27 日																																																					
施行日	2020 年 3 月 28 日																																																					
廃止予定日	2020 年 9 月 28 日																																																					
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="3">年度</th><th colspan="3">パッケージ毎の金額（億ドル）</th></tr><tr><th colspan="2">CARES 法</th><th rowspan="2">CAA</th></tr><tr><th>法人</th><th>法人以外</th></tr><tr><td>2020</td><td>800.32</td><td>743.39</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2021</td><td>86.71</td><td>662.71</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2022</td><td>-31.33</td><td>36.64</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2023</td><td>-40.53</td><td>35.91</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2024</td><td>-90.09</td><td>34.94</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2025</td><td>-129.90</td><td>34.28</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2026</td><td>-126.73</td><td>32.43</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2027</td><td>-87.01</td><td>29.94</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2028</td><td>-62.14</td><td>29.46</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2029</td><td>-29.45</td><td>28.59</td><td>(*)</td></tr><tr><td>2030</td><td>-34.77</td><td>27.80</td><td>(*)</td></tr></table> ※マイナスの値は歳入を示す ※(*)は無視できるほど小さい値を示す 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020	年度	パッケージ毎の金額（億ドル）			CARES 法		CAA	法人	法人以外	2020	800.32	743.39	(*)	2021	86.71	662.71	(*)	2022	-31.33	36.64	(*)	2023	-40.53	35.91	(*)	2024	-90.09	34.94	(*)	2025	-129.90	34.28	(*)	2026	-126.73	32.43	(*)	2027	-87.01	29.94	(*)	2028	-62.14	29.46	(*)	2029	-29.45	28.59	(*)	2030	-34.77	27.80	(*)
年度	パッケージ毎の金額（億ドル）																																																					
	CARES 法		CAA																																																			
	法人	法人以外																																																				
2020	800.32	743.39	(*)																																																			
2021	86.71	662.71	(*)																																																			
2022	-31.33	36.64	(*)																																																			
2023	-40.53	35.91	(*)																																																			
2024	-90.09	34.94	(*)																																																			
2025	-129.90	34.28	(*)																																																			
2026	-126.73	32.43	(*)																																																			
2027	-87.01	29.94	(*)																																																			
2028	-62.14	29.46	(*)																																																			
2029	-29.45	28.59	(*)																																																			
2030	-34.77	27.80	(*)																																																			
適用実績 （件数、適用額）	法人：559 億ドル 法人以外：1,370 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																																					
減収額（財政赤字 への影響額）	法人：789 億ドル 法人以外：1,330 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																																					
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																																																					
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/frequently-asked-questions-about-carrybacks-of-nols-for-taxpayers-who-have-had-section-965-inclusions https://www.irs.gov/publications/p536																																																					

7) 事業者に対する法人代替ミニマム税の税額控除

図表 5-7 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人代替ミニマム税
制度・パッケージ名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	—
措置対象	法人
措置項目	還付
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する法人代替ミニマム税の税額控除
措置の概要	➤ 既存制度 法人代替ミニマム税（AMT）は 2017 年に廃止され、前年に AMT を納付し、控除される法人は、2021 年まで通常の税負担に対し控除することができた。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 還付期間を暦年 2018 年および 2019 年中に開始する課税年度 2 年に短縮する（還付を加速する）。原則として、通常の AMT の税額控除を計算した後に残る AMT 残高の 50%を、暦年 2018 年中に開始する課税年度に還付し、残高全額を暦年 2019 年中に開始する課税年度に還付する。納税者の選択により、AMT

項目	概要																								
	残高の全額を暦年 2018 年中に開始する課税年度に還付申請することもできる。																								
発表日	2020 年 3 月 27 日																								
施行日	2018 年以降の課税年度に適用される																								
廃止予定日	—																								
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>32.01</td></tr> <tr><td>2021</td><td>-32.01</td></tr> <tr><td>2022</td><td>0</td></tr> <tr><td>2023</td><td>0</td></tr> <tr><td>2024</td><td>0</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020	年度	金額 (億ドル)	2020	32.01	2021	-32.01	2022	0	2023	0	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 (億ドル)																								
2020	32.01																								
2021	-32.01																								
2022	0																								
2023	0																								
2024	0																								
2025	0																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績 (件数、適用額)	—																								
減収額（財政赤字 への影響額）	0 ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																								
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/questions-and-answers-about-nol-carrybacks-of-c-corporations-to-taxable-years-in-which-the-alternative-minimum-tax-applies																								

8) 事業者に対する支払利息損金算入制限の緩和

図表 5-8 支払利息に係る措置

項目	概要																
税目	支払利息																
制度・パッケージ 名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）																
政策目的	—																
措置対象	2018 年以降の課税年度について、支払利息を有する全ての納税者																
措置項目	控除																
業種特定の有無	無																
措置の要旨	事業者に対する支払利息損金算入制限の緩和																
措置の概要	➤ 既存制度 2017 年に実施された税制改革により、事業活動から発生するネット支払利息は、修正後課税所得の 30% 範囲内で損金算入可能であり、30%を超える分については、損金不算入とする。 ※修正後課税所得は、連邦課税所得にネット支払利息を加算した金額 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 2019 年中または 2020 年中に開始する課税年度のネット支払利息は、修正後課税後所得の 50%の範囲内で損金算入が認められるように緩和された。																
発表日	2020 年 3 月 27 日																
施行日	2019 年以降の課税年度に適用される																
廃止予定日	—																
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>71.73</td></tr> <tr><td>2021</td><td>49.15</td></tr> <tr><td>2022</td><td>4.61</td></tr> <tr><td>2023</td><td>4.44</td></tr> <tr><td>2024</td><td>2.98</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0.74</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0.19</td></tr> </tbody> </table>	年度	金額 (億ドル)	2020	71.73	2021	49.15	2022	4.61	2023	4.44	2024	2.98	2025	0.74	2026	0.19
年度	金額 (億ドル)																
2020	71.73																
2021	49.15																
2022	4.61																
2023	4.44																
2024	2.98																
2025	0.74																
2026	0.19																

項目	概要								
	<table border="1"> <tr> <td>2027</td><td>0.05</td></tr> <tr> <td>2028</td><td>0.01</td></tr> <tr> <td>2029</td><td><0.005</td></tr> <tr> <td>2030</td><td><0.005</td></tr> </table> 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020	2027	0.05	2028	0.01	2029	<0.005	2030	<0.005
2027	0.05								
2028	0.01								
2029	<0.005								
2030	<0.005								
適用実績 (件数、適用額)	134 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website								
減収額（財政赤字 への影響額）	134 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text								
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/irs-issues-final-regulations-and-other-guidance-on-business-interest-expense-deduction-limitation								

9) 事業者に対する適格内装費に関する法文修正

図表 5-9 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人税
制度・パッケージ 名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	—
措置対象	—
措置項目	法文修正
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する適格内装費に関する法文修正
措置の概要	➤ 既存制度 2018 年の税制改正により、適格改装物件（賃貸物件、レストラン、小売物件の改装）の費用を償却する期間を 15 年から 39 年に延長した。ただし、この改正は明らかな誤りであり、投資を即座に経費として落とせないようになっていた。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 償却期間を 15 年に変更し、ボーナス償却（100%の償却）が可能となった。
発表日	2020 年 3 月 27 日
施行日	2017 年税制改革法に含まれる形で 2018 年以降の課税年度に適用される
廃止予定日	—
予想コスト (当初予算額)	0 ドル 出典：Joint Committee on Taxation, JCX-11-20, 26 March 2020
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	0 ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/new-rules-and-limitations-for-depreciation-and-expensing-under-the-tax-cuts-and-jobs-act

10) 事業者に対する物品税の免除

図表 5-10 物品税に係る措置

項目	概要
税目	物品税
制度・パッケージ 名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	新型コロナウイルス感染拡大により、エタノール由来の手指消毒剤の生産需要の高まりに対処する。 出典：“Production of Hand Sanitizer to Address the COVID-19 Pandemic” TTB, 18 December 2020
措置対象	手指消毒剤に使用されるアルコール
措置項目	免税
業種特定の有無	無
措置の要旨	蒸留酒に対する物品税の免除

項目	概要																								
措置の概要	➤ 既存制度 1 プルーフガロンにつき、2.7 米ドルから 13.50 ドルの物品税が適用される。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 製造および配布される手指消毒剤に使用または含有される蒸留酒に対する連邦物品税を免除する。																								
発表日	2020 年 3 月 27 日																								
施行日	2020 年 1 月 1 日																								
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日																								
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td><0.005</td></tr> <tr><td>2021</td><td><0.005</td></tr> <tr><td>2022</td><td>0</td></tr> <tr><td>2023</td><td>0</td></tr> <tr><td>2024</td><td>0</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020	年度	金額 (億ドル)	2020	<0.005	2021	<0.005	2022	0	2023	0	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 (億ドル)																								
2020	<0.005																								
2021	<0.005																								
2022	0																								
2023	0																								
2024	0																								
2025	0																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績 (件数、適用額)	—																								
減収額(財政赤字への影響額)	0.001 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																								
追加情報源	https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-temporary-policy-preparation-certain-alcohol-based-hand-sanitizer-products-during																								

11) 事業者に対する航空物品税の免除

図表 5-11 航空物品税に係る措置

項目	概要
税目	航空物品税
制度・パッケージ名(法律名)	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	米国の労働者、家族、小規模企業へ迅速かつ直接的な経済支援を行い、米国の産業に対し雇用を守る。 出典： https://home.treasury.gov/policy-issues/cares
措置対象	民間航空会社（事業として、航空機を使用した旅客輸送若しくは貨物輸送を行う事業者）
措置項目	免税
業種特定の有無	有
措置の要旨	民間航空会社に対する燃料代及び航空輸送税の免税
措置の概要	➤ 既存制度： 次の燃料税と航空輸送税が課される。 - 燃料税 民間航空会社で使用されるケロシン（民間航空会社とは、航空旅客輸送若しくは航空貨物輸送を事業とするうえで航空機を使用する） - 航空輸送税 ・ 航空旅客輸送に対する支払い額に課される 7.5%の税 ・ 国内線セグメント税 ・ 国際線施設税 ・ マイレージで得られる無料若しくは割引価格航空輸送の支払い額 ・ 航空貨物輸送に対する支払い額に課される 6.25%の税 ➤ 変更 2020 年 3 月 28 日から 2020 年 12 月 31 日まで上記税を免除する。
発表日	2020 年 3 月 27 日
施行日	2020 年 3 月 28 日

項目	概要
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日
予想コスト (当初予算額)	43.3 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額(財政赤字 への影響額)	43.3 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/faqs-aviation-excise-tax-holiday-under-the-caresct#:~:text=The%20Coronavirus%20Aid%20Relief%20and,suspends%20certain%20aviation%20excise%20taxes.&text=During%20the%20excise%20tax%20holiday,normally%20taxed%20pursuant%20to%20I.R.C.

12) 教員に対する個人用防護具の費用の所得控除

図表 5-12 所得税に係る措置

項目	概要										
税目	所得税										
制度・パッケージ 名(法律名)	2021 年統合歳出法 (CAA)										
政策目的	—										
措置対象	➤ 個人防護具の例 - マスク - 新型コロナウイルス対策用の消毒剤 - ハンドソープ - 手指消毒剤 - 使い捨て手袋 - ソーシャルディスタンスを案内するためのテープ、塗料、チョーク - 仕切り板 (プレキシガラス) - 空気清浄機 - そのほか、新型コロナウイルス感染の防止に使用することを疾病対策予防センターが推奨しているもの ➤ 教員 幼稚園から高校までの教員、指導員、カウンセラー、校長、少なくとも年間 900 時間学校で補助をしている者										
措置項目	控除										
業種特定の有無	有										
措置の要旨	教員に対する個人防護具費用の控除										
措置の概要	➤ 既存制度 適格教員は、教室で使用する教材(書籍、消耗品、コンピュータ(関連するソフトウェアおよびサービスを含む)、その他の機器など)のために支払った費用のうち、払い戻しされていないものは 250 ドルを上限として控除できる。保健体育の授業で使う教材は、スポーツに関連するものに限り、控除の対象となる。 ➤ CAA における変更(2020 年 12 月 27 日) 適格教員は、個人用防護具について払い戻しを受けない費用を、年間 250 ドルを上限に控除できる。ただし、既婚者で双方が適格教育者であれば 500 ドルを上限とするが、各々の控除上限は 250 ドルとする。										
発表日	2020 年 12 月 27 日										
施行日	2020 年 3 月 13 日以降に生じた費用に適用される										
廃止予定日	—										
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td><td>50</td></tr> <tr> <td>2021</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2022</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2023</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度	金額 (億ドル)	2020	50	2021	0	2022	0	2023	0
年度	金額 (億ドル)										
2020	50										
2021	0										
2022	0										
2023	0										

項目	概要		
	2024	0	
	2025	0	
	2026	0	
	2027	0	
	2028	0	
	2029	0	
	2030	0	
出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020			
適用実績 （件数、適用額）	—		
減収額（財政赤字 への影響額）	—		
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133/text		
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/educators-can-now-deduct-out-of-pocket-expenses-for-covid-19-protective-items https://www.irs.gov/individuals/deducting-teachers-educational-expenses		

13) 所得から除外される給与保護プログラムの返済免除ローンの控除

図表 5-13 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名(法律名)	2021 年統合歳出法 (CAA)
政策目的	返済免除の給与保護プログラムを受ける小規模企業の税負担の増加を軽減する。 出典：”Yes, Small Businesses, Expenses Paid With Forgiven PPP Loans Are Deductible” Small Business Administration, 28 December 2020
措置対象	▶ 給与保護プログラムでカバーされるローン - 給与 - 医療にかかる特定の従業員手当 - 住宅ローンの利息 - 家賃 - 水道光熱費 - その他現在の借金に関する利息の支払い
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する給与保護プログラムの返済免除ローンによる支払いに係る所得税の税額控除
措置の概要	▶ 既存制度 2020 年 3 月 27 日に成立した CARES 法で設置された給与保護プログラムでカバーされる返済免除ローンが所得から除外されるか言及されていなかった。2020 年 5 月に発表された歳入関税庁のガイダンス (Notice 2020-32) では、費用の支払いが返済免除になるのであれば控除できる費用については控除を認めないとされていた。 ▶ CAA における変更 (2020 年 12 月 27 日) - 所得から除外される給与保護プログラムの返済免除ローンは控除可能とする。CARES 法における返済免除ローンの所得からの除外にかかる文言を明確化する。 - 経済損害・災害ローン及び深刻な打撃を受けた小規模企業への助成金は所得から除外されるものの控除可能となる。 - 所得から除外されるローン若しくは助成金についての報告要件を撤廃する。 ▶ アメリカ救済計画法 (ARPA) における変更 (2021 年 3 月 11 日) - 所得からの除外と費用の控除を、返済義務のない経済損害・災害ローンの追加に対しても、この処理 (所得控除および費用控除) を適用する。 - 所得からの除外と費用の控除を レストラン活性化助成金にも適用する。
発表日	2020 年 12 月 27 日
施行日	2020 年 3 月 27 日より後に終了する課税年度
廃止予定日	—
予想コスト (当初予算額)	0 ドル 出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020
適用実績 (件数、適用額)	—

項目	概要
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133/text
追加情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-32.pdf https://www.irs.gov/newsroom/eligible-paycheck-protection-program-expenses-now-deductible https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rr-21-02.pdf

14) 事業者に対する業務用の交際費の控除

図表 5-14 所得税に係る措置

項目	概要																								
税目	所得税																								
制度・パッケージ名（法律名）	2021 年統合歳出法（CAA）																								
政策目的	—																								
措置対象	- 次の要件を満たす、レストランで提供される飲食物にかかる費用 - 費用が課税年度中に支払われた、または発生した - 費用が状況的に豪華なものでない - 飲食物が提供された状況に納税者若しくは納税者の従業員が同席した。 - 飲食物が現在または将来の顧客、クライアント、コンサルタント、または同様のビジネス関係者に提供されている。 - 娯楽の場で提供される飲食物の場合は、その飲食物が娯楽とは別に購入された、または飲食費が娯楽費とは別に 1 枚以上の請求書、インボイス、または領収書に、飲食物の費用が娯楽の費用とは別に記載されていること。																								
措置項目	控除																								
業種特定の有無	無																								
措置の要旨	事業者に対する交際費の控除割合の引き上げ																								
措置の概要	- 既存制度 納税者は業務用の飲食費用の 50% を控除することができる。 - CAA における変更（2020 年 12 月 27 日） 2021 年または 2022 年に、レストランで提供された飲食物（持ち帰りや出前を含む）の交際費を 100% 控除できる。																								
発表日	2020 年 12 月 27 日																								
施行日	2021 年 1 月 1 日以降に生じた支払いに適用される。																								
廃止予定日	2022 年 12 月 31 日																								
予想コスト（当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>12.66</td></tr> <tr><td>2021</td><td>32.00</td></tr> <tr><td>2022</td><td>18.31</td></tr> <tr><td>2023</td><td>0</td></tr> <tr><td>2024</td><td>0</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020	年度	金額 (億ドル)	2020	12.66	2021	32.00	2022	18.31	2023	0	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 (億ドル)																								
2020	12.66																								
2021	32.00																								
2022	18.31																								
2023	0																								
2024	0																								
2025	0																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績（件数、適用額）	不明 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																								
減収額（財政赤字への影響額）	63 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																								
追加情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-irbs/irb21-02.pdf																								

15) フレキシブル支出口座の適用期間延長

図表 5-15 所得税に係る措置

項目	概要																								
税目	所得税																								
制度・パッケージ名（法律名）	2021 年統合歳出法（CAA）																								
政策目的	新型コロナウイルスにより、加入している従業員は、フレキシブル支出口座の未使用額が生じる可能性が高まり、医療・扶養家族のケアに支払う税引き前の賃金の特定の額を取っておくことを可能にする。 出典：”New law provides additional flexibility for health FSAs and dependent care assistance programs” IRS Website, 18 February 2021																								
措置対象	従業員がフレキシブル支出口座に加入している事業者																								
措置項目	控除																								
業種特定の有無	無																								
措置の要旨	フレキシブル支出口座の利用期間延長																								
措置の概要	➤ 既存制度 フレキシブル支出口座は、従業員が給料天引きで医療費若しくは扶養家族のケアにかかる費用のために貯蓄し、相当する費用の支出があれば口座から払い戻しを受ける。貯蓄には所得税が課されない。通常、計画年内（または適用可能な猶予期間）に使用されなければ没収される。医療用口座では、限られた金額を次のプラン年度に繰り越すことができ、内国歳入庁は雇用主に対し、従業員に口座への拠出額を年の途中で変更させることを認めている。また、暦年に沿っていないプランもあるため、内国歳入庁は、雇用主に対して 12 月 31 日より前に終了予定だった口座資金を 2020 年末まで延長することを認めた。 ➤ CAA における変更（2020 年 12 月 27 日） 雇用主はフレキシブル支出口座の拠出額の利用可能期間を 2020 年から 2021 年、2021 年から 2022 年に延長することができる。また、扶養家族にかかる費用の対象を 13 歳以下の子供から 14 歳以下の子供に増やすことができる。さらに、2020 年または 2021 年に解雇された従業員が医療用口座に拠出した場合、その従業員も資金を利用できるようにする。雇用主は、2021 年に終了するプランについて、年の途中で FSA の拠出額を前向きに変更する機会を従業員に提供することができる。																								
発表日	2020 年 12 月 27 日																								
施行日	—																								
廃止予定日	2021 年 12 月 31 日																								
予想コスト（当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td><td>(*)</td></tr> <tr> <td>2021</td><td>-0.38</td></tr> <tr> <td>2022</td><td>-0.16</td></tr> <tr> <td>2023</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2026</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2027</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2028</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2029</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す ※(*)は無視できるほど小さい値を示す 出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020	年度	金額 (億ドル)	2020	(*)	2021	-0.38	2022	-0.16	2023	0	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 (億ドル)																								
2020	(*)																								
2021	-0.38																								
2022	-0.16																								
2023	0																								
2024	0																								
2025	0																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績（件数、適用額）	—																								
減収額（財政赤字への影響額）	https://www.covidmoneytracker.org/explore-data/interactive-table																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133/text																								
追加情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-21-15.pdf																								

16) 外国税額控除の配分選択の廃止

図表 5-16 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税

項目	概要																										
制度・パッケージ名（法律名）	アメリカ救済計画法（ARPA）																										
政策目的	3月16日時点ガイダンス未公表																										
措置対象	▶ 外国若しくは米国領土から外国の税金が課されている事業者 - 外国とは、外国の国家とその政治的下位組織 - 米国領土：プエルトリコ、米領ヴァージン諸島、グアム、北マリアナ諸島、米領サモア																										
措置項目	措置の廃止																										
業種特定の有無	無																										
措置の要旨	外国税額控除の配分選択の廃止																										
措置の概要	▶ 既存制度 外国の源泉所得に対して外国の税金を支払った、または未払いとなり、同所得に対して米国の税金が課せられる場合、税額控除若しくは項目別控除を受けることができる。利息を含む特定の控除項目については、米国と海外の源泉間で配分される。2021年までは、企業は外国企業が支払った利息を除いた分を配分していた。現行法では、2021年以降、企業は関連する外国企業が支払う利息を含めることを選択できる。外国企業に支払われた利息の一部が米国内に配分されることで、国外源泉所得が増加し、外国税額控除の限度額が増加し、その結果、税負担を軽減する外国税額控除が増加する。2021年から、外国企業が支払う利息を含めるか選択できる予定だった。 ▶ ARPAにおける変更（2021年3月11日） 外国企業が支払う利息を含めるかの選択を廃止する。																										
発表日	2021年3月11日																										
施行日	2021年1月1日以降の課税年度に適用される																										
廃止予定日	—																										
予想コスト（当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>—</td></tr> <tr><td>2021</td><td>-3.35</td></tr> <tr><td>2022</td><td>-12.77</td></tr> <tr><td>2023</td><td>-20.23</td></tr> <tr><td>2024</td><td>-22.84</td></tr> <tr><td>2025</td><td>-23.83</td></tr> <tr><td>2026</td><td>-23.34</td></tr> <tr><td>2027</td><td>-23.58</td></tr> <tr><td>2028</td><td>-23.85</td></tr> <tr><td>2029</td><td>-23.43</td></tr> <tr><td>2030</td><td>-22.83</td></tr> <tr><td>2031</td><td>-23.27</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	金額 (億ドル)	2020	—	2021	-3.35	2022	-12.77	2023	-20.23	2024	-22.84	2025	-23.83	2026	-23.34	2027	-23.58	2028	-23.85	2029	-23.43	2030	-22.83	2031	-23.27
年度	金額 (億ドル)																										
2020	—																										
2021	-3.35																										
2022	-12.77																										
2023	-20.23																										
2024	-22.84																										
2025	-23.83																										
2026	-23.34																										
2027	-23.58																										
2028	-23.85																										
2029	-23.43																										
2030	-22.83																										
2031	-23.27																										
適用実績（件数、適用額）	—																										
減収額（財政赤字への影響額）	—																										
情報源	https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1319/text																										
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46680 https://www.irs.gov/publications/p514 https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/foreign-taxes-that-qualify-for-the-foreign-tax-credit																										

17) 情報申告要件の厳格化

図表 5-17 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	アメリカ救済計画法（ARPA）
政策目的	2021年3月16日時点ガイダンス未公表
措置対象	▶ 第三者のネットワーク取引 - ある組織とは無関係で商品やサービスを提供し、その取引を決済することに合意した相当数の人（例

項目	概要																										
	えば、50 人以上）がその組織に口座を開設すること。 - そのような取引を決済するための基準と仕組みを規定していること。 - 当該合意または取り決めに従って商品またはサービスを提供する者に対して 商品やサービスを提供する人に、その商品やサービスの提供に対する対価が支払われることを保証するもの。																										
措置項目	情報申告																										
業種特定の有無	有																										
措置の要旨	事業者に対する情報申告要件の厳格化																										
措置の概要	➤ 既存制度 事業者が一定の報酬を個人の役務提供者に支払う場合、個人の情報を申告することが義務付けられている。情報申告を受けて税務当局は個人の申告内容と突合し、過少申告を防ぐことができる。インターネットオークションサイトを通じた所得の過少申告等が問題視されるようになったため、2011 年以降、第三者ネットワーク取引の支払い決済機関（クレジットカード会社や電子決済代行会社）に対し、受取人等に関する情報を申告するよう義務付けられている。支払い決済機関は、20,000 ドル以上を受け取り、200 件以上の取引を行った支払者の取引のみを報告する必要がある。 ➤ ARPA における変更（2021 年 3 月 11 日） 決済の件数を問わず、決済の総額が年間 600 ドルを超える場合は報告する。																										
発表日	2021 年 3 月 11 日																										
施行日	2022 年 1 月 1 日以降の暦年の申告から適用される。																										
廃止予定日	—																										
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>—</td></tr> <tr><td>2021</td><td>—</td></tr> <tr><td>2022</td><td>-14.6</td></tr> <tr><td>2023</td><td>-10.81</td></tr> <tr><td>2024</td><td>-7.51</td></tr> <tr><td>2025</td><td>-7.89</td></tr> <tr><td>2026</td><td>-8.29</td></tr> <tr><td>2027</td><td>-8.70</td></tr> <tr><td>2028</td><td>-9.13</td></tr> <tr><td>2029</td><td>-9.59</td></tr> <tr><td>2030</td><td>-10.07</td></tr> <tr><td>2031</td><td>-10.57</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	金額 (億ドル)	2020	—	2021	—	2022	-14.6	2023	-10.81	2024	-7.51	2025	-7.89	2026	-8.29	2027	-8.70	2028	-9.13	2029	-9.59	2030	-10.07	2031	-10.57
年度	金額 (億ドル)																										
2020	—																										
2021	—																										
2022	-14.6																										
2023	-10.81																										
2024	-7.51																										
2025	-7.89																										
2026	-8.29																										
2027	-8.70																										
2028	-9.13																										
2029	-9.59																										
2030	-10.07																										
2031	-10.57																										
適用実績 (件数、適用額)	—																										
減収額（財政赤字 への影響額）	—																										
情報源	https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1319/text																										
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46680 https://www.jct.gov/CMSPages/GetFile.aspx?guid=cab44c28-3ecf-4ef1-817d-1b9ee889f6c8 https://researchmap.jp/read0156845/published_papers/19072968/attachment_file.pdf																										

(2) 生活者・家計向け支援

1) リカバリーリベートの税額控除

図表 5-18 個人所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名（法律名）	リカバリーリベート税額控除 コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	—
措置対象	➤ 適格者 原則としてエコノミックインパクトペイメントと同じ（ただし、2020 年の納税申告時の情報に基づく） 適格個人は、他の納税者により扶養家族として扱われない米国市民若しくは米国居住者で雇用に有効な社会保険番号を保有していること。

項目	概要																																																																		
	調整後控除額が以下を超える場合、控除額は5%ずつ減少する。 - 150,000 ドル（夫婦で共同申告、適格未亡人） - 112,500 ドル（世帯主） - 75,000 ドル（適格個人若しくは夫婦で別々の申告） ➤ 控除額 - 適格個人1人当たり 1,200 ドル - 適格児童1人当たり 500 ドル																																																																		
措置項目	控除																																																																		
業種特定の有無	無																																																																		
措置の要旨	リカバリーリベートに対する税額控除																																																																		
措置の概要	➤ 既存制度 CARES 法において新型コロナウイルス対策の給付小切手であるエコノミックインパクトペイメント（リカバリーリベート）が定められ、適格個人に 1,200 ドル（夫婦には 2,400 ドル）、適格子女には 500 ドル支給される。エコノミックインパクトペイメントを受け取っていない、若しくは全額受け取っていない場合、リカバリーリベートの控除を請求することができる。 ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） - 段階的に控除額が減少する所得の基準について、共同申告の場合に生存する配偶者も追加された。 - リカバリーリベートが追加で支給され、2020 年の所得税から控除できる。追加の給付は、適格個人1人足り 600 ドル（夫婦で共同申告する場合は 1,200 ドル）、扶養家族1人当たり 600 ドルとなる。 ➤ アメリカ救済計画法（ARPA）における変更（2021 年 3 月 11 日） - リカバリーリベートが追加で支給され、2021 年の所得税から控除できる。控除は 2020 年の確定申告時の情報に基づく。適格個人に 1,400 ドル（夫婦共同申告の場合は 2,800 ドル）、扶養家族1人当たり 1,400 ドルとなる。2021 年 1 月 1 日より前に死亡した場合、支給されない。 - 控除額が段階的に減少していく所得の基準を以下のとおりとする。 • 75,000 ドルから 80,000 ドル（単身者） • 112,500 ドルから 120,000 ドル（世帯主） • 150,000 ドルから 160,000 ドル（夫婦で共同申告する場合）																																																																		
発表日	2020 年 3 月 27 日																																																																		
施行日	2021 年 2 月 12 日（確定申告開始日）																																																																		
廃止予定日	—																																																																		
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="3">年度</th><th colspan="4">パッケージ毎の金額（億ドル）</th></tr><tr><th rowspan="2">CARES 法</th><th colspan="2">CAA</th><th rowspan="2">ARPA</th></tr><tr><th>CARES 法からの変更点</th><th>追加支給</th></tr><tr><td>2020</td><td>2,689.84</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>233.90</td><td>16.37</td><td>1,640.61</td><td>3,937.14</td></tr><tr><td>2022</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>169.18</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2025</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2026</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2027</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2028</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2029</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2030</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 出典：“JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020 ”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	パッケージ毎の金額（億ドル）				CARES 法	CAA		ARPA	CARES 法からの変更点	追加支給	2020	2,689.84	—		—	2021	233.90	16.37	1,640.61	3,937.14	2022	0	0	0	169.18	2023	0	0	0	0	2024	0	0	0	0	2025	0	0	0	0	2026	0	0	0	0	2027	0	0	0	0	2028	0	0	0	0	2029	0	0	0	0	2030	0	0	0	0
年度	パッケージ毎の金額（億ドル）																																																																		
	CARES 法		CAA		ARPA																																																														
		CARES 法からの変更点	追加支給																																																																
2020	2,689.84	—		—																																																															
2021	233.90	16.37	1,640.61	3,937.14																																																															
2022	0	0	0	169.18																																																															
2023	0	0	0	0																																																															
2024	0	0	0	0																																																															
2025	0	0	0	0																																																															
2026	0	0	0	0																																																															
2027	0	0	0	0																																																															
2028	0	0	0	0																																																															
2029	0	0	0	0																																																															
2030	0	0	0	0																																																															
適用実績 （件数、適用額）	—																																																																		
減収額（財政赤字への影響額）	—																																																																		
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																																																																		
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/recovery-rebate-credit https://www.irs.gov/newsroom/recovery-rebate-credit-topic-b-eligibility																																																																		

2) 適格退職プランからの早期引き出しに対する処分停止

図表 5-19 個人所得税に係る措置

項目	概要																														
税目	所得税																														
制度・パッケージ名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）																														
政策目的	新型コロナウイルスに感染した場合に、個人退職勘定の貯蓄の受け取りを容易にする。 出典：”Coronavirus Relief for Retirement Plans and IRAs” IRS Website																														
措置対象	➤ 対象者 - 本人（配偶者・扶養家族）が、米国疾病管理予防センターに承認された検査（連邦食品・医薬品・化粧品法に基づいて認可された検査を含む）により、新型コロナウイルス陽性と診断された場合。 - 以下のいずれかの理由で財政状況の悪化を受けた場合 ・ 新型コロナウイルスにより、本人が隔離中、一時帰休中若しくは解雇された、労働時間が減少した、チャイルドケアの不足により働くことができない、給与（自営業の所得）が減少した、採用取り消し、就業開始日の遅延となった。 ・ 新型コロナウイルスにより、配偶者若しくは家計を一にする者（個人の主な居住地を共用する）が隔離中、一時帰休中若しくは解雇された、労働時間が減少した、チャイルドケアの不足により働くことができない、給与（自営業の所得）が減少した、採用取り消し、就業開始日の遅延となった。 ・ 新型コロナウイルスにより、本人、配偶者若しくは家計を一にする者が所有または営む事業を閉鎖または営業時間を短縮する。 なお、雇用主は、本制度を適用するか選択することができるが、適格個人は、本プランの規定を変更しなくても、税制上のメリットを請求できる。プラン管理者は、請求者が適格者であるという証明に委ねることができるが（プラン管理者が実知識を有さない場合）、個人が実際に適格者でなければならない。																														
措置項目	処分停止、拡充																														
業種特定の有無	無																														
措置の要旨	➤ 適格退職プランからの早期引き出しに対する処分停止 ➤ 融資の上限引き上げ ➤ 返済期限の延長																														
措置の概要	➤ 既存制度 個人退職勘定は、退職後資金積立制度であり、金融機関に口座を持ち、一定額までの掛金に対し所得控除がある個人年金である。59 歳 6 か月に達すれば引き落とすことができる。それ以前に引き落とすと、罰則として 10%の税金が控除される。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） - コロナウィルス感染者については、59 歳 6 か月に達する前に引き落としとしても、分配金 10 万ドルを上限に、10%の早期引落しに罰則は適用されない。 - このような分配金からの所得は 3 年間で認識され、納税者はその年の抛出上限額を気にせずに、最初の 1 年または 3 年以内に適格な退職年金制度に資金を再分配することができる。 - 退職金口座からの融資限度額を 5 万ドルから 10 万ドルに引き上げる。2020 年に返済期限が到来する融資については返済期限が延期される。 ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） 抛出金を固定した確定抛出年金も新型コロナウイルス関連の分配として扱われ、2020 年 3 月 27 日に遡及して有効となる。																														
発表日	2020 年 3 月 27 日																														
施行日	2020 年 1 月 1 日																														
廃止予定日	2020 年 12 月 30 日																														
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">パッケージ毎の金額 （億ドル）</th></tr><tr><th>CARES 法</th><th>CAA</th></tr><tr><td>2020</td><td>-1.44</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>20.96</td><td>0.71</td></tr><tr><td>2022</td><td>3.33</td><td>0.15</td></tr><tr><td>2023</td><td>0.27</td><td>0.07</td></tr><tr><td>2024</td><td>0.17</td><td>0.01</td></tr><tr><td>2025</td><td>0.21</td><td>0.01</td></tr><tr><td>2026</td><td>0.30</td><td>0.01</td></tr><tr><td>2027</td><td>0.36</td><td>0.01</td></tr></table>		年度	パッケージ毎の金額 （億ドル）		CARES 法	CAA	2020	-1.44	—	2021	20.96	0.71	2022	3.33	0.15	2023	0.27	0.07	2024	0.17	0.01	2025	0.21	0.01	2026	0.30	0.01	2027	0.36	0.01
年度	パッケージ毎の金額 （億ドル）																														
	CARES 法	CAA																													
2020	-1.44	—																													
2021	20.96	0.71																													
2022	3.33	0.15																													
2023	0.27	0.07																													
2024	0.17	0.01																													
2025	0.21	0.01																													
2026	0.30	0.01																													
2027	0.36	0.01																													

項目	概要			
	2028	0.42	0.01	※マイナスの値は歳入を意味する。 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020
	2029	0.48	0.02	
	2030	0.54	0.02	
適用実績 （件数、適用額）	25.6 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website			
減収額（財政赤字 への影響額）	25.6 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website			
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/3548/text?q=product+actualizaci%C3%B3n			
追加情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text			

3) 退職者に対する、退職金口座の引き落とし要件の撤廃

図表 5-20 個人所得税に係る措置

項目	概要																									
税目	個人所得税																									
制度・パッケージ名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）																									
政策目的	新型コロナウイルスに感染した場合に、個人退職勘定の貯蓄の受け取りを容易にする。 出典：”Coronavirus Relief for Retirement Plans and IRAs” IRS Website																									
措置対象	退職金口座の所有者																									
措置項目	要件撤廃																									
業種特定の有無	無																									
措置の要旨	退職者に対する退職金口座の引き落とし要件の撤廃																									
措置の概要	➤ 既存制度 口座の所有者が 72 歳を過ぎた（2020 年より前は 70 歳と半年）、若しくは死亡して口座を相続する場合、控除は最小限となるという要件がある。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 2020 年の最低引き出し要件を免除する。																									
発表日	2020 年 3 月 27 日																									
施行日	2020 年 1 月 1 日																									
廃止予定日	—																									
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th>年度</th><th>金額 （億ドル）</th></tr><tr><td>2020</td><td>106.20</td></tr><tr><td>2021</td><td>11.04</td></tr><tr><td>2022</td><td>-9.23</td></tr><tr><td>2023</td><td>-9.99</td></tr><tr><td>2024</td><td>-8.52</td></tr><tr><td>2025</td><td>-7.74</td></tr><tr><td>2026</td><td>-8.24</td></tr><tr><td>2027</td><td>-7.95</td></tr><tr><td>2028</td><td>-7.31</td></tr><tr><td>2029</td><td>-6.70</td></tr><tr><td>2030</td><td>-6.19</td></tr></table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020		年度	金額 （億ドル）	2020	106.20	2021	11.04	2022	-9.23	2023	-9.99	2024	-8.52	2025	-7.74	2026	-8.24	2027	-7.95	2028	-7.31	2029	-6.70	2030	-6.19
年度	金額 （億ドル）																									
2020	106.20																									
2021	11.04																									
2022	-9.23																									
2023	-9.99																									
2024	-8.52																									
2025	-7.74																									
2026	-8.24																									
2027	-7.95																									
2028	-7.31																									
2029	-6.70																									
2030	-6.19																									
適用実績 （件数、適用額）	117 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																									
減収額（財政赤字への影響額）	45.4 億ドル “Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																									
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																									
追加情報源	https://www.irs.gov/retirement-plans/plan-participant-employee/retirement-topics-required-minimum-distributions-rmds#:~:text=Your%20required%20minimum%20distribution%20is,from%20your%20account%20each%20year.&text=Your%20withdrawals%20will%20be%20included,distributions%20from%20																									

項目	概要
	designated%20Roth%20accounts).

4) 寄附金の控除の要件緩和

図表 5-21 個人所得税に係る措置

項目	概要																
税目	個人所得税																
制度・パッケージ名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）																
政策目的	慈善団体が新型コロナウィルスに苦しむ人々への支援に苦心しており、多くの適格団体が可能な支援を活用できるように、より多くの人々が容易に寄附金を控除できるようにする。 出典：”Special \$300 tax deduction helps most people give to charity this year – even if they don’t itemize” IRS Website																
措置対象	➤ 寄附者 - 特定のフォームで控除を項目化することができない - 寄附金は以下を満たす必要がある。 ・ 現金または小切手で支払われること ・ 寄附の対象となる機関に支払われること（特定の個人財団、分野を指定し、基金として寄附する制度の新規設立、維持に支払われる場合を除く） ➤ 対象となる機関 - 米国、州、コロンビア特別区若しくはいかなる米国領土（プエルトリコを含む）において、または米国の法の下で組織若しくは設立された共同募金会、法人、信託、基金若しくは財団。ただし、慈善、宗教、科学、文学、教育上の目的若しくは子供や動物に対する虐待防止のためにのみ組織・運営されていること。国内または国際的なアマチュアスポーツ競技を養成する特定の団体も対象となる。 - 米国若しくはその領土（プエルトリコを含む）で組織されたポスト、補助機関、信託若しくは財団を含む退役軍人の組織 - ロッジシステムの下で運営されている国内の友愛団体、修道会、協会。（慈善、宗教、科学、文学、教育上の目的若しくは子供や動物に対する虐待防止のために寄付が利用される場合に限り、控除の対象となる） - 特定の非営利の墓地会社若しくは法人。（特定の土地や霊廟の地下室の管理に寄付が利用される場合は控除の対象から除外される） - 米国、州、コロンビア特別区、米国領土（プエルトリコを含む）、州または米国領の政治的下位組織、インディアン部族政府、または実質的な政府機能を果たすその下位組織。（公共目的のために寄附が利用される場合に限り、控除の対象となる）																
措置項目	控除																
業種特定の有無	無																
措置の要旨	慈善団体への寄附金控除の対象拡大緩和																
措置の概要	➤ 既存制度 寄附者は、控除を項目別に申請しなければ、寄附金は控除されない。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） 2020 年課税年度は、項目別に申請しなくても、現金による寄附は最大 300 ドル控除される。 <table><tr><th>寄附者の類型</th><th>控除額の上限</th></tr><tr><td>単身者、家主、適格未亡人</td><td>300 ドル</td></tr><tr><td>既婚者が共同申告する場合</td><td>300 ドル</td></tr><tr><td>既婚者が別々に申告する場合</td><td>150 ドル</td></tr></table> ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） 適用期間を 2021 年に延長する。			寄附者の類型	控除額の上限	単身者、家主、適格未亡人	300 ドル	既婚者が共同申告する場合	300 ドル	既婚者が別々に申告する場合	150 ドル						
寄附者の類型	控除額の上限																
単身者、家主、適格未亡人	300 ドル																
既婚者が共同申告する場合	300 ドル																
既婚者が別々に申告する場合	150 ドル																
発表日	2020 年 3 月 27 日																
施行日	2020 年 1 月 1 日																
廃止予定日	2021 年 12 月 31 日																
予想コスト（当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">パッケージ毎の金額（億ドル）</th></tr><tr><th>CARES 法</th><th>CAA</th></tr><tr><td>2020</td><td>3.10</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>12.41</td><td>5.73</td></tr><tr><td>2022</td><td>0</td><td>22.92</td></tr></table>			年度	パッケージ毎の金額（億ドル）		CARES 法	CAA	2020	3.10	—	2021	12.41	5.73	2022	0	22.92
年度	パッケージ毎の金額（億ドル）																
	CARES 法	CAA															
2020	3.10	—															
2021	12.41	5.73															
2022	0	22.92															

項目	概要		
	2023	0	0
	2024	0	0
	2025	0	0
	2026	0	0
	2027	0	0
	2028	0	0
	2029	0	0
	2030	0	0
	※マイナスの値は歳入を示す 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020		
適用実績 （件数、適用額）	CARES 法：2 億ドル CAA：不明 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website		
減収額（財政赤字 への影響額）	CARES 法：15.5 億ドル CAA：28.7 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website		
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text		
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/how-the-cares-act-changes-deducting-charitable-contributions		

5) 寄附金の控除上限額の引き上げ

図表 5-22 個人所得税に係る措置

項目	概要
税目	個人所得税
制度・パッケージ名（法律名）	コロナウィルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）
政策目的	—
措置対象	➤ 対象となる寄附 - 現金で支払われること - 寄附の対象となる機関に支払われること - 2020 年に寄附がなされること ➤ 対象となる機関 - 米国、州、コロンビア特別区若しくはいかなる米国領土（プエルトリコを含む）において、または米国の法の下で組織若しくは設立された共同募金会、法人、信託、基金若しくは財団。ただし、慈善、宗教、科学、文学、教育上の目的若しくは子供や動物に対する虐待防止のためにのみ組織・運営されていること。国内または国際的なアマチュアスポーツ競技を養成する特定の団体も対象となる。 - 米国若しくはその領土（プエルトリコを含む）で組織されたポスト、補助機関、信託若しくは財団を含む退役軍人の組織 - ロッジシステムの下で運営されている国内の友愛団体、修道会、協会。（慈善、宗教、科学、文学、教育上の目的若しくは子供や動物に対する虐待防止のために寄附が利用される場合に限り、控除の対象となる） - 特定の非営利の墓地会社若しくは法人。（特定の土地や霊廟の地下室の管理に寄附が利用される場合は控除の対象から除外される） - 米国、州、コロンビア特別区、米国領土（プエルトリコを含む）、州または米国領の政治的下位組織、インディアン部族政府、または実質的な政府機能を果たすその下位組織。（公共目的のために寄附が利用される場合に限り、控除の対象となる）
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	慈善団体への寄附金の控除上限額の引き上げ
措置の概要	➤ 既存制度 - 慈善団体への寄附金は、項目別に申請する場合、調整後の所得の 50%を上限に控除できる。特定の控除を項目別に申請しなければ、寄附金は控除されない。ただし、特定の個人財団、退役軍人の組織、友愛会、墓地団体への寄附金は、調整後の総所得の 30%に制限される - 食品在庫の寄附は、課税所得の 15%を上限に控除される。 ➤ CARES 法における変更（2020 年 3 月 27 日） - 2020 年は調整後の総所得の控除上限を停止する。 - 食品在庫の寄附の控除上限を 25%に引き上げる。

項目	概要																																						
	➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（220 年 12 月 27 日） 適用期間を 2021 年に延長する。																																						
発表日	2020 年 3 月 27 日																																						
施行日	2020 年 1 月 1 日以降の課税年度																																						
廃止予定日	2021 年 12 月 31 日																																						
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">パッケージ毎の金額 （億ドル）</th></tr><tr><th>CARES 法</th><th>CAA</th></tr><tr><td>2020</td><td>10.80</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>37.48</td><td>7.21</td></tr><tr><td>2022</td><td>-24.03</td><td>24.98</td></tr><tr><td>2023</td><td>-7.41</td><td>-16.01</td></tr><tr><td>2024</td><td>-3.67</td><td>-4.94</td></tr><tr><td>2025</td><td>-0.45</td><td>-2.86</td></tr><tr><td>2026</td><td>-1.79</td><td>-1.94</td></tr><tr><td>2027</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2028</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2029</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2030</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：“JCX-11-20” Joint Committee on Taxation, 26 March 2020 ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020	年度	パッケージ毎の金額 （億ドル）		CARES 法	CAA	2020	10.80	—	2021	37.48	7.21	2022	-24.03	24.98	2023	-7.41	-16.01	2024	-3.67	-4.94	2025	-0.45	-2.86	2026	-1.79	-1.94	2027	0	0	2028	0	0	2029	0	0	2030	0	0
年度	パッケージ毎の金額 （億ドル）																																						
	CARES 法	CAA																																					
2020	10.80	—																																					
2021	37.48	7.21																																					
2022	-24.03	24.98																																					
2023	-7.41	-16.01																																					
2024	-3.67	-4.94																																					
2025	-0.45	-2.86																																					
2026	-1.79	-1.94																																					
2027	0	0																																					
2028	0	0																																					
2029	0	0																																					
2030	0	0																																					
適用実績 （件数、適用額）	CARES 法：7 億ドル CAA：不明 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																						
減収額（財政赤字 への影響額）	CARES 法：10.9 億ドル CAA：6.43 億ドル 出典：“Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																						
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748/text																																						
追加情報源	https://www.irs.gov/charities-non-profits/charitable-organizations/charitable-contribution-deductions																																						

6) 生活者に対する税金の納税猶予

図表 5-23 所得税等に係る措置

項目	概要
税目	個人所得税 贈与税 世代飛び越え譲渡税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナウィルスという課題に直面する納税者を支援する観点から、納税猶予を講ずる。 出典：https://www.irs.gov/newsroom/irs-unveils-new-people-first-initiative-covid-19-effort-temporarily-adjusts-suspends-key-compliance-program
措置対象	➤ 2020 年 4 月 1 日以降、7 月 15 日以前を納税期限とする全ての納税者（例：個人、トラスト、不動産、法人、非法人） ➤ 新型コロナウイルスへの感染、隔離、その他の影響に該当するか否かは条件とならない
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	納税者に対する連邦所得税等の納税猶予
措置の概要	➤ 既存制度 4 月 15 日までに納税する。 ➤ 変更（2020 年 3 月 18 日） 個人所得税の支払い期日を 2020 年 7 月 15 日まで延長する。 ➤ 変更（2020 年 3 月 20 日） 個人所得税の申告及び納期限 2020 年を 7 月 15 日まで延長する。 ➤ 変更（2020 年 3 月 27 日）

項目	概要
	贈与税及び世代飛び越え税を 2020 年 4 月 15 日から 2020 年 7 月 15 日まで猶予する。 ➤ 変更（2020 年 4 月 6 日） 納税猶予の対象となる税金が列記された。 ・所得税の申告及び納付 ・法人税の申告及び納付 ・パートナーシップ所得税の申告、不動産担保ローン投資所得税 ・動産・トラスト所得税の納付・申告 ・動産・世代飛び越え譲渡税の納付・申告 ・贈与税及び世代飛び越え譲渡税の納付・申告 ・免除期間の所得税 ・物品税
発表日	2020 年 3 月 27 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	3,000 億ドル 出典：“COVID Money Tracker” Committee for Responsible Federal Budget Website
適用実績 （件数、適用額）	3,000 億ドル 出典：“COVID Money Tracker” Committee for Responsible Federal Budget Website
減収額（財政赤字 への影響額）	0 ドル 出典：“COVID Money Tracker” Committee for Responsible Federal Budget Website
情報源	https://www.irs.gov/newsroom/payment-deadline-extended-to-july-15-2020
追加情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-18.pdf https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-23.pdf https://www.irs.gov/newsroom/filing-and-payment-deadlines-questions-and-answers

7) 従業員負担分の給与税の納税猶予

図表 5-24 給与税に係る措置

項目	概要												
税目	給与税												
制度・パッケージ名（法律名）	大統領令												
政策目的	困難な状況で働くアメリカの人々を支援する観点から、特定の給与税の納付を猶予する。 出典：“Memorandum on Deferring Payroll Tax Obligations in Light of the Ongoing COVID-19 Disaster” White House Website												
措置対象	2 週間分の平均給与（税控除前）が 4,000 ドル未満に相当する従業員												
措置項目	納税猶予												
業種特定の有無	無												
措置の要旨	従業員負担分の給与税の納税猶予												
措置の概要	➤ 既存制度 給与税 15.3%のうち、6.2%の社会保障税を従業員が負担する。 ➤ 大統領令における変更（2020 年 8 月 8 日） 2020 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までの 4 カ月分の従業員給与において従業員が負担する社会保険料 6.2%の納付を猶予し、納付期間を 2021 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までとする。延滞処分や利息は 2021 年 5 月 1 日から適用される。 ➤ 2021 年統合歳出法（CAA）における変更（2020 年 12 月 27 日） 猶予した分を分割納付する期間を、2021 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までとしていたが、2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで延長する。2021 年 12 月 31 日は法定祝日のため 2022 年 1 月 3 日までの支払いを考慮される。延滞処分や利息は 2022 年 1 月 1 日から適用される。												
発表日	2020 年 8 月 8 日												
施行日	2020 年 9 月 1 日												
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日												
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">金額（億ドル）</th></tr><tr><th>大統領令</th><th>CAA</th></tr><tr><td>2020</td><td rowspan="2">計 1,000</td><td>4.69</td></tr><tr><td>2021</td><td>-4.53</td></tr></table>			年度	金額（億ドル）		大統領令	CAA	2020	計 1,000	4.69	2021	-4.53
年度	金額（億ドル）												
	大統領令	CAA											
2020	計 1,000	4.69											
2021		-4.53											

項目	概要			
	2022		0	
	2023		0	
	2024		0	
	2025		0	
	2026		0	
	2027		0	
	2028		0	
	2029		0	
	2030		0	
	※マイナスの値は歳入を示す			
出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website ”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020				
適用実績 （件数、適用額）	—			
減収額（財政赤字 への影響額）	50 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website			
情報源	https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-20-65.pdf			
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/employers-can-withhold-make-payments-of-deferred-social-security-taxes-from-2020			

8) 生活者に対する緊急経済支援金の非課税措置

図表 5-25 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名（法律名）	2021 年統合歳出法（CAA）
政策目的	—
措置対象	➤ 緊急経済支援金（CARES 法第 3504 条及び 18004 条において、連邦政府機関、州、インディアン部族、高等教育機関、奨学金授与団体が、適格な緊急事態に対応して高等教育機関に在籍する学生を経済的に救済する目的で支給する補助金） ➤ 次の要件を満たす学生 - 認知された教育資格につながる学位、証明書、またはその他のプログラムに登録されているか、登録が認められていること。 - 現在登録されている場合は、学習コースで十分な進歩を維持していること。 - 連邦学生援助に基づいて過去に受領した補助金の返金義務を負っていないこと。 - 連邦学生援助の申請書を提出していること。 - 米国民若しくは永住者であること、または市民若しくは永住者になることを意図して一時的な目的以外で米国に滞在していることを移民帰化局から証明してもらうことができること、 - 学生が連邦学生援助により資金を得る際の詐欺行為に関わる犯罪で有罪判決を受けたか、または有罪を宣誓した場合は、資金の返済を完了し、適切な書類を提出できること。
措置項目	非課税措置
業種特定の有無	無
措置の要旨	学生に対する緊急経済支援金の非課税措置
措置の概要	➤ 既存制度 - 2020 年 3 月に成立した CARES 法第 3504 条では、高等教育機関が高等教育法を通じて受け取る追加の補完的教育機会助成金を使用して、新型コロナウイルスの影響で「予期せぬ出費や経済的ニーズ」を抱える大学院生および学部生を支援するための緊急経済支援金を支給することが認められている。 - CARES 法第 18004 条では、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した緊急のニーズに直面している学生を直接支援し、学校閉鎖を含む新型コロナウイルスの直接的な影響に対処する教育機関を支援するために、高等教育救済基金から高等教育機関に資金を配分するよう教育省に指示している。これらの資金は、(1)失われた収入や従業員の給与を含む教育機関の費用を賄うため、(2)新型コロナウイルスによるキャンパス運営の中断に関連する費用のための学生への緊急経済支援金（食費、住居費、教材費、技術費、医療費、育児費など、学生の在籍費用に含まれる適格費用を含む）に使用することができる。受領した高等教育機関は、これらの資金の 50%以上を緊急経済支援金として学生に支払う必要がある。 ➤ CAA における変更（2020 年 12 月 27 日） 緊急経済支援金は、内国歳入庁の定める適格災害援助給付金であるため、緊急経済支援金を受け取った

項目	概要																								
	学生は、税務上の総収入に含める必要はない。																								
発表日	2020 年 12 月 27 日																								
施行日	2020 年 3 月 27 日以降に支払われた支援金に適用される																								
廃止予定日	—																								
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>2021</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>2022</td><td>0</td></tr> <tr><td>2023</td><td>0</td></tr> <tr><td>2024</td><td>0</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020	年度	金額 (億ドル)	2020	1.08	2021	0.27	2022	0	2023	0	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 (億ドル)																								
2020	1.08																								
2021	0.27																								
2022	0																								
2023	0																								
2024	0																								
2025	0																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績 (件数、適用額)	—																								
減収額（財政赤字 への影響額）	—																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133/text																								
追加情報源	https://www.irs.gov/newsroom/faqs-higher-education-emergency-relief-fund-and-emergency-financial-aid-grants-under-the-cares-act https://www.eac.edu/safety/CARES/caresapp.pdf																								

9) 生活者に対する年金プランの要件緩和

図表 5-26 所得税に係る措置

項目	概要																		
税目	所得税																		
制度・パッケージ 名（法律名）	統合歳出法（CAA）																		
政策目的	—																		
措置対象	退職金口座保有者																		
措置項目	要件緩和																		
業種特定の有無	無																		
措置の要旨	年金プランの要件緩和																		
措置の概要	➤ 既存制度 退職者の医療費や生命保険料のうち、最大 10 年分を退職者医療給付口座に移行することができるが、年金の積立額が将来の予想支出額の 120%以上であることを条件とする。 ➤ 変更（2020 年 12 月 27 日） 雇用主は、2020 年から 2021 年の間に一度だけ、既存の移転期間を終了させることができる。ただし、選択日以降に開始する課税年度の 100%以上の資金を維持する場合に限られる。																		
発表日	2020 年 12 月 27 日																		
施行日	2020 年 1 月 1 日以降の課税年度に適用される																		
廃止予定日	—																		
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>—</td></tr> <tr><td>2021</td><td>-0.6</td></tr> <tr><td>2022</td><td>-0.47</td></tr> <tr><td>2023</td><td>-0.38</td></tr> <tr><td>2024</td><td>-0.29</td></tr> <tr><td>2025</td><td>-0.23</td></tr> <tr><td>2026</td><td>-0.19</td></tr> <tr><td>2027</td><td>-0.1</td></tr> </tbody> </table>	年度	金額 (億ドル)	2020	—	2021	-0.6	2022	-0.47	2023	-0.38	2024	-0.29	2025	-0.23	2026	-0.19	2027	-0.1
年度	金額 (億ドル)																		
2020	—																		
2021	-0.6																		
2022	-0.47																		
2023	-0.38																		
2024	-0.29																		
2025	-0.23																		
2026	-0.19																		
2027	-0.1																		

項目	概要		
	2028	-0.02	
	2029	0	
	2030	0	
	※マイナスの値は歳入を示す 出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020		
適用実績 (件数、適用額)	—		
減収額(財政赤字 への影響額)	—		
情報源	https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/133/text		
追加情報源	https://www.irs.gov/taxtopics/tc413		

10) 生活者に対する所得税額控除の対象拡大

図表 5-27 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名(法律名)	2021 年統合歳出法 (CAA)
政策目的	数百万人のエッセンシャルワーカーを含む低所得者が重要な支援を受けられるようにする。 出典：”President Biden Announces American Rescue Plan” White House Website, 20 January 2021
措置対象	➤ 適格要件 - 勤労所得証明を提示する。 - 控除を請求する課税年度における投資所得が 3,650 ドルを下回る。 - 有効な社会保障番号を保有する。 - 夫婦で共同申告する、世帯主、若しくは単身者 - 年度中米国市民若しくは米国居住外国人である ➤ 適格児童がいない場合の要件 - 上述の適格要件を満たすこと - 課税年度の半分以上の期間における主たる居住地が米国にあること (50 州、コロンビア特別区、軍事基地を含み、グアム、ヴァージン諸島、プエルトリコといった海外領土を除く) - 別の納税者の確定申告時に適格児童として主張されない - 課税年度末時点 (通常 12 月 31 日) で 25 歳以上 65 歳未満であること
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	生活者に対する所得税額控除の対象拡大
措置の概要	➤ 既存制度 措置対象に示したとおり、適格要件及び適格児童がいない場合の要件が定められていた。 ➤ CAA における変更 (2020 年 12 月 27 日) 2020 年の所得金額が前年の所得金額を下回る場合、所得税控除若しくは追加児童税控除の判定に前年の所得金額を使用することを選択できる。 ➤ アメリカ救済計画法 (ARPA) における変更 (2021 年 3 月 11 日) 適格児童がいない場合の要件を緩和する。 - ほんだの労働者の受給資格年齢を 25 歳から 19 歳に引き下げる。 - パートタイムの学生の資格年齢を 25 歳から 24 歳に引き下げる。 - 里親の子供やホームレスの若者の資格年齢を 25 歳から 18 歳に引き下げる。 - 65 歳以上の労働者を対象に含める。 - 適格児童が社会保障番号を保有していないために勤労所得税額控除を請求できない納税者を対象に含める。 - 夫婦で共同申告せず、適格児童と 1 年の半分以上同居し、(1)その年の最後の 6 ヶ月間、配偶者と同じ主たる居住地を持たない、(2)その年の終わりに配偶者と一緒に住んでいない判決、文書、または合意 (離婚判決以外) がある場合、勤労所得税額控除の申請を恒久的に認める。 - プエルトリコ、アメリカ領サモア、準州に勤労所得税額控除額を支払う権限を恒久的に提供する。プエルトリコとアメリカ領サモアについては、勤労所得税額控除の額を増やすか、制定することが条件となる。 - 勤労所得額 (最大控除を受けるために必要な最低所得) は、所得金額 (最大の控除額を受けるために

項目	概要																																									
	必要な最低限の所得）と段階的控除基準額（段階的に減少する前の最大控除を受ける最低所得）をそれぞれ 9,820 ドルから 11,610 ドルに引き上げる。また、段階的導入率と段階的廃止率を、それぞれ 7.65%から 15.3%に倍増させる。また 子供のいない勤労所得税額控除の最大額は 2021 年には 543 ドルから 1,502 ドルに引き上げる。 - 投資所得を恒久的に 10,000 ドルへ引き上げ、2022 年から毎年インフレ調整を行う。 - 2021 年の所得税申告で EITC を計算するために、2021 年末の所得が 2019 年の所得よりも少ない場合、納税者は 2019 年の所得を 2021 年の所得に置き換えることを認める。																																									
発表日	2020 年 12 月 27 日																																									
施行日	2021 年 1 月 1 日以降の課税年度に適用される																																									
廃止予定日	—																																									
予想コスト (当初予算額)	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">パッケージ毎の金額 (億ドル)</th></tr><tr><th>CAA</th><th>ARPA</th></tr><tr><td>2020</td><td>41.36</td><td>—</td></tr><tr><td>2021</td><td>0</td><td>5.46</td></tr><tr><td>2022</td><td>0</td><td>156.46</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td><td>9.67</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td><td>9.87</td></tr><tr><td>2025</td><td>0</td><td>10.30</td></tr><tr><td>2026</td><td>0</td><td>10.53</td></tr><tr><td>2027</td><td>0</td><td>10.79</td></tr><tr><td>2028</td><td>0</td><td>10.93</td></tr><tr><td>2029</td><td>0</td><td>11.10</td></tr><tr><td>2030</td><td>0</td><td>11.39</td></tr><tr><td>2031</td><td>—</td><td>11.69</td></tr></table> 出典：”JCX-24-20” Joint Committee on Taxation, 21 December 2020 ”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	パッケージ毎の金額 (億ドル)		CAA	ARPA	2020	41.36	—	2021	0	5.46	2022	0	156.46	2023	0	9.67	2024	0	9.87	2025	0	10.30	2026	0	10.53	2027	0	10.79	2028	0	10.93	2029	0	11.10	2030	0	11.39	2031	—	11.69
年度	パッケージ毎の金額 (億ドル)																																									
	CAA	ARPA																																								
2020	41.36	—																																								
2021	0	5.46																																								
2022	0	156.46																																								
2023	0	9.67																																								
2024	0	9.87																																								
2025	0	10.30																																								
2026	0	10.53																																								
2027	0	10.79																																								
2028	0	10.93																																								
2029	0	11.10																																								
2030	0	11.39																																								
2031	—	11.69																																								
適用実績 (件数、適用額)	不明 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																									
減収額（財政赤字への影響額）	41.4 億ドル 出典：”Covid Money Tracker” Committee for a Responsible Federal Budget Website																																									
情報源	https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1319/text																																									
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46680 https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit-eitc																																									

11) 児童税額控除の対象拡大

図表 5-28 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	児童税額控除 アメリカ救済計画法（ARPA）
政策目的	パンデミックの渦中にある家族及びエッセンシャルワーカーの経済的安定を支える。 出典：”President Biden Announces American Rescue Plan” White House Website, 20 January 2021
措置対象	➤ 適格児童は、以下の要件を満たす必要がある。 - 息子、娘、継子、対象となる里子、兄弟、姉妹、継兄弟、継姉、異母兄弟、異母姉妹、またはそれらの子孫（例えば、あなたの孫、姪、甥） - 2020 年末時点で 17 歳未満であること。 - 2020 年の自身の半分以上を養っていない。 - 2020 年の半分以上を同居している - 確定申告で扶養家族として主張される。 - その年に共同申告をしていない - 米国民若しくは米国在住外国人である。
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	生活者に対する児童税額控除の対象拡大
措置の概要	➤ 既存制度 - 控除の上限を 2,000 ドルとし、所得に応じて段階的に児童控除の還付（追加児童控除）が 1,400 ドルを上限に適用される。上限 2,000 ドルに達するまで、所得が一定の基準を超えると 5%の割合で段階

項目	概要																										
	的に削減される。(単身者は 75,000 ドル、世帯主申告者は 112,500 ドル、夫婦合算申告者は 150,000 ドルとなるが、適格児童の数と年齢によって異なる) ➤ ARPA における変更 (2021 年 3 月 11 日) - 所得のない納税者にも児童控除を適用する。 - 適格児童の年齢の上限を 17 歳に引き上げる。 - 控除額の上限を、幼児 (0～5 歳) の場合は 1 人当たり 2,000 ドルから 3,600 ドルに、高齢者 (6～17 歳) の場合は 3,000 ドルに引き上げる。 - 2021 年に予定されている控除額の半分为、2021 年 7 月 1 日からの定期支払いで発行し、残りの半額は、2022 年初めに提出する 2021 年分の所得税申告書で申請する。 - 一定の所得を超える場合 (単身者は 8 万ドル、世帯主は 100,000 ドル、夫婦合算の場合は 120,000 ドル) は過払い金の全額を返済する必要があるが、納税者が過払い金の返還を拒否することができるオンラインポータルを作成する。財務省が 所得税の源泉徴収を調整して このような前払いに対応するために、財務省は所得税の源泉徴収を調整する。																										
発表日	2021 年 3 月 11 日																										
施行日	—																										
廃止予定日	—																										
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>—</td></tr> <tr><td>2021</td><td>258.26</td></tr> <tr><td>2022</td><td>792.49</td></tr> <tr><td>2023</td><td>7.10</td></tr> <tr><td>2024</td><td>7.21</td></tr> <tr><td>2025</td><td>7.25</td></tr> <tr><td>2026</td><td>7.21</td></tr> <tr><td>2027</td><td>3.07</td></tr> <tr><td>2028</td><td>3.11</td></tr> <tr><td>2029</td><td>3.16</td></tr> <tr><td>2030</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>2031</td><td>3.23</td></tr> </tbody> </table> 出典: "JCX-13-21" Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	金額 (億ドル)	2020	—	2021	258.26	2022	792.49	2023	7.10	2024	7.21	2025	7.25	2026	7.21	2027	3.07	2028	3.11	2029	3.16	2030	3.20	2031	3.23
年度	金額 (億ドル)																										
2020	—																										
2021	258.26																										
2022	792.49																										
2023	7.10																										
2024	7.21																										
2025	7.25																										
2026	7.21																										
2027	3.07																										
2028	3.11																										
2029	3.16																										
2030	3.20																										
2031	3.23																										
適用実績 (件数、適用額)	—																										
減収額 (財政赤字 への影響額)	—																										
情報源	https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1319/text																										
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46680 https://www.irs.gov/publications/p972#en_US_2020_publink100061486																										

12) 扶養児童養育費税額控除

図表 5-29 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名 (法律名)	扶養児童養育費税額控除 アメリカ救済計画法 (ARPA)
政策目的	2021 年 3 月 16 日時点ガイダンス未公表
措置対象	➤ ケアが提供された時点で 13 歳未満であった適格扶養児童 - 身体的若しくは精神的に自活できず、1 年の半分以上同居していた配偶者 - 身体的若しくは精神的に自活できず、1 年の半分以上を同居していた個人で、次のいずれかに該当する場合 ・ 被扶養者 ・ 4,300 ドル以上の総所得を得ていた、共同申告をした、他の納税者の 2020 年の申告書で被扶養者として請求されたことを除けば、被扶養者になることができた ➤ ケア 家庭内及び家庭外で、主に個人の幸福のために提供されること
措置項目	控除

項目	概要																										
業種特定の有無	無																										
措置の要旨	扶養児童養育費の税額控除の上限引き上げ																										
措置の概要	➤ 既存制度 - 児童・扶養家族ケア税額控除は還付不可能。控除額は納税額を超えることはないため、低所得者・所得がほとんどない個人は、控除額が少ない。 - 控除できる費用は 3,000 ドル（適格個人 1 人）、6,000 ドル（適格個人 2 人以上）とする - 適格納税者が総所得から除外できる雇用主から支払われる扶養手当は 5,000 ドルを上限とする。 - 控除率は、所得が 125,000 ドル未満の場合は 35%、185,000 ドルまでは段階的に 20%に引き下げ、400,000 ドルまで 20%とする。 ➤ ARPA における変更（2021 年 3 月 11 日） - 子供 1 人の場合は 3,000 ドル、子供 2 人以上の場合は 6,000 ドルから、それぞれ 8,000 ドル、16,000 ドルに引き上げる。 - 所得が 125,000 ドル未満の場合は 50%に引き上げ、400,000 ドル以上は段階的に引き下げ、440,000 ドルを超える場合は控除の対象から除外する。 - 控除額を還付可能にし、低所得者にも適用する。 - 財務省がプエルトリコ、アメリカ領サモア、準州に対して、その地域の住民に 2021 年に還付される扶養児童養育費税額控除を提供するための費用を支払うことを認める。（プエルトリコとアメリカ領サモアは、財務長官の承認を得て、還付可能な扶養児童養育費税額控除の金額をその領土の住民に分配する計画を立てる必要がある）。 - 適格納税者が総所得から除外できる雇用主から支払われる扶養手当の上限を 10,500 ドルに引き上げる。																										
発表日	2021 年 3 月 11 日																										
施行日	2021 年 1 月 1 日以降の課税年度に適用される																										
廃止予定日	—																										
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ドル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>—</td></tr> <tr><td>2021</td><td>22.05</td></tr> <tr><td>2022</td><td>58.76</td></tr> <tr><td>2023</td><td>0</td></tr> <tr><td>2024</td><td>0</td></tr> <tr><td>2025</td><td>0</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> <tr><td>2031</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典：”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	金額 (億ドル)	2020	—	2021	22.05	2022	58.76	2023	0	2024	0	2025	0	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0	2031	0
年度	金額 (億ドル)																										
2020	—																										
2021	22.05																										
2022	58.76																										
2023	0																										
2024	0																										
2025	0																										
2026	0																										
2027	0																										
2028	0																										
2029	0																										
2030	0																										
2031	0																										
適用実績 （件数、適用額）	—																										
減収額（財政赤字 への影響額）	—																										
情報源	https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1319/text																										
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46680 https://www.irs.gov/taxtopics/tc602																										

13) 保険料税額控除の拡充

図表 5-30 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名（法律名）	保険料税額控除 アメリカ救済計画法（ARPA）
政策目的	2020 年 3 月から 9 月の間に、約 200 万～300 万人が健康保険を失い、加入者であっても保険料や医療費の支払いに苦慮しているため、健康保険料を削減するためにプレミアム税額控除を拡充する。 出典：”President Biden Announces American Rescue Plan” White House Website, 20 January 2021
措置対象	➤ 控除額の基準

項目	概要																								
	- 世帯の1年間の予想総収入 - 世帯内で税金を共同申告する合計人数 - 消費者が住む地域における2番目に低額なシルバープランの保険料（保険料税額控除の計算に使用するため、消費者が実際に登録するプランとは関係ない）																								
措置項目	控除																								
業種特定の有無	無																								
措置の要旨	健康保険料の控除																								
措置の概要	➤ 既存制度 個人等が民間医療保険プランを直接比較・購入する医療保険を購入する際に税額控除を受けられる。控除割合は、月々の医療保険に費やす所得に対する割合を使用して計算される。連邦貧困水準（米国で貧困層の決定の基準となる年収レベル）と家計所得を比較して制限される。世帯の収入の9.83%までを健康保険料の支払いに充てる必要があり、収入が連邦貧困水準の400%以上の世帯は、税額控除を受けることができない。 ➤ ARPAにおける変更（2021年3月11日） - 2021年、2022年は、年間所得が連邦貧困水準の400%を超える世帯に対する現行法の段階的控除を廃止する。保険料の負担額は世帯収入の8.5%を上限とする - 2020年には、過剰に提供された保険料税額控除分を還付するという現行法の義務を負う個人に対して、一時的に税負担を軽減する。現行の税制調整手続きによる超過控除額の再取得を一時的に停止する。 - 2021年の暦年に1週間でも失業手当を受給した個人は、一時的に保険料税額控除の所得資格基準を満たしたとみなす。連邦貧困水準133%以上の世帯収入は一時的に無視される。																								
発表日	2021年3月11日																								
施行日	2021年1月1日以降の課税年度に適用される																								
廃止予定日	—																								
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 （億ドル）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020</td><td>—</td></tr> <tr><td>2021</td><td>114.57</td></tr> <tr><td>2022</td><td>254.59</td></tr> <tr><td>2023</td><td>81.96</td></tr> <tr><td>2024</td><td>5.36</td></tr> <tr><td>2025</td><td>-0.23</td></tr> <tr><td>2026</td><td>0</td></tr> <tr><td>2027</td><td>0</td></tr> <tr><td>2028</td><td>0</td></tr> <tr><td>2029</td><td>0</td></tr> <tr><td>2030</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典：”JCX-13-21” Joint Committee on Taxation, 4 March 2021	年度	金額 （億ドル）	2020	—	2021	114.57	2022	254.59	2023	81.96	2024	5.36	2025	-0.23	2026	0	2027	0	2028	0	2029	0	2030	0
年度	金額 （億ドル）																								
2020	—																								
2021	114.57																								
2022	254.59																								
2023	81.96																								
2024	5.36																								
2025	-0.23																								
2026	0																								
2027	0																								
2028	0																								
2029	0																								
2030	0																								
適用実績 （件数、適用額）	—																								
減収額（財政赤字 への影響額）	—																								
情報源	https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/1319/text																								
追加情報源	https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46680 https://www.cms.gov/newsroom/fact-sheets/american-rescue-plan-and-marketplace																								

6. イギリスにおける税制措置一覧

(1) 事業者向け支援

1) 申告所得税の納税猶予・分割納付

図表 6-1 申告所得税に係る措置

項目	概要																							
税目	申告所得税																							
制度・パッケージ名（法律名）	2020 年度予算案																							
政策目的	新型コロナウイルスによって直面する可能性のある財政上の負担を緩和する観点から、納税の支払い計画を組むサービスを行う。 出典："News story Tax helpline to support businesses affected by coronavirus (COVID-19)" GOV.UK Website, 11 March 2020																							
措置対象	➤ 以下の条件を満たす自営業者を対象とする - 英国で納税している - 著しい税負担を負っている ➤ 歳入関税庁の定める条件 - 著しい納税申告がない - 他の返済計画や負債がない - 他に歳入関税庁が設けた計画がない - 負債の範囲が 32 ポンド～30,000 ポンドである - 負債の返済期限の 60 日以内に支払い計画を組む必要がある																							
措置項目	納税猶予																							
業種特定の有無	無																							
措置の要旨	自営業者に対する申告所得税の納税猶予・分割納付																							
措置の概要	➤ 既存制度 所得税の納税期限は 1 月 31 日と 7 月 31 日の 2 回ある。期日までに納税できない事業者が、歳入関税庁に対し期限の延長を求め、返済計画を立てる支援を受けられるサービスがあり（Time to Pay Service）、両者が支払いを終えるまでの期間に合意したうえで、事業者は（分割して）納税することができる。税金を支払うためにより多くの時間を必要とする企業および自営業者は、負債が 10,000 ポンド以下であれば、電話で歳入関税庁に相談することで個別の優遇措置を受けられる可能性がある。 ➤ 変更（2020 年 3 月 11 日） コロナウィルスが原因で納税できない場合も相談できる。 ➤ 変更（2020 年 3 月 20 日） 納税期限を 2021 年 1 月 31 日まで猶予する。 ➤ 変更（2020 年 9 月 24 日） 電話だけでなくオンラインでも受付可能となり、負債の上限を 30,000 ポンドに引き上げる。																							
発表日	2020 年 3 月 11 日																							
施行日	2020 年 3 月 11 日																							
廃止予定日	2021 年 1 月 31 日（申告期限）																							
予想コスト（当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">金額（億ポンド）</th></tr><tr><th>納税猶予</th><th>分割納付の強化</th></tr><tr><td>2020-21</td><td>26.15</td><td>46.30</td></tr><tr><td>2021-22</td><td>-16.60</td><td>-51.95</td></tr><tr><td>2022-23</td><td>-4.05</td><td>7.3</td></tr><tr><td>2023-24</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2024-25</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2025-26</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）		納税猶予	分割納付の強化	2020-21	26.15	46.30	2021-22	-16.60	-51.95	2022-23	-4.05	7.3	2023-24	0	0	2024-25	0	0	2025-26	0	0
年度	金額（億ポンド）																							
	納税猶予	分割納付の強化																						
2020-21	26.15	46.30																						
2021-22	-16.60	-51.95																						
2022-23	-4.05	7.3																						
2023-24	0	0																						
2024-25	0	0																						
2025-26	0	0																						
適用実績（件数、適用額）	➤ 納税猶予 推定 150 万人が申請し、60 億ポンドのキャッシュフローがもたらされた。 出典："Budget 2021 Protecting the jobs and livelihoods of the british people" HM Treasury, March 2021 ➤ 2021 年 1 月 13 日時点で、2020 年 10 月 1 日以降オンラインで 25,000 件（合計 0.691 億ポンド）の分割納付計画が設定された 出典："Press release Self-Assessment customers use online tax payment plans to help spread the cost" GOV.UK																							

項目	概要
	Website
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/contact/coronavirus-covid-19-helpline
追加情報源	https://www.gov.uk/difficulties-paying-hmrc

2) 小売業・接客業・娯楽業に対する固定資産税の免除

図表 6-2 ビジネスレート（非居住用資産に対する固定資産税）に係る措置

項目	概要																																											
税目	ビジネスレート（非居住用資産に対する固定資産税）																																											
制度・パッケージ名（法律名）	2020 年度予算案																																											
政策目的	税制度を通じたキャッシュフロー支援の観点から、小売業・接客業・娯楽業の企業に対し、固定資産税の免除を講ずる。 出典："Speech: The Chancellor Rishi Sunak provides an updated statement on coronavirus." HM Treasury 20 March 2020																																											
措置対象	➤ イングランド拠点の事業者 - レストラン、カフェ、バー、クラブ、映画館、ライブハウス、不動産仲介業、ビンゴホール、スポーツクラブ、ジム、スパ、ホテル、ゲストハウス、自炊設備付き施設 - 教育水準監査官の Early Years に登録し、5 歳までの幼児に教育を提供している乳幼児保育施設（自治体が運営する乳幼児保育施設は対象外） ➤ 北アイルランド拠点の事業者 - 接客業・観光業・娯楽産業 - 小売り（特定のスーパーマーケット及び酒屋を除く） - 乳幼児保育施設 - ベルファスト・シティ空港、ベルファスト国際空港、シティ・オブ・デリー空港 ➤ ウェールズ拠点、スコットランド拠点のすべての事業者																																											
措置項目	免税																																											
業種特定の有無	有																																											
措置の要旨	小売業・接客業・娯楽業に対する固定資産税の免税																																											
措置の概要	➤ 既存制度 ビジネスレートは、非居住用（事業用）資産（店舗、事務所、倉庫、工場など）に対する評価額を基に課される。イングランドとウェールズでは、中央政府の資産評価局（VOA）、スコットランドは各地方自治体の土地評価局、北アイルランドは同政府の土地・不動産局が市場の年間賃貸額に基づく課税評価額によって税額を算出する。 <table><thead><tr><th colspan="2">地域</th><th>不動産評価額</th><th>乗率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="9">イングランド</td><td rowspan="3">大ロンドン市外</td><td>51,000 ポンド未満</td><td>0.499</td></tr><tr><td>51,000 ポンド以上</td><td>0.512</td></tr><tr><td>70,000 ポンド超</td><td>0.512</td></tr><tr><td rowspan="3">大ロンドン市内（シティ以外）</td><td>51,000 ポンド未満</td><td>0.499</td></tr><tr><td>51,000 ポンド以上</td><td>0.512</td></tr><tr><td>70,000 ポンド超</td><td>0.532</td></tr><tr><td rowspan="3">大ロンドン市内（シティ）</td><td>51,000 ポンド未満</td><td>0.507</td></tr><tr><td>51,000 ポンド以上</td><td>0.520</td></tr><tr><td>70,000 ポンド超</td><td>0.540</td></tr><tr><td colspan="2">ウェールズ</td><td colspan="2">税率は一律 0.535 とする。</td></tr><tr><td colspan="2">北アイルランド</td><td colspan="2">税率 0.497231～0.588186（行政区による）とされ、事業者に対しては一律に課される。</td></tr><tr><td rowspan="3">スコットランド</td><td>51,000 ポンド以上</td><td>0.498</td></tr><tr><td>51,000～95,000 ポンド</td><td>0.511</td></tr><tr><td>9 万 5,000 ポンド以上</td><td>0.524</td></tr></tbody></table> ➤ 変更（2020 年 3 月 11 日） 不動産評価額が 51,000 ポンド未満の場合、小売業、娯楽業、接客業を対象とする 2020-21 年度のビジネスレートを停止する（2020 年 3 月 11 日）			地域		不動産評価額	乗率	イングランド	大ロンドン市外	51,000 ポンド未満	0.499	51,000 ポンド以上	0.512	70,000 ポンド超	0.512	大ロンドン市内（シティ以外）	51,000 ポンド未満	0.499	51,000 ポンド以上	0.512	70,000 ポンド超	0.532	大ロンドン市内（シティ）	51,000 ポンド未満	0.507	51,000 ポンド以上	0.520	70,000 ポンド超	0.540	ウェールズ		税率は一律 0.535 とする。		北アイルランド		税率 0.497231～0.588186（行政区による）とされ、事業者に対しては一律に課される。		スコットランド	51,000 ポンド以上	0.498	51,000～95,000 ポンド	0.511	9 万 5,000 ポンド以上	0.524
地域		不動産評価額	乗率																																									
イングランド	大ロンドン市外	51,000 ポンド未満	0.499																																									
		51,000 ポンド以上	0.512																																									
		70,000 ポンド超	0.512																																									
	大ロンドン市内（シティ以外）	51,000 ポンド未満	0.499																																									
		51,000 ポンド以上	0.512																																									
		70,000 ポンド超	0.532																																									
	大ロンドン市内（シティ）	51,000 ポンド未満	0.507																																									
		51,000 ポンド以上	0.520																																									
		70,000 ポンド超	0.540																																									
ウェールズ		税率は一律 0.535 とする。																																										
北アイルランド		税率 0.497231～0.588186（行政区による）とされ、事業者に対しては一律に課される。																																										
スコットランド	51,000 ポンド以上	0.498																																										
	51,000～95,000 ポンド	0.511																																										
	9 万 5,000 ポンド以上	0.524																																										

項目	概要														
	➤ 変更（2020年3月17日） 不動産評価額にかかわらず、固定資産税を100%免除する。 ➤ 変更（2021年3月3日） 適用期間を2021年4月1日から6月30日まで延長する。2021年7月1日から2022年3月31日までは66%に引き下げ、代わりに給付金を支給する（給付金は、2021年1月5日に閉鎖を要請された事業者には最大200万ポンド、その他の適格事業者には105,000ポンド）														
発表日	2020年3月11日														
施行日	2020年4月6日														
廃止予定日	2021年6月30日														
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>118,30</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>-2.2</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>-0.05</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）	2020-21	118,30	2021-22	-2.2	2022-23	-0.05	2023-24	0	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	118,30														
2021-22	-2.2														
2022-23	-0.05														
2023-24	0														
2024-25	0														
2025-26	0														
適用実績 （件数、適用額）	・小売業：373,200 施設、108 億ポンド ・保育施設：8,000 施設 9400 万ポンド ※2020年7月5日時点の推定 出典："Coronavirus business support schemes: statistics" UK Parliament, 2 March 2021														
減収額（財政赤字への影響額）	—														
情報源	https://www.gov.uk/guidance/check-if-your-retail-hospitality-or-leisure-business-is-eligible-for-business-rates-relief-due-to-coronavirus-covid-19														
追加情報源	https://www.parliament.uk/business/news/2020/march/economic-update/ https://www.gov.uk/guidance/check-if-your-nursery-is-eligible-for-business-rates-relief-due-to-coronavirus-covid-19														

3) 所得税・国民保険料の徴収を厳格化する措置の導入延期

図表 6-3 所得税・国民保険料に係る措置

項目	概要
税目	所得税、国民保険料
制度・パッケージ名（法律名）	Off-payroll rules (IR35)
政策目的	事業者のコロナウイルス対応を手助けする観点から、制度の導入を延期する。 出典："Promotional material: Off-payroll working rules communication resources" HM Revenue & Customs
措置対象	・仲介してサービスを提供する労働者 ・仲介して労働者からサービスを受ける顧客 ・仲介して労働者のサービスを提供する機関
措置項目	導入延期
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する所得税及び国民保険料に影響を与える措置導入の延期
措置の概要	➤ 既存制度 伝統的な雇用関係では、個人（従業員）が雇用主に役務を提供し、雇用主は個人（従業員）に対して給与を支払う。両者とも国民保険料を負担する。 しかし、個人が雇用主との間にフリーランスや非正規労働者等を仲介企業としてはさむと、個人が雇用主へ役務を提供し、雇用主は仲介企業に報酬を支払い、仲介企業は個人へ給与を支払う仕組みとなる。この場合、雇用主が仲介企業に支払うのは（従業員への）給与ではないため、国民保険料の負担を免れる。個人は仲介企業から給与を得るが、その額を個人の国民保険料の支払いを免れる上限（年収 8,424 ポンド）に設定することで、国民保険料と個人所得税も免れる。 2000 年 4 月、こうした偽装雇用を取り締まるべく、歳入関税庁は、Off-Payroll Rules (IR35) を導入した。しかし、雇用主に代わって仲介企業に国民保険料の負担を求めるとしても、雇用が偽装か否かの判定が困難だった。 2017 年 4 月、公企業に対しては、仲介企業を通していても、雇用主に直接国民保険料の負担を求めるよう改正した。 2020 年 4 月 6 日、公企業だけでなく民間企業に対しても雇用主に直接国民保険料の負担を求めるよう

	改正する予定であった（3月11日に2020年度予算案でも発表済）。														
	➤ 変更（2020年3月18日） 2021年4月6日に導入を延期する。2021年4月6日までは、労働者と顧客が公共セクター（慈善団体も含む）であれば、雇用契約の状況を決定するのは仲介企業の責任となる。														
発表日	2020年3月18日														
施行日	2021年4月6日														
廃止予定日	—														
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>10.90</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>-4.05</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）	2020-21	10.90	2021-22	-4.05	2022-23	0.1	2023-24	0.25	2024-25	0.2	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	10.90														
2021-22	-4.05														
2022-23	0.1														
2023-24	0.25														
2024-25	0.2														
2025-26	0														
適用実績 （件数、適用額）	—														
減収額（財政赤字への影響額）	—														
情報源	https://www.gov.uk/government/news/off-payroll-working-rules-reforms-postponed-until-2021														
追加情報源	https://www.gov.uk/guidance/understanding-off-payroll-working-ir35														

4) 付加価値税の納税猶予・分割納税

図表 6-4 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	2020年度予算案
政策目的	税制度を通じたキャッシュフロー支援の観点から、賃金支払い及び雇用維持のために3カ月間付加価値税の支払い猶予を講ずる。 付加価値税の減税による金銭的余裕ができた事業者のために、少額ずつ納税する選択肢を与える観点から、分割納税を講ずる。 出典："Speech: The Chancellor Rishi Sunak provides an updated statement on coronavirus." HM Treasury, 20 March 2020 出典："News story Chancellor outlines Winter Economy Plan" HM Treasury
措置対象	➤ 納税猶予の対象 すべての付加価値税登録事業者 ➤ 分割納税の対象 2020年3月20日から2020年6月30日まで納税を延期した法人で以下の条件を満たす事業者 - 延期された付加価値税の納付が残っている - 最新の付加価値税の申告をしている 2021年3月末までに選択する - 2021年3月末に最初の分割払いを行う - Direct Debit で VAT 延期分を支払いできる
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する付加価値税の納税猶予・分割納付
措置の概要	➤ 既存制度 各事業者の会計年度の1カ月と7日後を申告・納付期限とする。 ➤ 変更（2020年3月20日） 2020年3月20日から2020年6月30日まで納税を猶予する。2021年3月末までに全額納付できるのであれば、6月30日を過ぎても納税を猶予できる。 ➤ 変更（2020年7月8日） 適用期間を2021年3月31日まで延長する。

項目	概要																								
	➤ 変更（2020 年 9 月 24 日） - 2021 年 3 月末までに全額支払うことを条件に、無利子で 11 回の分割納付ができる - 2021 年 2 月 23 日から 2021 年 6 月 21 日まで新しい支払い計画を利用できる - 2021 年 6 月 30 日までに歳入関税庁に相談する																								
発表日	2020 年 3 月 20 日																								
施行日	2020 年 3 月 20 日																								
廃止予定日	2022 年 3 月 31 日																								
予想コスト （当初予算額）	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">金額（億ポンド）</th></tr><tr><th>納税猶予</th><th>分割納付</th></tr><tr><td>2020-21</td><td>14.70</td><td>4.4</td></tr><tr><td>2021-22</td><td>0</td><td>0.3</td></tr><tr><td>2022-23</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2023-24</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2024-25</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2025-26</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）		納税猶予	分割納付	2020-21	14.70	4.4	2021-22	0	0.3	2022-23	0	0	2023-24	0	0	2024-25	0	0	2025-26	0	0	
年度	金額（億ポンド）																								
	納税猶予	分割納付																							
2020-21	14.70	4.4																							
2021-22	0	0.3																							
2022-23	0	0																							
2023-24	0	0																							
2024-25	0	0																							
2025-26	0	0																							
適用実績 （件数、適用額）	<table><tr><th>期間</th><th>対象件数</th><th>適用件数</th><th>猶予額 （億ポンド）</th></tr><tr><td>3 月 31 日～4 月 7 日</td><td>360,400</td><td>165,400</td><td>54</td></tr><tr><td>4 月 30 日～5 月 7 日</td><td>583,800</td><td>287,000</td><td>178</td></tr><tr><td>5 月 31 日～6 月 7 日</td><td>375,100</td><td>143,700</td><td>55</td></tr><tr><td>6 月 30 日</td><td>7,900</td><td>3,400</td><td>48</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,327,200</td><td>599,500</td><td>335</td></tr></table> 出典："Coronavirus Business Support schemes: statistics" House of Commons Library, 2 March 2021	期間	対象件数	適用件数	猶予額 （億ポンド）	3 月 31 日～4 月 7 日	360,400	165,400	54	4 月 30 日～5 月 7 日	583,800	287,000	178	5 月 31 日～6 月 7 日	375,100	143,700	55	6 月 30 日	7,900	3,400	48	合計	1,327,200	599,500	335
期間	対象件数	適用件数	猶予額 （億ポンド）																						
3 月 31 日～4 月 7 日	360,400	165,400	54																						
4 月 30 日～5 月 7 日	583,800	287,000	178																						
5 月 31 日～6 月 7 日	375,100	143,700	55																						
6 月 30 日	7,900	3,400	48																						
合計	1,327,200	599,500	335																						
減収額（財政赤字 への影響額）	—																								
情報源	https://www.gov.uk/guidance/deferral-of-vat-payments-due-to-coronavirus-covid-19																								
追加情報源	https://www.gov.uk/vat-returns/deadlines#:~:text=The%20deadline%20for%20submitting%20the,end%20of%20an%20accounting%20period. https://www.gov.uk/government/publications/winter-economy-plan/winter-economy-plan																								

5) 研究開発費の税額控除の上限引き上げ

図表 6-5 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人税
制度・パッケージ名（法律名）	2020年度予算案
政策目的	研究開発分野に投資する企業を支援し、経済における革新を促す観点から、研究開発費の税額控除の上限を引き上げる。 出典："Policy paper Budget 2020" HM Treasury, 12 March 2020
措置対象	➤ 対象となる事業者 - 大企業 - 大企業の下請けで研究開発プロジェクト用に補助金を受け取っている中小企業 ➤ 研究開発と見なされるには以下を示す必要がある - プロジェクトが科学技術の前進を見出した - 不確実性を克服しなければならなかった - 不確実性を克服しようとした - 当該分野の専門家が容易に成しえなかった ➤ 対象となる費用 - 人件費（給与、賃金、クラス1国民保険料） - 年金 - 下請け業者の費用（慈善団体、高等教育機関、科学研究期間、医療団体、個人若しくはパートナーシップ） - 消耗品（原料、水道光熱費） ➤ 対象とならない費用

項目	概要
	- 物品・サービスの生産及び配布 - 資本支出 - 土地の費用 - 特許及び商標 - 家賃若しくは地方固定資産税
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する研究開発費の税額控除の上限引き上げ
措置の概要	➤ 既存制度 法人税を納める事業者は、研究開発に関するプロジェクトに係る費用を控除することができる。(研究開発費の税額控除 (RDEC) が 2016 年に the large company scheme に代替された)。2018 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月までは 12% の研究開発費の控除割合が適用された。 ➤ 変更後 2020 年 4 月 1 日から 13% に引き上げられた。
発表日	2020 年 3 月 20 日
施行日	2020 年 4 月 1 日
廃止予定日	—
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額 (財政赤字 への影響額)	—
情報源	https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-research-and-development-rd-relief#history
追加情報源	https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-research-and-development-tax-relief-for-large-companies

6) 一時帰休中の国民保険料等の免除

図表 6-6 国民保険料等に係る措置

項目	概要			
税目	雇用者国民保険料、最低自動加入雇用者年金拠出金			
制度・パッケージ名（法律名）	Coronavirus Job Retention Scheme			
政策目的	一時帰休者の賃金を支援することにより、経済的負担を軽減し、雇用を守り、恒久的な廃業のリスクを減らし（一時的な廃業や縮小を支援し）、大幅な収入減のリスクを減らす 出典："Coronavirus Job Retention Scheme：Evaluation Plan " HM Revenue & Customs、December 2020			
措置対象	➤ 対象者 すべての事業者（業種、規模を問わない）			
	➤ 雇用主負担の国民保険料			
	分類	月給別の保険料率（%）		
		520～732 ポンド	732.01～ 4,167 ポンド	4,167 ポンド超
	A（B～Z 以外）	0	13.8	13.8
	B（既婚若しくは未亡人の女性）	0	13.8	13.8
	C（年金受給年齢を超える従業員）	0	13.8	13.8
	H（国民保険料を別の仕事で支払い済みの従業員）	0	0	13.8
	J（25 歳未満の見習い）	0	13.8	13.8
	M（21 歳未満の従業員）	0	0	13.8
Z（21 歳未満で国民保険料を別の仕事で支払い済みの従業員）	0	0	13.8	
	➤ 最低自動加入雇用者年金 3%			
措置項目	免除			

業種特定の有無	無
措置の要旨	一時帰休従業員に対する国民保険料の雇用主負担分の免除
措置の概要	➤ 既存制度 雇用主は最大 13.8%の国民保険料と 3%の最低自動加入年金を負担する。 ➤ 変更（2020 年 3 月 20 日） 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間、一時帰休中である従業員の賃金の 80%（月 2,500 ポンドを上限とする）を支援する。雇用主は、雇用主の国民保険料および最低自動加入雇用者年金（3%）を請求でき、政府が負担する。 ➤ 変更（2020 年 5 月 12 日） 適用期間を 2020 年 7 月末まで延長する。8 月 1 日からは雇用主は通常どおり国民保険料及び最低自動加入年金を支払うこととなる。
発表日	2020 年 3 月 20 日
施行日	2020 年 3 月 1 日
廃止予定日	2020 年 6 月 30 日（スキームは継続中）
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	2020 年 3 月から 6 月までに 960 万人（全体の 32%）が一時帰休となり、116 万人（全体の 61%）の雇用主が請求を行った。 出典：”Official Statistics Coronavirus Job Retention Scheme statistics: August 2020” HM Revenue & Customs, 21 August 2020
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/945800/The_Coronavirus_Job_Retention_Scheme_CJRS_Evaluation_Plan.pdf
追加情報源	https://www.gov.uk/national-insurance-rates-letters https://www.gov.uk/workplace-pensions/what-you-your-employer-and-the-government-pay

7) 付加価値税に関する措置の導入延期

図表 6-7 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	リバースチャージ
政策目的	事業者が新型コロナウイルスに対応し、準備する時間を持てるようにするために、リバースチャージの導入を延期する。 出典："Policy paper: Revenue and Customs Brief 7 (2020): domestic reverse charge VAT for construction services - delay in implementation" HM Revenue & Customs, 5 June 2020
措置対象	➤ 対象者 - 英国において付加価値税を登録している個人若しくは事業者 - 建設業界スキームで報告される（建設業界スキームとは、契約者が下請け郷社の賃金から控除し、税・国民保険料として届け出る仕組みをいう） ➤ 対象となるサービス - 建物または構造物の建設や改築 - 道路工事や掘削と港湾、鉄道のように土地と関わる工事の建設、改築、修繕、拡張、取り壊し - 暖房や照明、電力供給、空調のシステムの設置 - 建設や改築の最中に行われる建物と構造物の内部清掃 - 建物や建造物の内部または外面の塗装や装飾
措置項目	導入延期
業種特定の有無	有
措置の要旨	付加価値税に関する措置の導入延期
措置の概要	➤ 当初の予定 クロスボーダー取引（国境を超えた取引）において、サービスは税関を通過しないため国境税調整はできない。サービス輸入に対する課税にリバースチャージ方式を用いることがあり、自国政府はサービスの提供者である国外事業者に対して直接課税することが困難であるため、代わりにサービスの購入者である国内事業者に対して課税する（国内事業者には納税義務が発生すると同時に、同額の仕入税額控除が認められるため、国内事業者には新たな負担が生じるわけではない）。建設業界の付加価値税に係る不正行為を取り締まるため、本規則を 2020 年 10 月 1 日に導入する。

	変更後 2021 年 3 月 1 日に導入を延期する。														
発表日	2020 年 6 月 5 日														
施行日	2021 年 3 月 1 日														
廃止予定日	—														
予想コスト (当初予算額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額 (億ポンド)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>0.55</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>-0.1</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>-0.05</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>(*)</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※マイナスの値は歳入を示す ※(*)は無視できるほど少ない値を示す 出典: "Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額 (億ポンド)	2020-21	0.55	2021-22	-0.1	2022-23	-0.05	2023-24	(*)	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額 (億ポンド)														
2020-21	0.55														
2021-22	-0.1														
2022-23	-0.05														
2023-24	(*)														
2024-25	0														
2025-26	0														
適用実績 (件数、適用額)	—														
減収額 (財政赤字 への影響額)	—														
情報源	https://www.gov.uk/government/publications/revenue-and-customs-brief-7-2020-domestic-reverse-charge-vat-for-construction-services-delay-in-implementation/revenue-and-customs-brief-7-2020-domestic-reverse-charge-vat-for-construction-services-delay-in-implementation														
追加情報源	https://www.gov.uk/guidance/vat-domestic-reverse-charge-for-building-and-construction-services https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn00814/														

8) 大企業に対する法人税の還付

図表 6-8 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人税
制度・パッケージ 名 (法律名)	—
政策目的	—
措置対象	ある会計年度の利益が 1,500 万ポンドを超え 2,000 万ポンドを下回る企業は、法人税を電子で四半期ごとに分割で支払わなければならない。 (例外的に、利益が 1500 万ポンドを超えていても分割納税が不要な企業) ・会計年度の合計負担額が 10,000 ポンドを下回る (すなわち、会計年度が 12 ヶ月より短く、年率 10,000 ポンド未満) ・会計年度の利益が 1000 万ポンドを超えず、以下のいずれかに当てはまる - 過去 12 カ月の間のある時点で存在しなかった、もしくは会計年度がなかった - 過去 12 カ月間で終了した会計年度について、年間利益が 150 万ポンドを超えなかった若しくは年間税負担が 10,000 ポンドを超えなかった
措置項目	還付
業種特定の有無	無
措置の要旨	大企業に対する法人税の還付
措置の概要	既存制度 最新の会計処理の次回支払期日を確認後、法人税額が予定より少ない場合、還付を請求することができる。その際、歳入関税庁に以下を示す必要がある。 - 還付されるべき額 - 支払い後の環境の変化によるとされる根拠 (当初計算した際よりも減少する可能性のある税負担額、累計の支払いが修正された負担額を超過する) 変更 (2020 年 6 月 16 日) 例外的な状況により、会計年度が終了する前に法人税の義務が予定より減った場合、還付を請求できる。
発表日	2020 年 6 月 16 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績	—

項目	概要
(件数、適用額)	
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-paying-in-instalments

9) 接客業・観光業に対する付加価値税の税率引き下げ

図表 6-9 付加価値税に係る措置

項目	概要														
税目	付加価値税														
制度・パッケージ名（法律名）	雇用計画														
政策目的	接客業の雇用を守る観点から、付加価値税の税率引き下げを講ずる。 出典："News story: Chancellor's Plan for Jobs to help the UK's recovery" HM Treasury, 8 July 2020														
措置対象	➤ 接客業 食事と非アルコール飲料を提供する（レストラン、カフェ、パブ） ➤ 宿泊業 - 眠る場所を提供する - 休暇用の宿泊施設を提供 - 移動住宅、関連施設の費用を課す - テント・キャンプ施設の費用を課す ➤ 特定のアトラクション - 現行では標準税率が課せられている入場料 （例）ショー、劇場、サーカス、フェア、アミューズメント施設、コンサート、博物館、動物園、映画館、展覧会、類似の文化的施設 - アトラクション （例）プラネタリウム、植物園、スタジオツアー、工場見学ツアー														
措置項目	減税														
業種特定の有無	有														
措置の要旨	事業者に対する付加価値税の税率引き下げ														
措置の概要	➤ 既存制度 英国では 3 種類の付加価値税率が適用されており、標準税率は 20%（ほとんどの商品やサービス）、軽減税率は 5%（家庭用燃料、電力、チャイルドシートなど）、ゼロ税率は 0%（食料品（一部除く）、子供服、水道水、新聞、医薬品、居住用建物など）となっている。電子出版物には 20%の付加価値税率が適用される。ホスピタリティ、宿泊施設、特定のアトラクションへの入場について 20%の付加価値税率が適用される。 ➤ 変更（2020 年 7 月 8 日） 2020 年 7 月 15 日から 2021 年 1 月 12 日の期間は、一時的に 5%に引き下げる。 ➤ 変更（2020 年 9 月 24 日） 適用期間を 2021 年 3 月 31 日まで延長する。 ➤ 変更（2021 年 3 月 3 日） 適用期間を 2021 年 9 月末まで延長し、その後 2022 年 3 月 31 日までの 6 カ月間は付加価値税の税率を 12.5%とする。														
発表日	2020 年 7 月 8 日														
施行日	2020 年 7 月 15 日														
廃止予定日	2021 年 9 月 30 日														
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>25.40</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）	2020-21	25.40	2021-22	0	2022-23	0	2023-24	0	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	25.40														
2021-22	0														
2022-23	0														
2023-24	0														
2024-25	0														
2025-26	0														
適用実績 （件数、適用額）	観光業・接客業の対象事業者は 150,000 件、240 万人 出典："Budget 2021 Protecting the jobs and livelihoods of the british people" HM Treasury, March 2021														

減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/guidance/vat-reduced-rate-for-hospitality-holiday-accommodation-and-attractions

(2) 家計・生活者向け支援

1) 納税者に対する就労税控除の増額

図表 6-10 所得税に係る措置

項目	概要														
税目	所得税														
制度・パッケージ名（法律名）	就労税額控除														
政策目的	コロナウィルス感染拡大中の支援策として、就労税控除の基礎控除を増額する。 出典："News story Increase to Working Tax Credits - what this means" HM Revenue & Customs														
措置対象	➤ 対象者 - 児童税額控除を受けている者（児童税額控除とは、16 歳未満（フルタイムの教育又は訓練に従事している場合は 20 歳未満）の児童を有する家族に対して与えられる） - ユニバーサルクレジットの受給者は対象外※ユニバーサルクレジットは、低所得者に対して税額控除に相当する定額を所得に関わることなく給付する公的扶助で、2019 年 7 月から就労税額控除をユニバーサルクレジットに移行中、2024 年 12 月に移行完了予定） ➤ 勤労時間 - 25 歳～29 歳：最低 30 時間 - 60 歳以上：最低 16 時間 - 障害者：最低 16 時間 - 子供が 1 人以上いるひとり親家庭：最低 16 時間 - 子供が 1 人以上いる家庭：合計 24 時間（うち 1 人分は最低 16 時間） ➤ 勤労と見なされる者 - 労働者若しくは従業員 - 自営業者 - 上記両方 ※自営業者の場合、以下の要件を満たす必要がある： 利益を生んでいる、若しくは利益を生む明確な計画がある ・定期的に働いている ・領収書、請求書のような事業の記録をつけている ・免許若しくは保険のような業務に適用される規制に従っている														
措置項目	控除														
業種特定の有無	無														
措置の要旨	納税者に対する就労税控除の増額														
措置の概要	➤ 既存制度 就労税額控除は、低所得者向の所得を押し上げる公的扶助である。 2019 年度は 1,960 ポンドの基礎控除額が適用された。 ➤ 変更（2020 年 3 月 23 日） 2020 年 4 月 6 日から 2021 年 4 月 5 日までの期間は基礎控除額を最大 3,040 ポンドに引き上げる。														
発表日	2020 年 3 月 23 日														
施行日	2020 年 4 月 6 日														
廃止予定日	2021 年 4 月 5 日														
予想コスト（当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>60.60</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>-0.05</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※ユニバーサルクレジットとの合算	年度	金額（億ポンド）	2020-21	60.60	2021-22	0.1	2022-23	-0.05	2023-24	0	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	60.60														
2021-22	0.1														
2022-23	-0.05														
2023-24	0														
2024-25	0														
2025-26	0														

項目	概要
	※マイナスの値は歳入を示す 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020
適用実績 (件数、適用額)	2020 年 12 月時点で、150 万世帯が受け取った、若しくは対象となっている。 出典："Budget 2021 Protecting the jobs and livelihoods of the British people" HM Treasury, March 2021
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance/tax-credits-child-benefit-and-guardians-allowance

2) 事業者が従業員に提供する、ホームオフィス用機器の費用に対する所得税及び国民保険料の免除

図表 6-11 所得税・国民保険料に係る措置

項目	概要
税目	所得税、国民保険料
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナ禍で、雇用者及び在宅勤務をする必要のある従業員の負担を最小限に抑える観点から、ホームオフィス機器の払い戻し費用の控除を講ずる。 出典："Policy paper: Income Tax and National Insurance contributions: exemption for home-office expenses" 22 May 2020
措置対象	➤ 対象となる従業員 - 職場が閉鎖された - 隔離指示に従っている ※一時帰休中の労働者は対象外 ➤ 対象となる機器・サービス・生活必需品 - 携帯電話及び SIM カードは、私用に限定せずに付与している場合、従業員 1 人につき 1 つまで非課税となる - ブロードバンドは、在宅勤務にネットワーク接続を必要とし、まだ利用可能な状態でなければ、費用は雇用主が精算できる。ただし、業務用とし、私的利用は制限されること。 - ラップトップ、タブレット、コンピュータ、オフィス用品は、主目的を業務用とし、著しい私的利用がなければ対象となる。 ➤ 従業員が購入した機器で雇用主が精算できる要件 - 従業員が在宅勤務用のオフィス機器を購入する必要がある場合は、事前に雇用主に相談すること。 - 雇用主が実際の購入費用を精算する場合、著しい私的利用がないこと。 - 雇用主が精算しない場合、完全に勤労義務を果たす上でやむをえず費用が生じた範囲で、従業員は確定申告の際に課税免除を請求できる。 - 従業員は、購入履歴を保管しておき、正確な費用を請求すること。
措置項目	免税
業種特定の有無	無
措置の要旨	雇用主が従業員に提供する、ホームオフィス機器の費用に対する所得税及び国民保険料の免除
措置の概要	➤ 既存制度 雇用者がホームオフィス機器を直接提供する場合、機器の所有権は雇用主に属し、機器の私的利用は著しくないため、所得税及び社会保険料は免除される。しかし、従業員が自らのホームオフィス機器を購入し、雇用者が精算する場合、所得税及び国民保険料が課せられる ➤ 変更（2020 年 3 月 26 日） 新型コロナウイルス危機により在宅勤務を行う労働者に対し、措置の対象者、対象となる機器が発表されている。新型コロナウイルスの感染拡大により在宅勤務が奨励され、従業員がホームオフィス機器を所有し、その費用を雇用者が精算する場合、所得税及び国民保険料は免除される。 ➤ 変更（2020 年 6 月 12 日） 雇用主が提供したオフィス機器を雇用主に返還する場合は、所有権は雇用主に属するため、課税されない。所有権を従業員に移す場合は、その時点の機器の市場価格から、機器に対して従業員が支払った分を差し引いた金額が精算される。
発表日	2020 年 3 月 26 日
施行日	2020 年 3 月 26 日
廃止予定日	—
予想コスト	推定不可

項目	概要
(当初予算額)	出典：”COVID-19 Cost Tracker” National Audit Office Website
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/guidance/check-which-expenses-are-taxable-if-your-employee-works-from-home-due-to-coronavirus-covid-19#who-is-not-affected

3) 従業員に対して支給する在宅勤務手当の税額控除

図表 6-12 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	在宅勤務をしなければならない場合の追加費用を賄うために、非課税となる基準額を増額する。 出典：”Press release 54,800 customers claim tax relief for working from home” HM Revenue & Customs
措置対象	➤ 対象となる従業員 - 職場が閉鎖された - 隔離指示に従っている ➤ 対象となる経費 - 電気、暖房装置、ブロードバンドに毎週支払われる 6 ポンド（追加の費用を記録しておく必要はない） - 週 6 ポンドを上回る場合の正確な費用（領収書、請求書、契約書をとっておくこと）
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	従業員に対して支給する在宅勤務手当の所得税額控除額の引き下げ
措置の概要	➤ 既存制度 在宅勤務の手当として、毎週 4 ポンド支払われる。 ➤ 変更（2020 年 3 月 26 日） 2020 年 4 月 6 日から、在宅勤務に必要となる経費として毎週払われる 6 ポンドを控除の対象とする。控除額は税率によって決定される。例えば、20%の所得税が適用されるのであれば、6 ポンド/週のうち、1.2 ポンドが控除される。
発表日	2020 年 3 月 26 日
施行日	2020 年 4 月 6 日
廃止予定日	—
予想コスト (当初予算額)	推定不可 出典：”COVID-19 Cost Tracker” National Audit Office Website
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/guidance/check-which-expenses-are-taxable-if-your-employee-works-from-home-due-to-coronavirus-covid-19#history
追加情報源	https://www.gov.uk/tax-relief-for-employees/working-at-home

4) 個人用防護具に対する付加価値税の免除

図表 6-13 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	最前線で働く人々がコロナウィルスからの防護のために使用するマスクを購入するうえで負担を緩和する観点から、マスクへの付加価値税を免除する。 出典：”Policy paper: VAT zero rating for personal protective equipment” HM Revenue & Customs, 3 July 2020

項目	概要														
措置対象	➤ 対象者 感染予防のために個人用防護具を購入する事業者及び個人 ➤ 対象となる個人用防護具 2020年5月1日から10月31日までに製造された個人用防護具（PPE）で、2020年4月24日のガイダンスで使用が推奨されているもの。既存の在庫から製造された製品も対象となる。 （例） - 使い捨て手袋 - 使い捨てプラスチックエプロン - 使い捨て防水作業服若しくはガウン - 手術用マスク - 保護マスク - 目や顔を保護するもの														
措置項目	免税														
業種特定の有無	無														
措置の要旨	個人用防護具に対する付加価値税の免除														
措置の概要	➤ 既存制度 英国では3種類の付加価値税率が適用されており、標準税率は20%（ほとんどの商品やサービス）、軽減税率は5%（家庭用燃料、電力、チャイルドシートなど）、ゼロ税率は0%（食料品（一部除く）、子供服、水道水、新聞、医薬品、居住用建物など）となっている。マスク等の個人用防護具には20%の付加価値税率が適用される。 ➤ 変更（2020年4月30日） 2020年5月1日から2020年10月31日の間、付加価値税が免除される。														
発表日	2020年4月30日														
施行日	2020年5月1日														
廃止予定日	2020年10月31日														
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>9.6</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典：“Policy costings: November 2020” HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）	2020-21	9.6	2021-22	0	2022-23	0	2023-24	0	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	9.6														
2021-22	0														
2022-23	0														
2023-24	0														
2024-25	0														
2025-26	0														
適用実績 （件数、適用額）	—														
減収額（財政赤字への影響額）	—														
情報源	https://www.gov.uk/government/publications/revenue-and-customs-brief-4-2020-temporary-vat-zero-rating-of-personal-protective-equipment-ppe														
追加情報源	https://www.gov.uk/guidance/pay-no-import-duty-and-vat-on-medical-supplies-equipment-and-protective-garments-covid-19#:~:text=You%20may%20be%20able%20to,VAT%20zero%20rating%20of%20PPE														

5) 個人用防護具に対する関税・輸入付加価値税の免税

図表 6-14 関税・輸入付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	関税・輸入付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	—
措置対象	➤ 以下に該当する英国に拠点を置く機関若しくは機関の代表が輸入するもの - 国の組織（国の機関、公共団体、その他の公法上の機関を含む） - 主官庁によって承認されたその他の慈善団体または博愛団体 （慈善委員会、スコットランド慈善委員会監督局の登録機関、福祉に特化した国家組織、福祉目的の非営利団体（病院、青少年団体、高齢者用施設、孤児院、児童養護施設、等） ➤ 対象となる物品

項目	概要														
	- コロナウィルス感染者、その危険にある者、コロナウィルス感染症対策に関係者に無料で配布されるもの - 使用する組織の所有物であること 保護具、その他の関連する医療機器、またはコロナウィルス発生のための機器の輸入に適用される。														
措置項目	免除														
業種特定の有無	無														
措置の要旨	個人用防護具に対する関税・輸入付加価値税の免除														
措置の概要	➤ 既存制度 EU 域外から物品を輸入すると、英国内で購入した場合と同様の付加価値税が課される。 ➤ 変更（2020 年 3 月 31 日） 2020 年 1 月 31 日から 2020 年 7 月 31 日の間、関税及び輸入付加価値税が免除される。 ➤ 変更（2020 年 7 月 24 日） 適用期間を 2020 年 10 月 31 日まで延長する。 ➤ 変更（2020 年 10 月 30 日） 適用期間を 2020 年 12 月 31 日まで延長する。														
発表日	2020 年 3 月 31 日														
施行日	2020 年 1 月 30 日														
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日														
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>10.90</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）	2020-21	10.90	2021-22	0	2022-23	0	2023-24	0	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	10.90														
2021-22	0														
2022-23	0														
2023-24	0														
2024-25	0														
2025-26	0														
適用実績 （件数、適用額）	—														
減収額（財政赤字 への影響額）	—														
情報源	https://www.gov.uk/guidance/pay-no-import-duty-and-vat-on-medical-supplies-equipment-and-protective-garments-covid-19#:~:text=You%20may%20be%20able%20to,VAT%20zero%20rating%20of%20PPE														
追加情報源	https://www.gov.uk/government/news/chancellor-waives-duties-and-vat-on-vital-medical-imports														

6) 電子書籍に対する付加価値税の免税

図表 6-15 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ 名（法律名）	—
政策目的	コロナ危機の中在宅している読者に対し、エンターテインメントをより手軽に楽しめるものにする観点から、電子出版物の付加価値税を免除する。 出典："News story: VAT scrapped on E-publications" HM Treasury, 30 April 2020
措置対象	➤ 対象 本、小冊子、カタログ、パンフレット、リーフレット、新聞、雑誌を含むジャーナル・定期刊行物、子供向け絵本・塗り絵 ➤ 対象とならない品目 - 広告：電子出版物の半分以上が広告、音声、動画（例：オークションハウスが出品物の情報を載せたもの） - オーディオブック：書籍を電子化したものではないもの（例：聞くためだけに著名な俳優が読み上げたもの） - 知的財産（電子であっても対象外。工業用、芸術用、工学用、商業用、類似の目的の設計図、図面）
措置項目	免税
業種特定の有無	無
措置の要旨	電子出版物に対する付加価値税の免税

項目	概要														
措置の概要	➤ 既存制度 英国では3種類の付加価値税率が適用されており、標準税率は20%（ほとんどの商品やサービス）、軽減税率は5%（家庭用燃料、電力、チャイルドシートなど）、ゼロ税率は0%（食料品（一部除く）、子供服、水道水、新聞、医薬品、居住用建物など）となっている。印刷物の付加価値税率は0%であるが、電子出版物には20%の付加価値税率が適用される。 ➤ 変更（2020年3月11日） 2020年12月1日から特定の出版物の付加価値を免除する予定を発表。 ➤ 変更（2020年4月30日） 2020年12月1日からの導入を前倒しし、2020年5月1日からの実施を発表。														
発表日	2020年3月11日、措置を発表 2020年4月30日、開始時期の繰り上げを発表														
施行日	2020年5月1日														
廃止予定日	2020年3月11日														
予想コスト （当初予算額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>金額（億ポンド）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020-21</td><td>0.95</td></tr> <tr> <td>2021-22</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2022-23</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2023-24</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2024-25</td><td>0</td></tr> <tr> <td>2025-26</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> "Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020	年度	金額（億ポンド）	2020-21	0.95	2021-22	0	2022-23	0	2023-24	0	2024-25	0	2025-26	0
年度	金額（億ポンド）														
2020-21	0.95														
2021-22	0														
2022-23	0														
2023-24	0														
2024-25	0														
2025-26	0														
適用実績 （件数、適用額）	—														
減収額（財政赤字への影響額）	—														
情報源	https://www.gov.uk/guidance/zero-rate-of-vat-for-electronic-publications														
追加情報源	https://www.gov.uk/government/publications/vat-zero-rating-e-publications/vat-zero-rating-e-publications														

7) 土地印紙税の税率引き下げ

図表 6-16 土地印紙税に係る措置

項目	概要
税目	印紙税
制度・パッケージ名（法律名）	雇用計画
政策目的	家屋を自由に移動、売買、改修、改築できるようにする観点から、印紙税の税率引き下げを講ずる。 出典："News story: Chancellor's Plan for Jobs to help the UK's recovery" HM Treasury, 8 July 2020
措置対象	2020 年 7 月 8 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間に居住用住宅を購入する者
措置項目	減税
業種特定の有無	無
措置の要旨	土地印紙税の税率引き下げ
措置の概要	➤ 既存制度 イングランド及び北アイルランドで特定の価格を上回る資産を購入すると、印紙税を支払う必要がある（スコットランド、ウェールズの場合、別の税が課される）。

項目	概要		
	用途	不動産評価額（ポンド）	税率（％）
	居住用	～500,000	0
		500,000 超～925,000	5
		925,000 超～1,500,000	10
		1,500,000 超	12
➤ 変更（2021 年 3 月 3 日） イングランド及び北アイルランドにおいて、適用期間を 2021 年 6 月末まで延長する。2021 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間、不動産評価額 250,000 まで土地印紙税を免除する。2020 年 10 月 1 日以降は既存制度に戻る。			
発表日	2020 年 7 月 8 日		
施行日	2020 年 7 月 8 日		
廃止予定日	2021 年 6 月 30 日		
予想コスト （当初予算額）	年度	金額（億ポンド）	
	2020-21	22.95	
	2021-22	10.40	
	2022-23	-0.05	
	2023-24	(*)	
	2024-25	-0.05	
	2025-26	(*)	
	※マイナスの値は歳入を示す。 ※(*)は無視できるほど小さい値を示す 出典："Policy costings: November 2020" HM Treasury, November 2020		
適用実績 （件数、適用額）	—		
減収額（財政赤字 への影響額）	—		
情報源	https://www.gov.uk/guidance/stamp-duty-land-tax-temporary-reduced-rates		

8) 家庭に対するチャイルドケアに関する非課税措置

図表 6-17 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	2020年度予算案
政策目的	コロナウイルスによる影響を受けた家庭を支援する観点から、非課税のチャイルドケアを実施する。 出典："Tax Free Childcare: parents whose income has been affected by Covid-19 will still receive support" HM Revenue & Customs, 5 August 2020
措置対象	➤ 対象者 - 就労している、傷病休暇若しくは年次休暇中である、育児休暇中である（就労していない場合、31日以内に就労すれば申請できる） - 今後3か月間の収入が少なくとも国内最低賃金を満たす - 子供が11歳以下であり、通常、申請者と同居している - 国民保険番号を有し、①英国若しくはアイルランド市民、②2021年1月1日より前に定住している、若しくは③公的基金にアクセスできる ➤ 使途 - 登録された保育士、ベビーシッター、デイキャンプ、保育園、クラブ - 登録された保育団体の保育士、ベビーシッター - 登録された学校 - 登録された家庭内保育団体の職員 によって提供される保育 ※なお、登録は各地域で行われる： ・イングランド：Ofsted ・ウェールズ：Care Inspectorate Wales

項目	概要
	・ スコットランド：the Scottish Care Inspectorate ・ 北アイルランド：the local early years team register
措置項目	非課税
業種特定の有無	無
措置の要旨	家庭に対するチャイルドケアの非課税
措置の概要	➤ 既存制度： 2018 年、Tax-free Childcare が導入され、育児費用が補助されるようになった。12 歳未満の子供 1 人当たり年額 2,000 ポンドを上限に（障害児は 4,000 ポンド）、オンライン口座に 8 ポンドにつき 2 ポンド追加される。ただし、2,000 ポンド全額を受け取るには、育児に年額 10,000 ポンド費やし、受給状況と資格を 3 カ月おきに確認する必要がある。 （子供の 11 回目の誕生日が過ぎた後の 9 月 1 日に資格は失効する。障害児の場合、15 回目若しくは 16 回目の誕生日を過ぎた後の 9 月 1 日に資格は失効する。） ➤ 変更（2020 年 8 月 5 日） これまで対象となっていた家庭で、 ・ コロナウィルスの影響により最低所得の条件を下回った家庭 ・ コロナウィルスによる労働時間が増加し所得の上限を超える可能性のある家庭 また、以下のとおり、コロナウィルスにより勤務形態が変化した場合 ・ コロナウィルス雇用維持スキームの元で一時帰休中 ・ 自営業者所得支援スキームの給付を申請中
発表日	2020 年 8 月 5 日
施行日	—
廃止予定日	2020 年 10 月 31 日
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.mynewsdesk.com/uk/hm-revenue-customs-hmrc/pressreleases/support-for-working-families-affected-by-coronavirus-given-an-extra-boost-3024707
追加情報源	https://www.gov.uk/tax-free-childcare?step-by-step-nav=d78aeaf6-1747-4d72-9619-fl6efb4dd89d

9) 新型コロナウイルスの抗原検査の精算に対する所得税及び国民保険料の免除

図表 6-18 所得税・国民保険料に係る措置

項目	概要
税目	所得税、国民保険料
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	従業員に対する金銭的負担を最小限に抑え、新型コロナウイルスの抗原検査費用について従業員に対し精算する雇用主への国民保険料及び報告義務を最小限に抑える目的で、抗原検査に係る所得税及び国民保険料の免除を講ずる。 出典：“Policy paper: Income Tax and National Insurance contributions exemption for employer-reimbursed coronavirus antigen tests” HM Revenue & Customs, 15 December 2020
措置対象	➤ 対象者 - 従業員が新型コロナウイルスの抗原検査を受ける費用を精算する雇用主 - 関連する検査費用を雇用主から精算される従業員 ➤ 対象となる抗原検査 重症急性呼吸器症候群コロナウィルス 2（SARS-CoV-2）に特異的なウィルス抗原またはウィルス性リボ核酸（RNA）の存在を検出できる検査
措置項目	免税
業種特定の有無	無
措置の要旨	新型コロナウイルスの抗原検査の精算に対する所得税及び国民保険料の免除
措置の概要	➤ 既存制度 従業員に対する精算費用は雇用から生じる収入と見なされ、従業員及び雇用主に対して国民保険料の支払い義務が発生する。

項目	概要
	➤ 変更（2020年12月15日） 雇用主が従業員に新型コロナウイルス抗原検査の費用を精算するために従業員に支払う費用は、国民保険料の対象から除外される。従業員や雇用主の国民保険料の負担はない。2021年1月25日以降、2021年4月5日までの間に行われた新型コロナウイルス抗原検査の費用のために従業員に支払われた前払い金または払い戻しに適用される。この措置が発効する前の2020年から2021年の課税年度中に行われた関連する前払い金または償還金については、HMRCはその徴収・管理権限を行使し、関連するコロナウイルス抗原検査の償還金に係る国民保険料または所得税の徴収を行わない。
発表日	2020年12月15日
施行日	2021年1月25日
廃止予定日	2021年4月5日
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.gov.uk/government/publications/income-tax-exemption-for-employer-reimbursed-coronavirus-antigen-tests/income-tax-exemption-for-employer-reimbursed-coronavirus-antigen-tests
追加情報源	—

7. ドイツにおける税制措置一覧

(1) 事業者向け支援

1) 事業者に対する法人税・付加価値税の納税猶予

図表 7-1 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人税、付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナウイルスがもたらす若しくはもたらし得る相当な経済的損害を踏まえ、過度の困難を回避する観点から、納税猶予を講ずる。 出典：“Steuerliche Maßnahmen zur Berücksichtigung der Auswirkungen des Coronavirus (COVID-19/SARS-CoV-2)” Bundesministerium der Finanzen, 19 März 2020
措置対象	コロナウイルスの影響を受けている全ての事業者（経済的損害の金額に拘らない）
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する法人税の納税猶予
措置の概要	➤ 既存制度 法人税を四半期に一度納税する。付加価値税を5月31日までに納税する。 ➤ 変更（2020年3月19日） 新型コロナウイルスの影響を受ける企業の法人税納税を猶予する。企業は、コロナ危機により問題が発生したことを自ら証明する必要がある。2020年12月31日以降を期限とする場合も納税猶予の要請は具体的に調整される。 ➤ 変更（2020年12月22日） 2021年6月30日まで延期できる。2021年3月31日を期限とする税金は、遅くとも2021年12月31日まで分割納付すれば2021年6月30日を超えても猶予が認められる。6月30日までの納税猶予及び12月31日までの分割納付には厳格な要件は不要である。納税者が生じた損害の詳細な根拠を提示できなくとも申請は却下されない。納税猶予に伴い利息は発生しない。
発表日	2020年3月19日
施行日	—
廃止予定日	2021年6月30日 https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Weitere_Steuerthemen/Abgabenordnung/2020-12-22-steuerliche-massnahmen-zur-beruecksichtigung-der-auswirkungen-des-coronavirus-verlaengerung.pdf?__blob=publicationFile&v=2
予想コスト （当初予算額）	—

項目	概要
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-20-Tax-measures-to-assist-businesses.html
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Weitere_Steuerthemen/Abgabenordnung/2020-12-22-steuerliche-massnahmen-zur-beruecksichtigung-der-auswirkungen-des-coronavirus-verlaengerung.pdf?__blob=publicationFile&v=2 https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Weitere_Steuerthemen/Abgabenordnung/2020-04-23-verlaengerung-der-erklarungsfrist-fuer-vierteljaehrliche-und-monatliche-lohnsteueranmeldungen-waehrend-der-corona-krise.html

2) 事業者に対する個人所得税、法人税及び付加価値税等の滞納処分・延滞税賦課の免除

図表 7-2 個人所得税、法人税及び付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	所得税 法人税 付加価値税 輸入売上税 エネルギー税 航空税 保険税
制度・パッケージ 名（法律名）	全ての企業を支援する租税措置
政策目的	コロナウィルスがもたらす若しくはもたらし得る相当な経済的損害を踏まえ、過度の困難を回避する観点から、滞納分への処分停止を講ずる。 出典：“Steuerliche Maßnahmen zur Berücksichtigung der Auswirkungen des Coronavirus (COVID-19/SARS-CoV-2)” Bundesministerium der Finanzen, 19 März 2020
措置対象	コロナウィルスの影響を受けている全ての事業者 (経済的損害の金額に拘らない)
措置項目	滞納処分
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する個人所得税、法人税及び付加価値税の滞納処分・延滞税賦課の免除
措置の概要	➤ 既存制度 申告期限を過ぎると、銀行の現金残高の差し押さえや、年金受給権の差し押さえ等に強制措置がとられる。また、税務署が税金の請求権を確保するために、毎月の年金の一部を課税のために留保される可能性があり、その後の納税申告の際の前納金として相殺される。 ➤ 変更（2020年3月19日） 2020年12月31日までに納付期限が既に到来した、または到来する税金については、2020年12月31日までの間、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者が納税を滞納しても処分されない。 ➤ 変更（2020年12月22日） 2021年3月31日までに税務署に通知すれば、2021年3月31日を期限とする税金についての処分は2021年6月30日まで免除される。2021年1月1日から6月30日までの間に発生する延滞賦課金は原則的に免除される。適切な分割納付に合意できれば、延滞処分の免除は遅くとも2021年12月31日まで延長され、延滞賦課金も免除される。
発表日	2020年3月19日
施行日	—
廃止予定日	2021年6月30日
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-20-Tax-measures-to-assist-businesses.html
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2020/12/2020-12-02-

項目	概要
	unternehmen-sparen-weiter-energie-und-erhalten-teilentlastung-von-strom-und-energiesteuer.html

3) 事業者に対する所得税及び法人税の予納額の調整

図表 7-3 所得税、法人税、営業税に係る措置

項目	概要
税目	所得税 法人税 営業税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナウィルスがもたらす若しくはもたらし得る相当な経済的損害を踏まえ、過度の困難を回避する観点から、納税の前払いを講ずる。 出典：“Steuerliche Maßnahmen zur Berücksichtigung der Auswirkungen des Coronavirus (COVID-19/SARS-CoV-2)” Bundesministerium der Finanzen, 19 März 2020
措置対象	コロナウィルスの影響を受けている全ての事業者（経済的損害の金額に拘らない）
措置項目	予納
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する所得税、法人税、営業税の予納額の調整
措置の概要	➤ 既存制度 四半期に一度予納する必要がある。 ➤ 変更（2020年3月19日） コロナウィルスの影響を受ける前の2019課税年度の所得をもとに算出された所得税等を2020課税年度に支払う必要があるが、2020課税年度の所得が2019課税年度よりも下がることが明確であれば、予納額の算定を終えた後でも、各税務署に申請を行い、早急に予納額を引き下げることができる。法人税、所得税の予納額を調整できる背景を受けて、営業税も予納額を調整することができる。 ➤ 変更（2020年12月22日） 2021年の支払い分も調節できる。厳格な要件は不要である。納税者が生じた損害の詳細な根拠を提示できなくても申請は却下されない。
発表日	2020年3月19日
施行日	—
廃止予定日	2021年12月31日
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-20-Tax-measures-to-assist-businesses.html
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2020/12/2020-12-02-unternehmen-sparen-weiter-energie-und-erhalten-teilentlastung-von-strom-und-energiesteuer.html

4) 薬局に対する消毒剤に使用するアルコールの付加価値税免除

図表 7-4 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナウィルスの感染により消毒剤の需要が劇的に高まっていることから、消毒剤製造の観点から、アルコールの課税免除を講ずる。 出典：“Tax measures to assist all business-es affected by the coronavirus pandemic” Federal Ministry of Finance Website
措置対象	薬局
措置項目	免税

項目	概要
業種特定の有無	有
措置の要旨	薬局に対する消毒剤に使用するアルコールの付加価値税免除
措置の概要	➤ 既存制度 ドイツの付加価値税には2種類あり、標準税率は19%、軽減税率は7%適用される。アルコールは標準税率が適用される。 ➤ 変更（2020年3月19日） 薬局で使用されるアルコールに課される付加価値税を免除する。
発表日	2020年3月19日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-20-Tax-measures-to-assist-businesses.html

5) 事業者に対する欠損金繰戻による還付

図表 7-5 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人税
制度・パッケージ 名（法律名）	景気刺激パッケージ
政策目的	ロックダウンが影響を与えた事業者の歳入損失を軽減する観点から、繰越額の増額を講ずる。 出典：”A stimulus package for everyone in Germany” Federal Ministry of Finance Website
措置対象	コロナウィルスの影響を受けている全ての事業者
措置項目	欠損金繰戻による還付
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する欠損金繰戻による還付
措置の概要	➤ 既存制度 欠損金の繰戻は100万ユーロを上限とする。 ➤ 変更 2020年と2021年に最大500万ユーロ（共同評価の場合は1,000万ユーロ）に増加する。さらに、2019年の納税申告に損失の繰戻を適用できる。
発表日	2020年6月30日
施行日	2020年7月1日
廃止予定日	2020年12月31日
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/stimulus-package-for-everyone.html#t-citizen
追加情報源	http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/200/1920058.pdf https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze_Gesetzesvorhaben/Abteilungen/Abteilung_IV/19_Legislaturperiode/Gesetze_Verordnungen/2021-02-12-Drittes-Corona-Steuerhilfegesetz/0-Gesetz.html

6) 事業者に対する輸入付加価値税の納税猶予

図表 7-6 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	輸入付加価値税

項目	概要
制度・パッケージ名（法律名）	景気刺激パッケージ"
政策目的	輸入会社の流動性を強化し、輸入及びロジスティクス業界におけるドイツの競争力を高める観点から、輸入付加価値税の納税猶予を講ずる。 出典：”A stimulus package for everyone in Germany” Federal Ministry of Finance Website
措置対象	輸入会社
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する輸入売上税の納税猶予
措置の概要	➤ 既存制度 輸入売上税の納税期限を輸入した月の 16 日とする。 ➤ 変更（2020 年 6 月 30 日） 輸入した翌々月の 26 日まで納税を猶予する。"
発表日	2020 年 6 月 30 日
施行日	2020 年 6 月 30 日
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2020/06/2020-06-12-Umsetzung-Konjunkturpaket.html
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/stimulus-package-for-everyone.html#t-citizen

7) 研究機関に対する基礎控除額の上限引き上げ

図表 7-7 法人税に係る措置

項目	概要
税目	法人税
制度・パッケージ名（法律名）	景気刺激パッケージ
政策目的	研究機関に対する負担を軽減し、流動性を増加させ、経済の安定化につなげる観点から、研究開発費の基礎控除額の上限の拡大を講ずる。 https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2020/06/2020-06-12-Umsetzung-Konjunkturpaket.html 出典：”Um-set-zung des Kon-junk-tur-pa-kets - Mit Zu-ver-sicht und vol-ler Kraft aus der Kri-se” Bundesministerium der Finanzen Website
措置対象	➤ 対象事業者 研究機関 ➤ 対象となる経費 企業内の研究開発の対象 -研究開発活動に従事する従業員に対して生じる給与・賃金 -賃金・給与から支払われる保険料 -共同事業者の研究 ・委託された研究開発案件から生じる費用の 60%
措置項目	控除
業種特定の有無	有
措置の要旨	事業者に対する、研究開発費の税額控除の増額
措置の概要	➤ 既存制度 2020 年 1 月 1 日、研究開発費の税額控除を認める法律が成立し（Research Allowance Act）、一定期間の研究開発費の基礎控除額の上限を 200 万ユーロとされた。 ➤ 変更（2020 年 6 月 30 日） 2020 年 7 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間、基礎控除額の上限を 400 万ユーロに増額する。

項目	概要
発表日	2020 年 6 月 30 日
施行日	2020 年 7 月 1 日
廃止予定日	2025 年 12 月 31 日
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額 (財政赤字 への影響額)	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Public-Finances/Articles/2020-06-04-fiscal-package.html
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/FAQ/2020-04-29-forschungszulage.html

8) 事業者に対する賞与の非課税措置

図表 7-8 所得税・社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	所得税 社会保障負担金
制度・パッケージ 名 (法律名)	—
政策目的	—
措置対象	従業員に対するボーナス
措置項目	非課税措置
業種特定の有無	有
措置の要旨	従業員に対するボーナスの所得税の非課税措置
措置の概要	➤ 既存制度 所得税法 (the German Income Tax Act) 第 3 条第 11 号の規定により、公的基金から支給される特定の助成金及び補助金は非課税とされるが、賃金ガイドラインに基づき、民間の雇用者が個々の従業員に対して支給される特定の給付についても、最大 600 ユーロまで支給可能であった。 ➤ 変更 (2020 年 4 月 3 日) 2020 年 3 月 1 日から 12 月 31 日までの間に雇用主が医療に従事する従業員に支払う賞与に対して最大 1,500 ユーロまで所得税は非課税となる。最大 1,500 ユーロを所得税法第 3 条第 11 号の適用対象都市、適用要件を緩和した。賃金ガイドラインには、「例えば疾病または自己の場合に補助の事由が正当化される」という要件が盛り込まれている。" ➤ 変更 (2020 年 10 月 26 日) 援助は、コロナ危機による追加の負担を低減するために提供されるという条件を付す。
発表日	2020 年 4 月 3 日
施行日	2020 年 3 月 1 日
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額 (財政赤字 への影響額)	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2020/04/2020-04-03-GPM-Bonuszahlungen.html

9) 法人税法の改正

図表 7-9 法人税・営業税に係る措置

項目	概要
税目	法人税 営業税
制度・パッケージ 名 (法律名)	景気刺激パッケージ

項目	概要
政策目的	企業の競争力を向上させる観点から、法人税法を改正する。 出典：”A stimulus package for everyone in Germany” Federal Ministry of Finance Website
措置対象	コロナウィルスの影響を受けているパートナーシップ形態の会社
措置項目	法改正
業種特定の有無	無
措置の要旨	パートナーシップ形態の会社に対する税率変更、営業税の控除額引き上げ
措置の概要	➤ パートナーシップ形態の会社が税制上、法人格として扱われることを選択できるようにすることができる。 - 既存制度 法人税は企業の年間所得の 15%が課せられる。パートナーシップ形態の会社（合名会社、合資会社等）は法人と見なされないため、法人税は課されないが、会社全体の課税対象額をもとに個々の出資者に所得税が累進課税され（0%～45%）、社全体で見ると法人よりも税負担が大きくなることもある。から、そこで、税負担抑制の観点から、出資者に対し所得を問わず 28.25%の一律税率適用の申請ができるようになっていた。 - 変更点 パートナーシップ形態の会社が税制上の目的のために、法人として扱われることを選択できるようになり、税率は法人税率と同率の 15%が適用され、出資者には所得税は課されない。社全体の税負担で見れば、一律で 15%の税率を課されることと同義であり、これまで適用されていた 28.25%の一律税率よりも税負担が軽減される有利となる。 ➤ 所得税額算出における営業税の控除可能額の増額 - 既存制度 営業税（所得に課せられる地方税）は、法人もパートナーシップ形態の会社も納税する。パートナーシップ形態の会社の出資者には所得税が累進課税され、社全体で見ると法人よりも税負担が大きいことから、法人とパートナーシップ形態の会社とへの課税負担の公平性の確保の観点からを調和させるため、パートナーシップ形態の会社には営業税の課税対象額に 380%を乗じた金額を上限として、出資者に対する所得税額を計算するうえで控除が認められている。 - 変更 営業税の課税対象額に対して出資者に対する所得税額を計算するうえで認められる控除額を最大 400%に引き上げる。
発表日	2020 年 6 月 30 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/stimulus-package-for-everyone.html#t-citizen

10) 事業者に対する社会保障負担金の納付猶予

図表 7-10 社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	社会保障負担金
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナ危機により経済的困難にある企業や自営業者に対し、助成金では即時に支援が届かないため、社会保障負担金の納付を遅らせる。 出典：” Beitragsstundungen erst dann, wenn alle Hilfen genutzt sind” GKV Spitzenverband, 25 March 2020
措置対象	コロナウィルスの影響を受けている全ての企業
措置項目	納付猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する社会保障負担金の納付猶予
措置の概要	➤ 既存制度 毎月納付する。

項目	概要
	変更 2020年3月、4月分の納付を猶予する。
発表日	2020年3月25日
施行日	2020年3月分の納付に適用
廃止予定日	2020年5月分の納付
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.gkv-spitzenverband.de/media/dokumente/presse/pressemitteilungen/2020/PM_2020-03-25_Beitragsskonditionen.pdf

(2) 生活者・家計向け支援

1) 生活者に対する所得税の納税猶予

図表 7-11 個人所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名（法律名）	—
政策目的	コロナウィルスがもたらす、若しくはもたらし得る相当な経済的損害を踏まえ、過度の困難を回避する観点から、納税猶予を講ずる。 出典：“Steuerliche Maßnahmen zur Berücksichtigung der Auswirkungen des Coronavirus (COVID-19/SARS-CoV-2)” Bundesministerium der Finanzen, 19 März 2020
措置対象	コロナウィルスの影響を受けている全ての事業者 (経済的損害の金額に拘らない)
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	生活者に対する個人所得税の納税猶予・分割納付
措置の概要	- 既存制度： 確定申告を行う必要のある納税者は、翌会計年度の7月31日までに申告する必要がある。 - 変更（2020年3月19日） 新型コロナウイルスの影響を受ける所得税の納付を猶予する。 企業は、コロナ危機により問題が発生したことを自ら証明する必要がある。2020年12月31日以降を期限とする場合も納税猶予の要請は具体的に調整される。 - 変更（2020年12月22日） 新型コロナウイルスが引き続き甚大な被害を与えているため、2021年6月30日まで延長する。2021年3月31日を期限とする税金は、遅くとも2021年12月31日まで分割納付すれば2021年6月30日を超えても猶予が認められる。6月30日までの納税猶予及び12月31日までの分割納付には厳格な要件は不要である。納税者が生じた損害の詳細な根拠を提示できなくても申請は却下されない。納税猶予に伴い利息は発生しない。
発表日	2020年3月19日
施行日	—
廃止予定日	2021年6月30日
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Priority-Issues/Corona/2020-03-20-Tax-measures-to-assist-businesses.html https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Weitere_Steuertemen/Abgabenordnung/2020-03-19-steuerliche-massnahmen-zur-beruecksichtigung-der-auswirkungen-des-

項目	概要
	coronavirus.pdf? blob=publicationFile&v=4
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Weitere_Steuerthemen/Abgabenordnung/2020-12-22-steuerliche-massnahmen-zur-beruecksichtigung-der-auswirkungen-des-coronavirus-verlaengerung.pdf? blob=publicationFile&v=2

2) 越境通勤者に対する二重課税の回避

図表 7-12 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	感染症のリスクが高いために保健当局が自宅での勤務を引き続き推奨している期間について、特別な規制を設けることで、その期間中、当該従業員を職場にいるものとして扱い、通常通りに実際の勤務地として扱い、国境を越えて通勤する個人に不利な税務上の影響を与えない。 出典：”Covid-19: Sonderregelungen für Grenzpendler*innen” Bundesministerium der Finanzen, 3 April 2020
措置対象	国境を越えて通勤する個人
措置項目	二重課税の回避
業種特定の有無	無
措置の要旨	越境通勤者に対する二重課税防止条約の改定
措置の概要	➤ 既存制度 周辺国との間で越境通勤者に関する二重課税を回避する条約が締結されている。 ➤ 変更 在宅勤務をする場合の勤務日の解釈について。従業員は新型コロナウイルス対策のみを理由として在宅し給与を受け取る営業日を、新型コロナウイルスがなければ本来の勤務場所で実施できた営業日とみなす。 従業員が雇用主や税務署に居住地を通知すれば、従業員が在宅して実施した営業日数等の記録が明らかにされる。 - ルクセンブルクとの 2012 年 4 月 23 日の合意を 2020 年 4 月 3 日に改定し、3 月 11 日から 4 月 30 日まで適用することとした。2020 年 10 月 7 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。 - オランダとの 2012 年 4 月 12 日の合意を 2020 年 4 月 6 日に改定し、3 月 11 日から 4 月 30 日まで適用することとした。2020 年 10 月 22 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 9 日、適用期間を 3 月 31 日まで延長した。 - オーストリアとの 2000 年 8 月 24 日の合意を 2020 年 4 月 15 日に改定し 2020 年 3 月 11 日から 2020 年 4 月 30 日まで適用することとした。2020 年 10 月 27 日、適用期間を 2020 年 12 月 31 日まで延長した。2021 年 1 月 15 日、てき 3 月 31 日まで延長した。 - ベルギーとの 1967 年 4 月 11 日の合意（2002 年 11 月 5 日改定）を 2020 年 5 月 6 日に改定し、3 月 11 日から 5 月 31 日まで適用することとした。2020 年 5 月 20 日、適用期間を 6 月 30 日まで延長した。2020 年 6 月 22 日、適用期間を 8 月 31 日まで延長した。2020 年 8 月 24 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 10 日、適用期間を 2021 年 3 月 31 日まで延長した。 - フランスとの 1959 年 7 月 21 日の合意（1969 年 6 月 9 日、1989 年 9 月 28 日、2001 年 12 月 20 日、2015 年 3 月 31 日改定）を 2020 年 5 月 13 日に改定し、3 月 11 日から 5 月 31 日まで適用することとした。2020 年 12 月 7 日、適用期間を 2021 年 3 月 31 日まで延長した。 - スイスとの 1971 年 8 月 11 日の合意（2010 年 10 月 27 日改定）を 2020 年 6 月 11 日に改定し、1 か月ごとに自動延長された。2020 年 11 月 30 日、適用期間を 2021 年 3 月 31 日まで延長した。 - ポーランドとの 2003 年 5 月 14 日の合意を 2020 年 11 月 27 日に改正し、3 月 11 日から 12 月 31 日まで適用することとした。
発表日	2020 年 4 月 6 日
施行日	2020 年 3 月 11 日
廃止予定日	2021 年 3 月 31 日
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/Internationales_Steuerecht/Staatenbezogene_Informationen/Laender_A_Z/Niederlande/2020-04-08-DBA-Niederlande-

項目	概要
	Konsultationsvereinbarung.pdf? blob=publicationFile&v=1

3) 付加価値税の税率引き下げ

図表 7-13 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	景気刺激パッケージ
政策目的	ドイツにおける消費需要を高める観点から、付加価値税の減税を講ずる。 出典：”A stimulus package for everyone in Germany” Federal Ministry of Finance
措置対象	物品・サービス
措置項目	減税
業種特定の有無	無
措置の要旨	付加価値税の税率引き下げ
措置の概要	➤ 既存制度 2種類の付加価値税があり、標準税率は19%、軽減税率は7%が適用される。 ➤ 変更（2020年6月29日） 2020年7月1日から12月31日までの6か月間、標準税率は16%に、軽減税率は5%に引き下げる。 ➤ 変更（2020年12月22日） 付加価値税の税率引き下げは2021年6月30日まで延長される。 ➤ 変更（2021年2月12日） 適用期間を2022年12月31日まで延長する。
発表日	2020年6月30日
施行日	2020年7月1日
廃止予定日	2022年12月31日
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.bundesregierung.de/breg-en/news/konjunkturpaket-1757640
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Weitere_Steuertemen/Abgabenordnung/2020-12-22-steuerliche-massnahmen-zur-beruecksichtigung-der-auswirkungen-des-coronavirus-verlaengerung.pdf? blob=publicationFile&v=2

4) ひとり親家庭に対する税額控除額の引き上げ

図表 7-14 所得税に係る措置

項目	概要												
税目	所得税												
制度・パッケージ名（法律名）	景気刺激パッケージ												
政策目的	コロナ禍における家庭支援の観点から、税額控除の増額を講ずる。 出典：”A stimulus package for everyone in Germany” Federal Ministry of Finance												
措置対象	以下の所得税分類2に該当するひとり親 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>該当者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>独身、離別者で分類2、3に該当しない者</td></tr> <tr> <td>2</td><td>ひとり親</td></tr> <tr> <td>3</td><td>パートナー（高所得の方に分類3を留保し、もう一方は分類5に割り当てられる）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>パートナー（所得が同じ場合両者とも分類4に割り当てられる）</td></tr> <tr> <td>5</td><td>パートナー（低所得の方に分類5を留保し、もう一方は分類3に割り当てられる）</td></tr> </tbody> </table>	分類	該当者	1	独身、離別者で分類2、3に該当しない者	2	ひとり親	3	パートナー（高所得の方に分類3を留保し、もう一方は分類5に割り当てられる）	4	パートナー（所得が同じ場合両者とも分類4に割り当てられる）	5	パートナー（低所得の方に分類5を留保し、もう一方は分類3に割り当てられる）
分類	該当者												
1	独身、離別者で分類2、3に該当しない者												
2	ひとり親												
3	パートナー（高所得の方に分類3を留保し、もう一方は分類5に割り当てられる）												
4	パートナー（所得が同じ場合両者とも分類4に割り当てられる）												
5	パートナー（低所得の方に分類5を留保し、もう一方は分類3に割り当てられる）												

項目	概要
	6 兼業している従業員 "
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	ひとり親家庭に対する税額控除の引き上げ
措置の概要	- 既存制度： ひとり親に対し、年額 1,908 ユーロの税額控除が適用される。 - 変更（2020 年 6 月 30 日） 2020 年と 2021 年にそれぞれ年額 4,008 ユーロに引き上げられる。なお、Annual Tax Act 2020 により、2022 年から恒久的に 4,008 ユーロに引き上げられる。
発表日	2020 年 6 月 30 日
施行日	2020 年 7 月 1 日
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	100 万人のひとり親とその子供が対象になると見込まれる。
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Public-Finances/Articles/2020-06-04-fiscal-package.html
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/Content/Downloads/konjunkturprogramm-fuer-alleinerziehende.pdf?blob=publicationFile&v=2

5) ひとり親に対する給付の非課税措置

図表 7-15 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名（法律名）	景気刺激パッケージ
政策目的	—
措置対象	2020 年の少なくとも 1 か月に児童手当の資格がある子供
措置項目	非課税措置
業種特定の有無	無
措置の要旨	ひとり親に対する給付の非課税措置
措置の概要	2 度に分けて支給され、1 度目は 2020 年 9 月に 200 ユーロ、2 度目は 10 月に 100 ユーロ支給される。
発表日	2020 年 6 月 29 日
施行日	2020 年 9 月開始
廃止予定日	2020 年 10 月終了
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	1,800 万人が対象となる。
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/Steuerarten/Einkommensteuer/2020-05-05-tariffermaessigung-einkuenfte-land-forstwirtschaft.html

(3) 事業者及び生活者向け支援

1) 事業者・生活者に対する社会保障負担金割合の上限設定

図表 7-16 社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	社会保障負担金
制度・パッケージ 名（法律名）	景気刺激パッケージ
政策目的	コロナウィルスにより社会保障支出を押し上げているが、社会保障負担金の増加を防ぐ観点から、上限の

項目	概要										
	保障を講ずる。 出典：”A stimulus package for everyone in Germany” Federal Ministry of Finance Website										
措置対象	コロナウィルスの影響を受けている全ての企業										
措置項目	税額の調整										
業種特定の有無	無										
措置の要旨	所得に対する社会保障負担金の割合の上限設定										
措置の概要	➤ 既存制度： 社会保障負担金は、医療、介護、年金、失業の 4 つから成り、合計すると総所得の約 40%を占める。このうち、雇用主が半分を負担し、従業員が残りの半分を負担する。上限は設定されていなかった。2019-20 年度の従業員負担分の内訳は以下のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>社会保障負担金 (%)</th></tr> <tr> <td>年金</td><td>9.3</td></tr> <tr> <td>失業</td><td>1.25</td></tr> <tr> <td>医療</td><td>7.3</td></tr> <tr> <td>介護</td><td>1.525</td></tr> </table> ➤ 変更（2020 年 6 月 30 日） 2021 年末まで、社会保障負担金の上限が総所得の 40%を超えないことを政府が保証する。40%を超える分は政府の予算で補填される。”	項目	社会保障負担金 (%)	年金	9.3	失業	1.25	医療	7.3	介護	1.525
項目	社会保障負担金 (%)										
年金	9.3										
失業	1.25										
医療	7.3										
介護	1.525										
発表日	2020 年 6 月 30 日										
施行日	—										
廃止予定日	2021 年 12 月 31 日										
予想コスト （当初予算額）	—										
適用実績 （件数、適用額）	—										
減収額（財政赤字 への影響額）	—										
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Public-Finances/Articles/2020-06-04-fiscal-package.html										
追加情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/stimulus-package-for-everyone.html#t-citizen										

2) 再生可能エネルギー電力賦課金の引き下げ

図表 7-17 再生可能エネルギー電力賦課金に係る措置

項目	概要
税目	再生可能エネルギー電力賦課金
制度・パッケージ 名（法律名）	景気刺激パッケージ
政策目的	コロナウィルスを原因とする経済縮小により、電力価格の低下及び賦課金の上昇が予想されるため、消費者にとって引き続き電力を手頃な価格で利用できるようにする観点から、賦課金の引き下げを講ずる。 出典： https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/stimulus-package-for-everyone.html
措置対象	再生可能エネルギー電力賦課金の負担者 内訳は、全体の 2 分の 1 が企業、3 分の 1 が家庭、残りが公的機関
措置項目	減税
業種特定の有無	無
措置の要旨	再生可能エネルギー電力賦課金の引き下げ
措置の概要	➤ 既存制度 再生可能エネルギー法のもと、再生可能エネルギーの拡大に使用されている。2020 年は 6.756 ユーロ・セント/kWh が適用された。 ➤ 変更（2020 年 6 月 30 日） 2021 年 1 月 1 日から 6.5 ユーロ・セント/kWh、2022 年 1 月から 6.0 ユーロ・セント/kWh に変更される。
発表日	2020 年 6 月 30 日
施行日	2021 年 1 月 1 日

項目	概要
廃止予定日	
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.bundesfinanzministerium.de/Web/EN/Issues/Priority-Issues/stimulus-package-for-everyone/stimulus-package-for-everyone.html#t-citizen
追加情報源	http://www.bmwi-energiewende.de/EWD/Redaktion/EN/Newsletter/2020/10/Meldung/news.html

8. フランスにおける税制措置一覧

(1) 事業者向け支援

1) 事業者に対する直接税の納税猶予

図表 8-1 直接税に係る措置

項目	概要
税目	直接税（付加価値税、源泉徴収税を除く）、企業不動産負担金、不動産税
制度・パッケージ名（法律名）	第1次補正予算
政策目的	コロナウイルスによる経済活動への影響を踏まえ、事業者を支援するために直接税の納税猶予を講ずる。 出典：“Report des échéances fiscales (impôts directs)” URSSAF Website
措置対象	➤ 危機的状況にある企業や、そのような状況にある顧客に介入する会計士 ➤ 自営業者：源泉徴収率および源泉徴収額をいつでも変更できる。また、所得に対する源泉徴収の支払いを、月払いの場合は3回まで、四半期払いの場合は4回まで延期できる。 ➤ 外出禁止区域での閉鎖措置に伴う活動の中断または制限の影響を受けている企業、または財務状況がそれを正当化する場合。
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する直接税の納税猶予
措置の概要	➤ 既存制度 毎月もしくは四半期に一度納税する。 ➤ 変更（2020年3月13日） 3か月間猶予する。その後も延長され、2021年3月5日及び15日の期限も猶予することができる。
発表日	2020年3月13日
施行日	2020年3月の納税
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	2020年3月～4月：120億ユーロ 出典：“Rapport N° 2761” Assemblée Nationale
適用実績（件数、適用額）	3月だけで、直接税と合わせて対象事業者の3分の1が利用した 出典：“Rapport N° 2822” Assemblée Nationale 111,824件、3,381.02億ユーロが申請された（2021年3月4日時点） 出典：“Report d'échéances fiscales - Tableau de bord interactif” Ministère de L'économie des Finances et de la Relance Website
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://minefi.hosting.augure.com/Augure_Minefi/r/ContenuEnLigne/Download?id=379BB721-EE5E-40D9-B9D8-C4006AA2C111&filename=2074%20-%20Discours%20Bruno%20LE%20MAIRE%20sur%20le%20de%CC%81tail%20des%20mesures%20de%20soutien%20mises%20en%20place%20pour%20les%20entreprises.pdf
追加情報源	https://les-aides.fr/fiche/apFgC3dG2e3B/ddfip/report-des-echeances-fiscales-impots-directs-mesure-de-soutien-pour-les-entreprises-impactees-par-le-covid-19.html https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_fin/115b2822_rapport-fond

2) 事業者に対する社会保障負担金の納付猶予

図表 8-2 社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	社会保障負担金
制度・パッケージ名（法律名）	第1次補正予算
政策目的	キャッシュフローに関する深刻な負担を抱える企業及び自営業者を支援する観点から、社会保障負担金の支払い猶予を講ずる。 出典：“Délais de paiement des cotisations et contributions sociales” les-aid.fr Website
措置対象	➤ 毎月15日を納期限とする、従業員50名より少ない企業 ➤ 毎月5日を納期限とする、従業員50名以上の企業 ➤ 毎月もしくは四半期ごとに納期限のある自営業者
措置項目	納付猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する社会保障負担金の納付猶予

項目	概要
措置の概要	➤ 既存制度 社会保障負担金の支払期日を毎月 5 日若しくは 15 日とする。 ➤ 変更（2020 年 3 月 13 日） 2020 年 3 月 15 日が納付期限の事業者は、全部または一部を最大 3 カ月延期する。2020 年 4 月 5 日が納付期限の事業者は、全部または一部を最大 3 カ月延期できる ➤ 変更 2021 年 3 月 5 日、15 日、20 日分も猶予できる。
発表日	2020 年 3 月 13 日
施行日	2020 年 3 月 13 日
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	215 億ユーロ 3 月 15 日猶予分：85 億ユーロ 4 月 5 日猶予分：130 億ユーロ 出典：”Rapport N° 2761” Assemblée Nationale
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	当初現金化される予定だった 70 億ユーロの社会保障拠出金のうち 17 億ユーロ以上 出典：”URSSAF : report des cotisations sociales” Ministère des Solidarités et de la Santé, 18 March 2020
情報源	https://les-aides.fr/fiche/apFgC39G2e3B/urssaf/delais-de-paiement-des-cotisations-et-contributions-sociales.html#:~:text=Les%20employeurs%20peuvent%20reporter%20tout,5%20et%2015%20d%C3%A9cembre%202020.&text=Le%20report%20de%20cotisations%20Urssaf,pas%20pay%C3%A9es%20sont%20automatiquement%20report%C3%A9es.
追加情報源	https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/delais-de-paiement-decheances-sociales-et-ou-fiscales-urssaf#reportcotisationsociales https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_fin/115b2822_rapport-fond

3) 事業者に対する所得税の控除の維持

図表 8-3 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ 名（法律名）	—
政策目的	移動が制限されている間新型コロナウイルス拡大に対処するために遠隔で指導を行う場合も税務上の優遇を受けられるようにする観点から、税額控除を維持する。 出典：”Crédit d'impôt emploi à domicile” Ministère de L'économie des Finances et de la Relance Website
措置対象	家庭教師を行う従業員
措置項目	控除
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する所得税額控除
措置の概要	➤ 既存制度 在宅で提供される家庭教師サービスやレッスンは、個々の雇用者の利益のために、所得税控除の対象となる。 ➤ 変更（2020 年 3 月 22 日） 現在の医療危機という特殊な状況下において、例外的かつ一時的に、出張が制限されている新型コロナウイルス対策期間中に遠隔地で実施しなければならない場合、これらのサービスは引き続きこの税制優遇措置の対象となる。
発表日	2020 年 3 月 22 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—

項目	概要
情報源	https://minefi.hosting.augure.com/Augure_Minefi/r/ContenuEnLigne/Download?id=0EE6773A-D568-4133-956C-5C17212F5E56&filename=996%20-%20Renforcement%20des%20mesures.pdf

4) 事業者に対する法人税及び付加価値税の還付

図表 8-4 法人税及び付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	コロナウィルスにより困難に陥っている事業者に経済支援を行う。 出典：”Communique de presse N° 996” Ministère de L’action et des Comptes Publics, 22 mars 2020
措置対象	
措置項目	還付
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する付加価値税及び法人税の控除分の還付
措置の概要	➤ 既存制度 納税申告時に還付を受けることができる。 ➤ 変更 申告期限よりも前に還付できるように手続きを早める。
発表日	2020 年 3 月 22 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://minefi.hosting.augure.com/Augure_Minefi/r/ContenuEnLigne/Download?id=0EE6773A-D568-4133-956C-5C17212F5E56&filename=996%20-%20Renforcement%20des%20mesures.pdf
追加情報源	

1) 事業者に対する連帯基金への非課税措置

図表 8-5 法人税、所得税、社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	法人税、所得税、社会保障負担金
制度・パッケージ名（法律名）	第 2 次補正予算
政策目的	連帯基金を受ける企業に対する効果を最大化し、できる限り効果のあるものにする。 出典：”Rapport N° 2822” Assemblée Nationale
措置対象	2020 年 3 月 25 日に決定された連帯基金による給付を受ける事業者。 連帯基金の対象となる事業者は、小企業、零細企業、自営業者、フリーランスで、従業員 10 名未満、売上高が 100 万ユーロ未満、課税評価額 60,000 ユーロ未満の事業者である。
措置項目	非課税
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に支給される連帯基金の非課税措置
措置の概要	2020 年 3 月 25 日に制定された、新型コロナウイルスの流行および流行を制限するためにとられた措置による経済的、財政的、社会的な影響を特に受けた企業のための連帯基金によって支払われた援助は、法人税、所得税、社会保障負担金が免除される。
発表日	2020 年 4 月 15 日
施行日	2020 年 6 月 25 日
廃止予定日	—
予想コスト	10 億ユーロ

項目	概要
(当初予算額)	出典：”Rapport N° 2822” Assemblée Nationale Website
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/opendata/PRJLANR5L15B2820.html#_RefHeading__8404_253435663
追加情報源	https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_fin/115b2822_rapport-fond https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFARTI000042028813/#JORFARTI000042028813

2) 事業者に対する法人税・企業付加価値税の分割納付

図表 8-6 法人税・企業付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	法人税・企業付加価値税
制度・パッケージ 名（法律名）	—
政策目的	企業活動の回復を支援する観点から、税の分割納税を調整する。 出典：”Communiqué de presse N° 1037” 29 mai 2020, Ministère de L’action et des Comptes Publics
措置対象	大企業（5,000 人以上の従業員または 15 億ユーロ以上の売上高を有する）
措置項目	納付額の調整
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する法人税及び企業付加価値税の分割納付の調整
措置の概要	➤ 既存制度 四半期ごとに納税する。例えば、2019 年 12 月 31 日に終了する会計年度については、3 月 15 日、6 月 15 日、9 月 15 日、12 月 15 日を期限とする。 ➤ 変更- - 法人税について ・ 2 回目の納期限が 6 月 15 日の事業者の場合、6 月 15 日ではなく 6 月 30 日まで支払うことができ、2020 年 6 月時点での前払い金（2 から 4 回目）は、より柔軟に調整することができる。 ・ 2 回目の分割払いは、1 回目と 2 回目の合計額が一致するように調整することができる。当年度の法人所得税の予測額の少なくとも 50%、その誤差は 30 %である。 ・ 3 回目は、第 1 回、第 2 回および第 3 回分割払いの合計額を調整することができ、当年度の法人税の概算額の 75%以上に相当する額で、かつ誤差は 20%である。 ・ 4 回目は、すべての分割払いの合計額が少なくとも当会計年度の推定法人税の額に相当するように調整することができ、誤差は 10%である。 - 企業付加価値税について ・ 通常、納付額の 50%に相当する 1 回目の分割払いは、6 月 15 日ではなく 6 月 30 日まで支払うことができる。1 回目は、誤差を（法定の 10%ではなく）30%に拡大して調整できる。 ・ 2 回目の支払いで、全体（第 1 回目＋第 2 回目）が総額に達する必要があるが、20%の誤差がある。
発表日	2020 年 5 月 29 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト (当初予算額)	—
適用実績 (件数、適用額)	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.limoges.cci.fr/tl_files/cci-limoges/Photos/covid19/cp_acomptes_is_et_evae.pdf

3) 事業者に対する社会保障負担金の分割納付

図表 8-7 社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	社会保障負担金

項目	概要
制度・パッケージ名（法律名）	Specific Covid-19 settlement plans
政策目的	—
措置対象	➤ 毎月 15 日を納期限とする、従業員 50 名以下の企業 ➤ 毎月 5 日を納期限とする、従業員 50 名以上の企業 ➤ 毎月もしくは四半期ごとに納期限のある自営業者 ➤ 上記の事業者のうち、2020 年春に納税期限を延長する必要がある、いまだに支払いをできていない企業（申請は、ケースバイケースで検討される）
措置項目	分割納付
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する社会保障負担金の分割納付
措置の概要	➤ 既存制度 毎月もしくは四半期に一度納税する。 ➤ 変更（2020 年 3 月 13 日） 自営業者は、月々の支払い期限を 3 月から延長できる。 ➤ 変更（2020 年 8 月 17 日） 2020 年春に納税期限を延長する必要がある、いまだに支払いをできていない企業は、3 年かけて分割納付できる。
発表日	2020 年 8 月 17 日
施行日	—
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/delais-de-paiement-decheances-sociales-et-ou-fiscales-urssaf#reportcotisations sociales
追加情報源	https://les-aides.fr/aide/apFgC39GxfTeBGZeTUzZ4_Vm5mgy0XTSllrW/urssaf/delais-de-paiement-des-cotisations-et-contributions-sociales.html

4) 事業者に対する直接税の分割納付

図表 8-8 直接税に係る措置

項目	概要
税目	直接税
制度・パッケージ名（法律名）	Specific Covid-19 settlement plans
政策目的	コロナウイルスによる経済活動への影響を踏まえ、社会保障負担金の分割納税を講ずる。 出典：”Plans de règlement pour les dettes fiscales” URSSAF Website
措置対象	➤ 対象となる企業 2019 年 12 月 31 日までに創業した事業者、職人、自由業 法人・自営業者、規模、業種、売上高の損失状況を問わない ➤ 申請資格 - 従業員が 250 人以下で、直近の決算期において、税抜き売上高が 5,000 万ユーロ以下若しくは総資産が 4,300 万ユーロ以下であること。 - 2019 年 12 月 31 以前に創業していること。 - 分割プランでカバーされる税額は、自動的に調整されない。 - 申請日において、税務申告義務を果たしていること。 - 付与された支払計画の期間が 12 ヶ月を超える場合、支払うべき権利まで財務省の債権を確実に回収するための具体的な保証を当局に提供すること。 - 民間債権者に対する債務の支払いのために、支払い期限が 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの間にあるものについては、国の保証付き融資を除いて、支払いを分割または追加の融資制度を要求したことを証明すること。 ➤ 2020 年 2 月から 4 月に支払うべき付加価値税及び源泉徴収税（PAS）のうち、2020 年 3 月から 5 月に支

項目	概要
	払うべきもの。2020 年 3 月から 5 月の間に支払うべきだった法人税及び企業の付加価値に対する拠出金（CVAE）の残高で、その支払日が 2020 年 6 月 30 日に延期されたもの。
措置項目	分割納税
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する社会保障負担金の分割納税
措置の概要	➤ 負債比率が 0.25 未満の場合、12 ヶ月間で、均等に分割払いされる。 ➤ 負債比率が 0.25 から 0.5 の間の場合、24 ヶ月で、均等に分割払いされる。 ➤ 負債比率が 0.5 を超える場合は、36 ヶ月間で、数回の均等または段階的な分割払いで定期的に支払われる。 遅くとも 2020 年 12 月 31 日までに管轄の公会計担当者に依頼しなければならない。分割払い計画の最初の期限は、この日以前に締結された和解計画については、早くとも 2020 年 9 月 1 日に設定される。
発表日	2020 年 8 月 18 日
施行日	2020 年 8 月 7 日
廃止予定日	2020 年 12 月 31 日
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/delais-de-paiement-decheances-sociales-et-ou-fiscales-urssaf#reportcotisationsociales
追加情報源	https://les-aides.fr/aide/apFgC39GxfTeBGZeTUzZ4_Vm5mgY0XTSIlrW/urssaf/delais-de-paiement-des-cotisations-et-contributions-sociales.html https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042215887/#:text=Objet%20%3A%20octroi%20de%20plans%20de,et%20le%2031%20mai%202020. https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000042225201/

5) 事業者に対する賃料の一部税額控除

図表 8-9 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税 法人税
制度・パッケージ 名（法律名）	2021 年度予算案
政策目的	医療上の制限により事業を閉鎖もしくは影響を受けている企業を支援する観点から、家賃の税額控除を講ずる。 出典：”Crédit d’impôt pour les bailleurs” URSSAF Website
措置対象	➤ 対象となる家主 - フランス国内に本籍地のある自然人である家主 - 法人、団体、公的機関 ➤ 条件 - 借主企業は、2020 年 11 月の 1 ヶ月間、公共の場での接触が禁止されている施設を借りている、若しくは連帯基金に関連する業種（宿泊業、ケータリング、カフェ等）で主な事業を行っていること - 賃貸料免除の対象となる事業所は、フランス国内にあること。 - 借主企業は以下の条件を満たす必要がある。 ・従業員数が 5,000 人未満であること、 ・2019 年 12 月 31 日時点で経営難に陥っていないこと ・2020 年 3 月 1 日時点で管財人の職に就いていないこと。
措置項目	控除
業種特定の有無	有
措置の要旨	事業者に対する賃料の税額控除
措置の概要	➤ 既存制度 賃料は税額控除の対象とならない。

項目	概要
	➤ 変更（2020 年 10 月 29 日） - 従業員 250 人未満の会社の賃貸人は、放棄した金額の 50%の税額控除を受けることができる。 - 従業員数 250 人から 5,000 人の企業の賃貸人は、放棄した金額の 50%を、家賃の 3 分の 2 を限度に税額控除することができる。
発表日	2020 年 10 月 29 日
施行日	—
廃止予定日	2021 年 12 月 31 日（税額控除を受けられる期限）
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/report-paiement-loyers
追加情報源	https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/report-paiement-loyers#:~:text=Les%20bailleurs%20seront%20%C3%A9ligibles%20au,le%2031%2F12%2F2021 https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042753580

6) 事業者に対する固定資産税の納税猶予

図表 8-10 固定資産税に係る措置

項目	概要
税目	固定資産税
制度・パッケージ 名（法律名）	—
政策目的	コロナウィルスによる経済活動への影響を踏まえ、固定資産税の納税猶予を講ずる。 出典：“COMMUNIQUÉ DE PRESSE : Mise en place des mesures exceptionnelles de report des échéances fiscales et sociales pour accompagner les entreprises concernées” Ministère de L'économie, des Finances et de la Relance, 12 October 2020
措置対象	➤ 危機により困難を抱える企業もしくはクライアントに介入している会計士 ➤ 自営業者 ➤ 自粛による閉鎖措置に関連した制限の影響を受けた事業者もしくは金銭的状况により正当化される企業
措置項目	納税猶予
業種特定の有無	無
措置の要旨	事業者に対する固定資産税の納税猶予
措置の概要	➤ 既存制度 2020 年 10 月 15 日を固定資産税の期限とする ➤ 変更 2020 年 12 月 15 日までの 3 カ月間猶予する。
発表日	2020 年 10 月 12 日
施行日	2020 年 10 月 15 日
廃止予定日	2020 年 12 月 15 日
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字 への影響額）	—
情報源	https://www.economie.gouv.fr/possibilites-report-paiement-taxes-foncières-entreprises-touchees-nouvelles-mesures-sanitaires#

7) 事業者に対する社会保障負担金の一部免除

図表 8-11 社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	社会保障負担金
制度・パッケージ名（法律名）	2021 年社会保障予算法
政策目的	コロナウィルスの第 2 波の中、直接影響を受けている事業者を支援する。 出典：”COMMUNIQUE DE PRESSE : Mise en place des mesures exceptionnelles de report des échéances fiscales et sociales pour accompagner les entreprises concernées” Ministère de L’économie, des finances et de la Relance, 20 October 2020
措置対象	➤ 2020 年 2 月から 4 月の対象事業者 - 従業員 250 人未満で経済危機により特に事業に影響を受けた事業者 - ホテル、レストラン、観光、イベント、スポーツ、文化、旅客輸送 - 上記の業種と関連する活動（ブドウ栽培、漁業、クリーニング） - 従業員 10 人未満で、事業閉鎖に従い、ホテル、レストラン、観光、イベント、スポーツ、文化、旅客輸送、ブドウ栽培、漁業、クリーニングなどの業種ではないこと ➤ 2020 年 9 月以降 - 従業員 250 人未満で経済危機により特に事業に影響を受けた事業者 - ホテル、レストラン、観光、イベント、スポーツ、文化、旅客輸送 - 上記の業種と関連する活動（ブドウ栽培、漁業、クリーニング） - 接客の禁止を受けている - 前年同時期に比べ 50% の売上高の減少を受ける - 所得の 20% に相当する社会保障負担金を補助する - 従業員 50 人未満で、事業閉鎖に従い、ホテル、レストラン、観光、イベント、スポーツ、文化、旅客輸送、ブドウ栽培、漁業、クリーニングなどの業種ではないこと
措置項目	免除
業種特定の有無	有
措置の要旨	事業者に対する社会保障負担金の一部免除
措置の概要	➤ 既存制度： 社会保障負担金は雇用主の給与の 45% に対して課される。 ➤ 変更 所得の 20% に相当する社会保障負担金を補助する。
発表日	—
施行日	2020 年 2 月 1 日
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.mesures-covid19.urssaf.fr/entreprises-et-associations/#printemps2020

(2) 生活者・家計向け支援

1) 残業手当に対する非課税措置

図表 8-12 所得税・社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	所得税 社会保障負担金
制度・パッケージ名（法律名）	第 2 次補正予算
政策目的	—
措置対象	2020 年 3 月 16 日以降、公衆衛生危機の最終日まで勤務した時間外労働
措置項目	非課税
業種特定の有無	無
措置の要旨	残業手当に対する非課税措置
措置の概要	➤ 既存制度 職務または雇用により固有の費用を賄うことを目的とし、その目的に沿って実際に使用される場合に特別手当が支給される。

項目	概要
	変更（2020年4月15日） 2020年3月16日に宣言された医療の緊急事態の最終日までの間に働いた時間外労働について、7,500ユーロまで非課税となる。
発表日	2020年4月15日
施行日	2020年4月26日
廃止予定日	—
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/opendata/PRJLANR5L15B2820.html#_RefHeading_8404_253435663
追加情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFARTI000041820870

2) 医療用マスク等に対する付加価値税の税率引き下げ

図表 8-13 付加価値税に係る措置

項目	概要
税目	付加価値税
制度・パッケージ名（法律名）	第2次補正予算
政策目的	—
措置対象	- ウィルスの飛散を防ぐために使用されるマスク及び防護服 - ウィルスの飛散を防ぐために使用される個人用衛生用品 - EU から供給された物品
措置項目	減税
業種特定の有無	無
措置の要旨	防護マスク及び個人の衛生用品に対する付加価値税の減税
措置の概要	- 既存制度 フランスの付加価値税は標準税率、軽減税率、特別税率に分かれ、標準税率は20%、軽減税率は対象によって、10%、5.5%、特別税率は2.1%が適用される。マスクには、20%の標準税率が適用される。 - 変更（2020年4月25日） 2021年12月31日まで、付加価値税率を5.5%に引き下げる。 マスクや防護用品は2020年3月24日以降に供給されたものに適用される。 - 個人用衛生用品（特に消毒液）は、2020年3月1日以降に供給されたものに適用される。 - 輸入されたマスクや衛生用品は2020年4月26日以降のものに適用される。
発表日	2020年4月25日
施行日	2020年5月7日
廃止予定日	2021年12月31日
予想コスト （当初予算額）	—
適用実績 （件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=E1C818D11ADCB065C498AB4474FE718F.tplgfr41s_3?cidTexte=JORFTEXT000041857299&dateTexte=&oldAction=rechJO&categorieLien=id&idJO=JORFCONT000041856699
追加情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGIARTI000038046954/2021-01-01/ https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=iiCwiwcP7pYfs9HLJEdoVMlu2zLZQg93bhz0fbNUjoU=

3) 公務員に対する特別手当の非課税措置

図表 8-14 所得税・社会保障負担金に係る措置

項目	概要
税目	所得税 社会保障負担金
制度・パッケージ名（法律名）	第2次補正予算
政策目的	—
措置対象	➤ 司法機関の裁判官、公務員、国の公法上の契約上の代理人、地方自治体およびその公共施設、公益団体の職員 ➤ 軍人 ➤ 公共施設の私法上の契約職員 ➤ 国又はその行政機関に雇用され、海外で勤務する文民及び軍人 ➤ 海外の国家サービスが現地法に従った雇用契約で採用した契約職員 ➤ 例外的なボーナスを支払うことができる行政機関に採用された公務員
措置項目	非課税
業種特定の有無	有
措置の要旨	新型コロナウイルス対応を行う公務員に対する特別手当の非課税措置
措置の概要	2020年に、新型コロナウイルスの流行に対処するための2020年3月23日の緊急事態に関する法律第2020-290号の第4条を適用して宣言された医療上の緊急事態の間に特に動員された期間に支払われる例外的なボーナスは、所得税、社会保障負担金を免除する。
発表日	2020年4月15日
施行日	2020年5月16日
廃止予定日	2020年12月31日
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041820860#:~:text=%2D%20II%20est%20ouvert%20aux%20ministres,%C3%A9tat%20D%20annex%C3%A9%20%C3%A0%20la
追加情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000041881965/2020-05-16/#LEGITEXT000041881965

4) 電子印紙の有効期限の延長

図表 8-15 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	第2次補正予算
政策目的	—
措置対象	電子印紙
措置項目	非課税
業種特定の有無	有
措置の要旨	電子印紙の有効期限の延長
措置の概要	➤ 既存制度 一般税務法典第900条では、使用されなかった電子印紙に関する払い戻し請求は、有効期間が満了する6ヶ月以内に提出することが規定されている。 ➤ 変更（2020年4月15日） 行政窓口サービスの中には一時的に休止になることがあり、電子印紙の有効期限が切れる可能性があるため、有効期限を12か月に延長する。
発表日	2020年4月15日
施行日	2020年11月19日
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—

項目	概要
への影響額)	
情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041820860#:~:text=%2D%20II%20est%20ouvert%20aux%20ministres,%C3%A9tat%20D%20annex%C3%A9%20%C3%A0%20la
追加情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000030062709/

5) 寄附金控除の割合引き上げ

図表 8-16 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	第2次補正予算
政策目的	—
措置対象	➤ 寄附の対象 ① 公益性を認められた財団または団体、教育法典に記載されている大学の財団またはパートナーシップの財団。教育法典に記載されている大学基金、パートナーシップ基金、および、企業財団（設立会社または設立会社が属するグループ会社の従業員、執行役員、会員、株主が、これらの組織が②に記載されている条件を満たしている場合） ② 慈善的、教育的、科学的、社会的、人道的、スポーツ的、家族的、文化的な性格を持つ一般的な関心事の活動や組織、または芸術的遺産の強化に貢献する活動、特に一般の人がアクセスできるフランスの美術館のコレクションに加わることを目的とした物品や美術品の購入資金の公募、自然環境の保護、または文化、言語、フランスの科学知識の普及に貢献する活動。 ③ 初期および継続的な職業訓練および研究活動のための、公営または私営の高等教育または芸術教育施設、一般公益施設、非営利施設および領事機関の高等教育施設。 ④ 宗教団体、慈善団体、およびアルザス・モーゼル地方で認められている宗教の公共施設。 ⑤ 経営に利害関係がなく、主な活動が演劇、叙情詩、音楽、振り付け、映画、視聴覚、サーカス作品の公開、または現代美術展の開催である公営または私営の団体で、支払いがこの活動に割り当てられている場合 ⑥ 少数の株式を取得したり、報道機関に補助金や補助金付き融資を与えたりすることで、報道の多元性を支持する具体的な活動を行う一般的な利益団体。寄附者は、寄附者と受取人の間に経済的・財政的なつながりが無いことを条件に、寄附金を特定の新聞事業やオンラインニュースサービスのために使用することができる。 ⑦ 養老資金
措置項目	控除
業種特定の有無	有
措置の要旨	生活困窮者支援の寄附促進のための控除割合引き上げ
措置の概要	➤ 既存制度 一般税務法典第 200 条において、寄附に対する税額控除が規定されている。課税所得の 20%の範囲内で、フランスに居住している納税者が行った寄付や支払い（収入や製品の明示的な放棄を含む）に相当する金額の 66%に相当する所得税の軽減を受けることができる。 ➤ 変更 無償で食事・居住支援・医療等を提供する団体に対する寄附を 2020 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに行なった場合、1,000 ユーロまでの寄附金に対して税額控除される金額の算定率を 75%とした。1,000 ユーロを超える寄附金に対しては、従来からの 66%の算定率が適用される。
発表日	2020 年 4 月 15 日
施行日	2020 年 4 月 25 日
廃止予定日	—
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	たばこに課される付加価値税を引き上げることで歳入の損失を補う。 出典：”ACT n° 2020-473 of April 25, 2020 on amending finances for 2020 (1)” Legifrance, 26 April 2020
情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041820860#:~:text=%2D%20II%20est%20ouvert%20aux%20ministres,%C3%A9tat%20D%20annex%C3%A9%20%C3%A0%20la
追加情報源	https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000042915075/

6) 越境通勤者に対する二重課税の回避

図表 8-17 所得税に係る措置

項目	概要
税目	所得税
制度・パッケージ名（法律名）	—
政策目的	—
措置対象	国境を越えて通勤する個人
措置項目	二重課税の回避
業種特定の有無	無
措置の要旨	越境通勤者に対する二重課税防止条約の改定
措置の概要	➤ 既存制度 周辺国との間で越境通勤者に関する二重課税を回避する条約が締結されている。 ➤ 変更 在宅勤務をする場合の勤務日の解釈について。従業員は新型コロナウイルス対策のみを理由として在宅し給与を受け取る営業日を、新型コロナウイルスがなければ本来の勤務場所で実施できた営業日とみなす。 従業員が雇用主や税務署に居住地を通知すれば、従業員が在宅して実施した営業日数等の記録が明らかにされる。 - ドイツとの 1959 年 7 月 21 日の合意（1969 年 6 月 9 日、1989 年 9 月 28 日、2001 年 12 月 20 日、2015 年 3 月 31 日改定）を 2020 年 5 月 13 日に改定し、3 月 11 日から 5 月 31 日まで適用することとした。2020 年 9 月 30 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 2 日、適用期間を 3 月 31 日まで延長した。 - スイスとの 1966 年 9 月 9 日の合意を 2020 年 5 月 13 日に改定し、3 月 14 日から 5 月 31 日まで適用することとした。2020 年 7 月 16 日、適用期間を 8 月 31 日まで延長した。2020 年 8 月 28 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 2 日、適用期間を 3 月 31 日まで延長した。 - ベルギーとの 1964 年 3 月 10 日の合意（1971 年 2 月 15 日、1999 年 2 月 8 日、2008 年 12 月 12 日、2009 年 7 月 7 日改定）を 5 月 15 日に改定し、3 月 14 日から 6 月 30 日まで適用することとした。2020 年 6 月 23 日、適用期間を 8 月 31 日まで延長した。2020 年 8 月 24 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 2 日、適用期間を 3 月 31 日まで延長した。 - ルクセンブルクとの 2018 年 3 月 20 日の合意を 2020 年 7 月 16 日に改定し、3 月 14 日から 8 月 31 日まで適用することとした。2020 年 8 月 27 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 7 日、適用期間を 3 月 31 日まで延長した。 - イタリアとの 1989 年 10 月 5 の合意を 2020 年 7 月 16 日に改定し、3 月 12 日から 8 月 31 日まで適用することとした。2020 年 9 月 17 日、適用期間を 12 月 31 日まで延長した。2020 年 12 月 2 日、適用期間を 2021 年 3 月 31 日まで延長した。
発表日	2020 年 5 月 13 日
施行日	2020 年 3 月 11 日
廃止予定日	2021 年 3 月 31 日
予想コスト（当初予算額）	—
適用実績（件数、適用額）	—
減収額（財政赤字への影響額）	—
情報源	https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/10_conventions/italie/accord_covid-19_fr_it_2020_12_28.pdf
追加情報源	https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/10_conventions/luxembourg/accord_covid-19_fr_lux.pdf https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/10_conventions/suisse/suisse_accord_amiable_covid19.pdf https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/10_conventions/belgique/belgique_accord_amiable_covid19.pdf https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/10_conventions/Allemagne/Allemagne_accord_amiable_covid19.pdf

二次利用未承諾リスト

報告書の題名

令和２年度産業経済研究委託事業（今後のあるべき租税特別措置の検討に向けた制度調査事業） 調査報告書

委託事業名

令和２年度産業経済研究委託事業（今後のあるべき租税特別措置の検討に向けた制度調査事業）

受注事業者名

株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所

頁	図表番号	タイトル
29	図表 3-4	2020 年における実質国内総生産